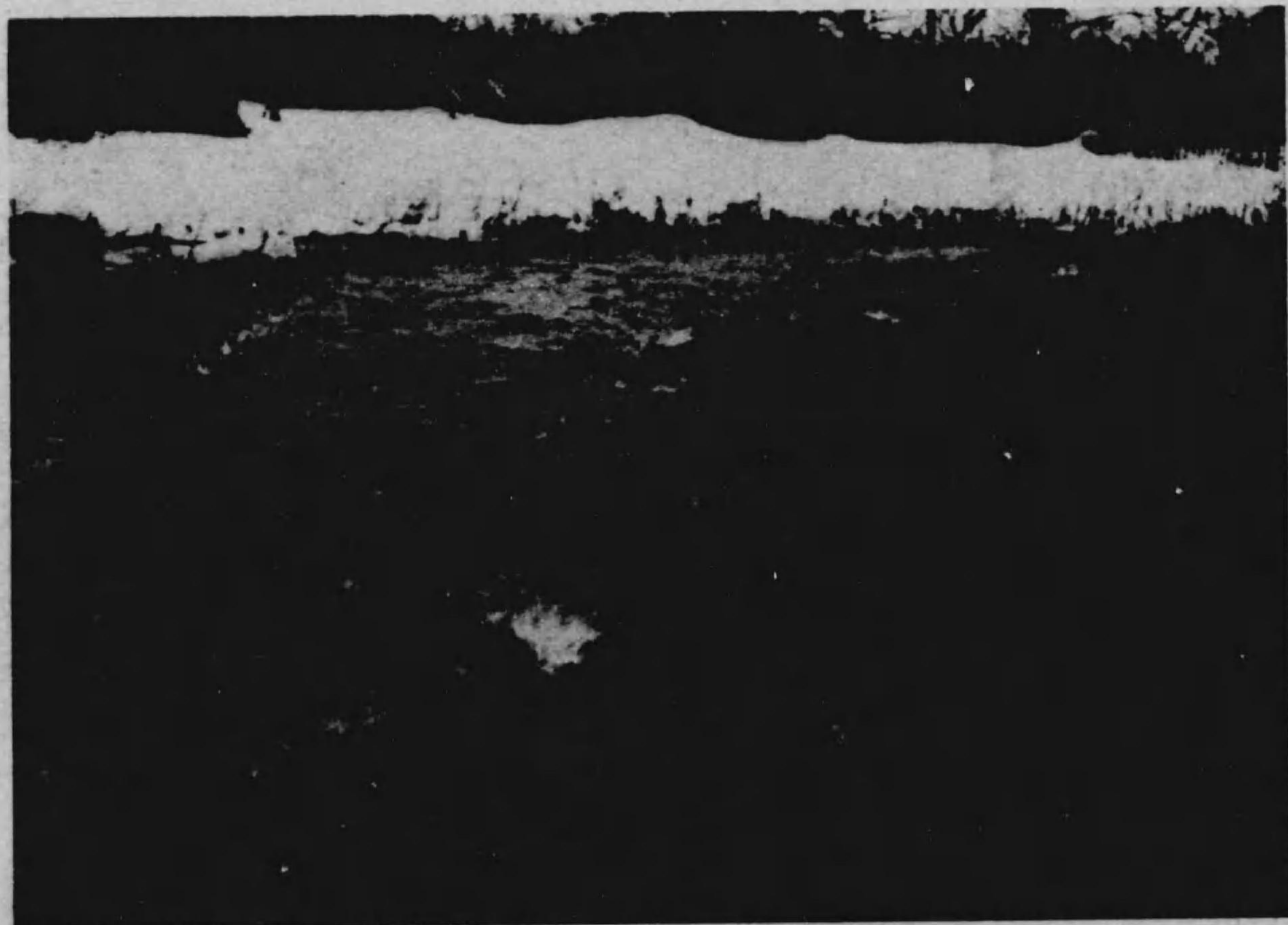




鯨 漁 の 網 起



鯡 の 湖 上

化とに因り、來游魚群の減少著しく、又交通運輸の便開けると共に、加工製造に著目するに至りたる爲、可及的に魚族の増殖維持を圖り、或は新漁場の開發と共に、漁獲物の利用増進の途を講ずる必要が生じた。之が爲に水産試験場に於て水産に關する基本的調査を爲し且漁場探検・漁撈試験・製造試験等を施行して一般漁業者を指導すると共に、遠洋並に沖合漁業獎勵の爲漁港及船入澗を築設し、且漁船の改良を助成獎勵し、或は水産製造改良施設に對して補助する外、鮭・鱒孵化増殖を圖り、以て水産業の振興方針を採り、各般に互る獎勵施設を實施してゐる。而して昭和十七年の水産總價額は三億三千九百萬餘圓で、前年に比し一千三百五十二萬餘圓の増加を示してゐるが之は鱈・鱒等の稍不漁なりしに拘らず鮭・鱒・柔魚等の好漁其の他一般に順調なる漁況なりしと、一面水産物價格の上昇に依る點も少くはないが、主として水産製造業の躍進に基因して居る。

尙漁獲物の製造改良は、漁業組合の共同製造が近時旺盛に向ひつゝあるので、製造物價額も逐年増加を示してゐる。又漁場の擴張を計ると共に、淺海養殖等の事業に關しても、漸く漁民の關心を深めんとする機運を馴致するに至つた。今水産價額



を表示すれば左の如くである。

水産 價、額

年次	沿岸漁業	遠洋漁業	水産養殖	水産製造物	計
昭和十七年	一三八、三六六、三三七	二二、四〇〇、九三〇	四三三、四三三	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和十六年	一〇五、二七一、二九七	一九、六三三、七四〇	三三三、二二〇	一五、七二二、三三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和十五年	六三、九三三、〇〇二	一四、二二四、五九一	一〇〇、九七五	一七、〇二五、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
昭和十四年	六六、六八、元七七	二二、九七五、四三二	一四、二八七	一七、〇二五、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
昭和十三年	四三、八七、九六六	二二、一四三、七四七	一〇七、四三三	一七、〇二五、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
昭和十二年	三六、八六、二七七	二二、一四三、七四七	一〇七、四三三	一七、〇二五、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
昭和十一年	三六、八六、二七七	二二、一四三、七四七	一〇七、四三三	一七、〇二五、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
昭和十年	四〇、五九四、一三三	九、九二八、三六四	八〇、四三六	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和九年	三三、四七、〇七三	七、四三六、八六八	八、七九九	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和八年	二六、七九、三三七	六、二五八、三三三	七、三九七	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和七年	二八、三三二、三三三	六、五〇三、七四三	七、三九〇	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和六年	三二、九四六、九二二	六、三三三、四八二	八、七九九	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和五年	四三、四〇〇、二七一	八、二九九、七五五	九、七四四	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和四年	四三、四〇〇、二七一	八、二九九、七五五	九、七四四	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇
昭和三年	四三、四〇〇、二七一	八、二九九、七五五	九、七四四	一五、八八五、九三三	三、九〇〇、〇〇〇

備考 一、北千島漁業生産高は沿岸漁業に含む。  
 二、北洋漁業生産高は本表の何れにも含まず。  
 三、昭和十六年以降は調査方法變更の爲沿岸遠洋等の区分なし。



(二) 漁船及従業者數 本道の漁業は沿海より漸次沖合に進み、洞游魚族に對する新規漁業又は發動機船に依る底曳網漁業勃興し、昭和十七年に於ける漁業件數は免許漁業二千五百三件、許可漁業百二十六件、専用漁業百八十件其の他であるが、之に従事する漁業者世帶數は專業二萬一千三百九世帶、兼業三萬一千百一世帶、計五萬二千四百十世帶である。右の外會社等其の他の團體で經營するもの二百三十九である。其の使用漁船の總數は五萬二千五百三十四隻を算し、前年に比し一千二百三十二隻の減少を示してゐる。而して其の内發動機船の新造及新規漁業等に對しては、國費又は地方費を以て補助金を交付し、或は指導を爲す等其の助長に努力してゐるので、逐年増加の趨勢にありたるも本年減少せるは、時局下に於ける影響に依り著業少なかりしに依る。

尙累年の趨勢を舉ぐれば次の通りである。

漁船及従業者數

年次	漁船		漁業		主		被		計
	動力を有するもの	動力を有せずのもの	漁撈	養殖	製造	計	漁撈	養殖	
昭和十七年	四六、四〇五	六、二一九	五三、五三四	二九三	四、〇九四	四七、一八四	二八、一六一	四六〇	一五三、四六五
昭和十六年	四八、二九七	五、四六九	五三、七六六	二九三	三、七九八	四七、八七六	二五、六三三	三七七	一四七、三〇七
昭和十五年	五一、五五四	六、四九〇	五八、〇四四	二九三	三、八八二	五五、八三三	二八、四九九	三五七	一四八、五九九
昭和十四年	五一、七九六	五、八九三	五七、六八九	二九三	三、八八二	五五、八三三	二八、四九九	三五七	一四八、五九九
昭和十三年	五三、〇三三	五、五八三	五八、六一八	二九三	三、八八二	五五、八三三	二八、四九九	三五七	一四八、五九九
昭和十二年	五三、二六九	五、一三七	五八、四〇六	二九三	三、八八二	五五、八三三	二八、四九九	三五七	一四八、五九九
昭和十一年	五四、〇〇四	四、七四六	五八、七五〇	二九三	三、八八二	五五、八三三	二八、四九九	三五七	一四八、五九九
昭和十年	五四、六八〇	四、二九五	五八、九三五	二九三	四、二六四	五七、三三三	二五、七七一	三六五	一五二、四四四
昭和九年	五五、六二〇	三、九五五	五八、九五五	二九三	五、八八二	五七、三三三	二五、七七一	三六五	一五二、四四四
昭和八年	五六、九七八	三、五二五	六〇、四九三	二九三	五、四四六	五七、三三三	二五、七七一	三六五	一五二、四四四
昭和七年	五六、八五三	三、三三四	六〇、一〇七	二九三	五、〇六〇	五七、三三三	二五、七七一	三六五	一五二、四四四
昭和六年	五六、二五六	三、〇七七	五九、三三三	二九三	五、三三三	五七、三三三	二五、七七一	三六五	一五二、四四四
昭和五年	五六、四三二	二、七九七	五九、一六〇	二九三	五、四四六	五七、三三三	二五、七七一	三六五	一五二、四四四
昭和四年	五六、三〇六	二、二四八	五八、五五四	二九三	六、〇〇三	五七、三三三	二五、七七一	三六五	一五二、四四四

(三) 漁獲及製造高 本道に於ける漁獲物の種類は極めて多いが、其の主要なるものは

鮭・鱒・鱈・鱧・鯉・鮪・柔魚・帆立・蟹及昆布等である。水産製造は近時長足の進歩を爲し、食料品・肥料及魚油等逐年増加の趨勢にある。更に處理加工の改善を行ひ、食糧の増産を圖るべき餘地多く、今後の研究に俟つ



所決して尠しとせぬ。殊に鱧の過半は肥料に供されつゝある状態で、之が食品化を圖ることは極めて緊要なる問題であり、水産試験場は固より、民間團體及當業者に於て種々考究を重ねてゐる。依つて鯿の如きは漸次新しく供給の途を拓かれ、各種製品となつて市場に送り出されると共に、鮮魚も又低温設備を有する輸送機關の發達に依り、遠距離の地まで輸送されるに至つた。而して水産製造物は主として素乾・鹽乾・煮乾・鹽藏・調味加工品・罐詰類・肥料及魚油等であり、其の他箇々の製造物に就ては種類が極めて多い。

本道の水産製造物は對外輸出品として極めて重要な地位を占め、年歳四・五千萬圓の輸出を爲しつゝあつたが、其の後對外關係圓滿ならざる爲不振を續けてゐた。然るに友邦滿洲國の成立と同時に滿蒙に對する需要昂まり、本道産の昆布・鹽鱈・鰯・貝柱・海參及乾鱈等水産製造物の今後有望なる消費地となるであらう。水産罐詰の主なるものは鮭・鱒・蟹等で、從來歐米に販賣せられたるも、大東亞戰爭勃發に伴ひ、輸出品より一轉して戦時下重要食糧品となるに至つた。次に重要漁獲物の主産地・漁期及製造狀況の概要を記述すれば左の如くである。

**鯿** 本道漁獲物産額中從來大宗の地位を占めてゐたが、比年不漁の結果今後の永續を危険視せられ、昭和十四年には禁漁を主とする鯿漁業の對策を樹立せらるゝに至つた。然るに昭和十五年に於ては前年の豐漁に比し、尙約一千七百五萬貫の増加、昭和十七年に於ては前年に比し、七百二十一萬貫餘の増加で、順調の漁況を示しつゝある。鯿は鮮魚・身缺鯿及鱈を主とし、燻製或は鹽藏として製造され、又肥料及魚油として處理されるものは少量である。

**鮭** 鮭は往時濫獲の結果著しく減少を示したが、最近官民協力して人工孵化を爲し、其の増殖を計つてゐる。昭和十七年に於ては前年に比し、七百五十五萬三千六百七貫の減少を示してゐる。鮭は本道各地の海洋及河川に於て漁獲せらるゝが、就中、根室及千島方面を首位とし、石狩・北見及十勝方面之に亞ぐ。處理方法としては冷藏設備の發達と共に、鮮魚の儘消費さるゝもの相當にあり、製品としては鹽鮭最も多く、其の他罐詰及燻製品として製造され、筋子は鹽藏又は粕漬に製せらる。而して新鮮なる鮭を薄鹽にせる新巻鮭は頗る高評である。

**鱈** 鱈は近時漁獲高漸増の趨勢を示してゐたが、昭和十七年は前年に比し、二千六百五萬四千六百二十五貫の減少を示した。漁獲は全道に亙るが大部分は根室・千島及網



走方面の海洋である。鮮魚・鹽藏及罐詰等として處理せられてゐるが、殊に鹽鱈は對支輸出品として重要である。

**鱈** 鱈は本道海洋到る處其の棲息を見ぬ處は無く、沖合漁業中主要なものである。處理製造は棒鱈・開鱈・鹽藏鱈・そぼろ・鱈の子(鹽藏)・搾粕及鱈油等であつて、棒鱈・開鱈は支那及南洋方面に輸出される。

**鱈** 鱈は後志・檜山及膽振地方の沿海に於て多く漁獲される。棒干は明太魚として朝鮮に仕向けられ、又鱈の子の鹽漬は紅葉子と稱し、全国各地に於て高評を博してゐるが、近時鱈の味醂干として處理されるものも相當に増加して來た。

**鱈** 種類は「まいわし」「せぐろいわし」を主とし、煮干・鹽鱈・搾粕及鱈油に處理されてゐる。

**鰈及鱈** 本道到る所に産し其の種類は三十種に上るが、中でも「まがれい」「ぶたがれい」及「宗八がれい」等が重視されてゐる。鮮魚として消費されるが秋冬の候は府縣へ移出するもの尠くない。

**鮭** 釧路及噴火灣方面を主産地とし冷蔵事業の發達と共に、大部分鮮魚にて消費される。

**柔魚** 主要な種類としては「するめいか」及「やりいか」等であるが、之等は鰯・鹽辛及刻鰯等に製造され、就中、鰯は對支輸出品として重要なものである。

**章魚** 本道到る處に棲息してゐるが、日高及釧路地方に最も多く産する。製品は酢章魚を主として煮干之に次いでゐる。

**鱈場蟹** 國後島東岸及北見國東岸を主とし、又千島・釧路及十勝沿岸に産し、其の大部分は罐詰に製せられ、從來歐米への輸出品として特に重要な地位を占めてゐたが、近時輸出杜絶の結果國內食糧品に向けられてゐる。

**帆立貝** 根室・北見地方を主産地として一部は罐詰に製せられるが、其の多くは貝柱に製せられ、對支輸出品として重要な地位を占めてゐる。

**海鼠** 海鼠は殆ど全道に棲息を見るが、就中、北見及天鹽地方に多い。漁獲物は専ら海參に製せられ、對支主要輸出品の一となつてゐる。

**昆布** 種類多く其の分布は全道に互り、折・花折・元揃・長切及刻昆布等に製せられ、從來花折及元揃は主として本邦の需要に應じ、長切及刻昆布は主として滿洲國及支那に輸出してゐるが、近時加里原藻として工業原料に供するに至つた。











(四) 北千島並北洋漁業

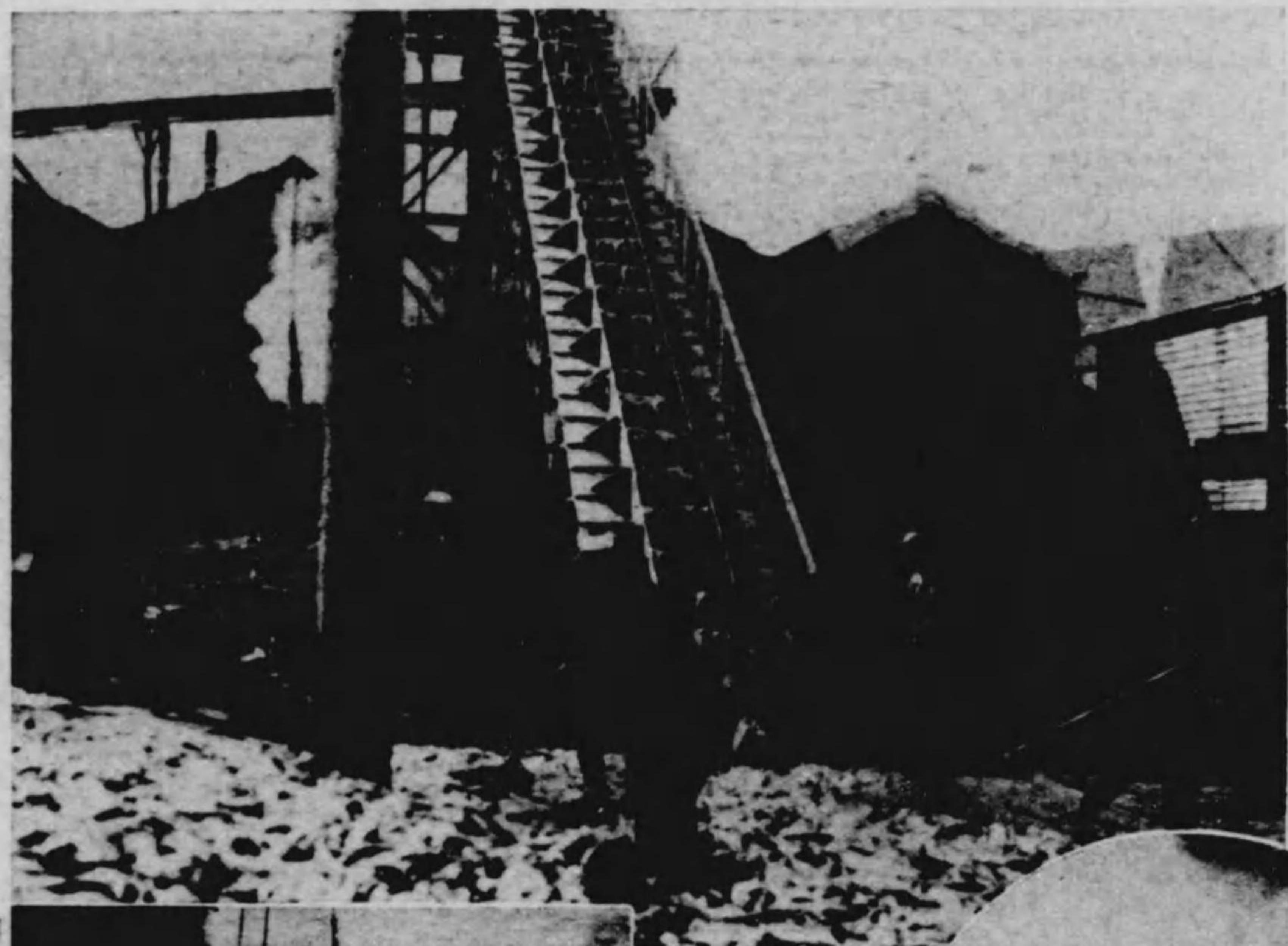
大東亞戰爭下に於ける北千島漁業並に蘇國領及公海漁業、即ち北洋漁業は我が國の漁業振興に對して、大なる貢獻を爲しつゝあるも、世界の情勢及戰局の推移と共に愈重要性と特異性を加ふるに至つた。今該漁業に於ける最近の概勢を記述すれば左の如くである。

**北千島漁業** 北千島は、北緯五十度以北に位し、函館より約一千哩、根室より約六百哩の地點に在り、幌筵・占守・阿頼度及志林規の四島を總稱するもので、占守島は僅かに七哩を距て、蘇國領勘察加に相對してゐる。

而して其の近海は各種の魚族及介藻類の棲息繁茂に適し、就中、勘察加沿岸に向つて洄游する鮭鱒は頗る豊富にして、且蟹・鱈及鰈其の他の魚類も饒多なる爲、之等の漁業は逐年躍進し、方に北千島漁業の黄金時代を現出しつゝある。

日蘇漁業條約は暫定的にして、今だに本條約の締結を見るに至らず蘇國領漁業は不安定なるも、戰局の推移による母船式漁業の充分なる漁業を期し得ざる今日、北千島に我が國北方漁業の、一大根據地となるべき適當の設備を爲すは、北千島自體の開

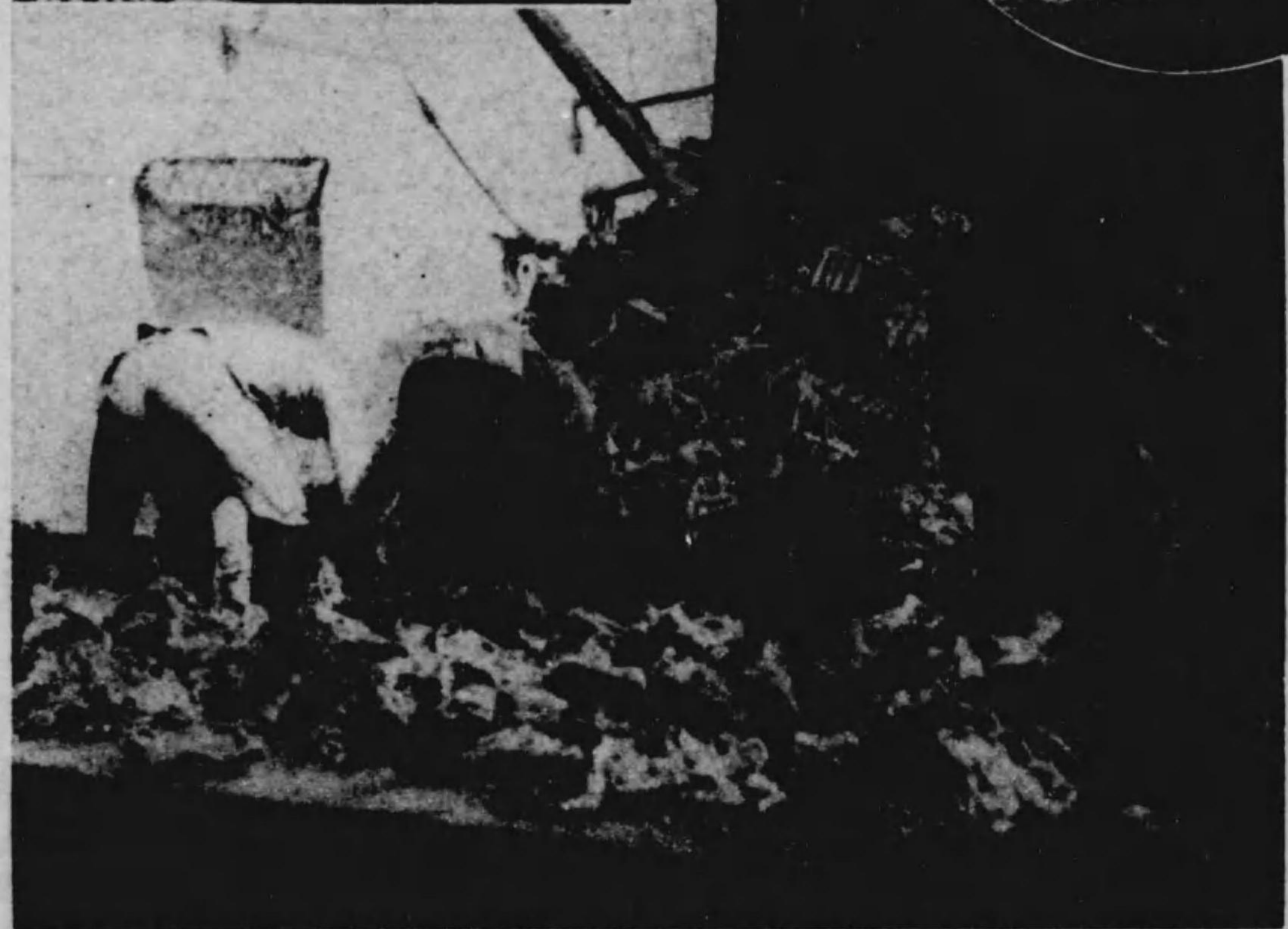
北千島に於ける鮭鱒詰工場と漁獲物



勘察加



勘察加近海に於ける鮭鱒工船の漁獲物捲揚



北洋に於ける蟹工船の蟹脱甲作業



發のみでなく、北洋に於いて従來の沿岸漁業より公海漁業に方向を轉じ、所謂沖取漁業を盛ならしむべき喫緊事となつてゐる。然るに従來は魚族介藻類の豊富なるにも拘らず、其の位置あまりに僻遠に位する爲、事業家の觸手動かずして十分なる發達を見るに至らず、僅かに鱈漁業の外、蟹及帆立貝漁業が著手されたるに過ぎなかつた。従つて生産總價額に於ても百五十萬圓内外にして、昭和八年より鮭鱒沖取漁業の勃興に依り劃期的發展を見、昭和十八年は鮭鱒生産高のみにても二千餘萬圓、其の他を合し生産總價額は二千四百餘萬圓に達し、従業者は一萬三十七人に及んでゐる。之が漁業別著業狀況は、鮭鱒流網漁業根據地は幌筵及占守島を主として其の數二百五十九隻に達し、又鮭鱒定置漁業は資材充分ならざる爲六十二箇統の著業なりしも、鮭及鱒の總漁獲高は二千三百七十四萬尾であつた。而して鮭及鱒の大部分は鹽藏され紅鱒並に銀鮭の大部分及鱒の一部は罐詰の原料として、工場(四箇工場十ライン)に供出されるが、之が罐詰製造高は四十一萬八千四百四十八函である。

鱈漁業は大部分占守島及幌筵島を根據地として行はれ、之に従事する漁船數は發動機船及川崎船六十四隻にして漁獲高は三百二十二萬尾にも上る。之等は主として



開鱈及鹽鱈に製造せられ、又肝臓からは肝油が製出される。たれば蟹漁業は罐詰工場三箇所、是に所屬する漁船數十六隻にして、昭和十三年は極めて豐漁にして七萬餘函の生産を擧げてゐる。昭和十四年には、新事業として鯨流網漁業興り、本道及東北・北陸地方より出漁し、又昭和十六年には、捕鯨根據地二箇所が設置せられ、昭和十七年には機船底曳網漁業十三隻著業し、何れも將來性を有するものとして期待されてゐる。更に之等の漁業に要する物資及生産品の輸送は、主として北海道廳命令航路の補助定期汽船に依るが、運賃の高價なるは事業の進展上考究を要する問題である。

**北洋漁業** 北洋漁業とは北緯四十二度以北、朝鮮と蘇國の國境より北方の日本海・オホーツク海及白令海に涉り、北海道・樺太及千島の沿海を除きたる範圍に於て行はれる漁業を指稱し、其の内重要漁業區域は約五十三萬平方哩に涉り、之を英國北方のノースシートの漁業區域に比較すれば約四倍の廣さを有してゐる。而して北洋漁業は蘇國領沿岸漁業・工船蟹漁業及母船式鮭鱈漁業等に別れ、其の外汽船トロール漁業・魚糧工船漁業及捕鯨漁業等も擧げられ、此等漁業の將來は頗る有望視されて

ゐる。此等の漁業に投下される資本は三・四千萬圓に及び、従業者は約三萬人内外に達し、其の生産總價額は五・六千萬圓を上下してゐる状態であつた。從來罐詰其の他の製品となつて諸外國に輸出される金額は實に三・四千萬圓に達し、國際貸借關係の改善に資するところ多大であつたが、近時輸出は杜絶の結果時局下に於ては戦時食糧品として、重要な地位を占むるに至つた。

蘇國領沿岸漁業はポーツマス條約に基く漁業條約に依り、蘇國領極東州の領海に於て行ふもので、勘察加半島沿岸は最も殷盛である。昭和十五年に於ける邦人經營漁區數は蟹漁區十四・鮭鱈漁區二百八十四にして使用船舶は百四隻・舢舨其の他二千隻に及んでゐる。之が主なる漁獲物は鮭鱈及蟹であるが、鮭鱈類の漁獲高は約四千三百四十七萬尾、蟹漁獲高は約六百十四萬尾にして、之等は殆んど罐詰と鹽藏とに製造せられ、罐詰生産高は鮭鱈約九十七萬五千函、蟹罐詰は約五萬五千函である。蟹工船漁業は公海に於て蟹を漁獲し船中に於て罐詰製造を爲すものである。従つて其の船體は相當大なるものにして二・三千噸級のものが多く、中には八千噸に達するものもある。更に一隻の工船には三・四百人の漁夫及雜役夫が乗船してゐる。



昭和十五年に於ける工船數は四隻にして、其の罐詰製造高は約十二萬二千四百函に及び、價額は約六百二十二萬圓に達したるも、輸出杜絶の結果、昭和十六年以降は休業の已むなきに至つた。又鮭鱒沖取漁業等は最近の著業にして、工船蟹漁業と同じく船内に於て漁獲物を處理加工するもので、其の操業區域は公海である。昭和十五年の出漁母船數は十一隻、附屬漁船數二百五十隻にして、罐詰製造高は約三十萬二千八百函、其の生産價額は一千萬圓に達する。

尙外に母船式鯨漁業・魚糧工船漁業・冷凍工船漁業及漁業數件あり、その他漁業は全く未知に屬するが、將來の開発は大いに期待されるところである。

#### (五) 水産調査・試験・指導並検査機關及團體

(イ) 北海道水産試験場 明治三十四年地方費を以て、水産試験場を小樽市外高島町に設立し、爾來本道の水産に關する調査試験を施行して來たが、明治四十三年所謂第一期拓殖計畫の樹立に當つて、之を國費の經營に移し、同時に明治三十年以來高島町辨天島に國費を以て經營せる水産調査所を、水産試験場に合併して其の事業を繼承し、明治四十三年室蘭・釧路及稚内の三箇所、超えて大正五年根室

に水産試験場員駐在所を置き、翌六年各駐在所を支場に改め、大正十四年釧路支場を廢止し、新に昭和三年函館市に支場を設置し、次で昭和六年本場を余市町に移し、又昭和七年室蘭支場を廢止して函館支場に合併し、宗谷支場を稚内支場と改稱し、更に昭和十六年地方費を以て、擇捉島紗那村に水産指導所を設置して、以て今日に及んでゐる。

事業は、調査及試験の二に分ち、本道水産に關する基礎的調査・研究並に之が技術的應用試験の徹底を期してゐる。即ち、本場に庶務・漁撈・増殖・製造・化學の各部を置き、本道主要水族たる鯨・鮭・鱒・鱈・柔魚・帆立貝・昆布等を始め、其の他各種水族に關する科學的調査研究をなし、漁業經營並に漁業政策に關する根本的基礎方針の確立に努め、又漁撈・養殖・製造・化學等各種の應用試験の結果に基き、専ら經營上の指導獎勵に資してゐる。尙昭和十六年度以降地方費を以て、本場及支場に隔在する重要漁業地に逐次水産指導所を設置して、各地方的特殊性に即應せる實際的經營指導を強化するの計畫を樹立し、昭和十六年擇捉島紗那村に、昭和十七年網走町に之が開設を見たのである。更に漁村の中堅人物養



成の目的の下に年々數十名の水産教習生を收容し、漁業家に必要なる専門技術を授けると共に、人格の陶冶を圖り、所期の目的達成に邁進してゐる。

北海道水産試験場・支場及水産指導所一覽

名	稱	位	置	管	區	域
北海道	水産試験場	余市郡余市町	北海道一圓	十勝・釧路國・根室各支廳管内及釧路市		
同	根室支場	根室郡根室町		檜山・渡島・日高・膽振各支廳管内及函館市・室蘭市		
同	函館支場	函館市辨天町		網走・宗谷各支廳管内		
同	稚内支場	宗谷郡稚内町		千島國樺太島一圓		
同	紗那水産指導所	紗那郡紗那村		網走支廳管内		
同	網走水産指導所	網走郡網走町				

(ロ) 北海道水産孵化場 本道鮭鱒孵化事業は、明治十年札幌借樂園に於ける鱒孵化試験に肇り、明治二十一年膽振國千歳村に國費を以て、千歳孵化場創設せられて、

本事業の基礎確立するに至つた。爾來北海道廳に於ては、千歳孵化場の外、虹別及留別の兩孵化場を經營し、又民營孵化場に對しては補助金を交付して助成する等、本事業の發展に努めたる結果、逐次盛大に赴くに至つたが、本事業の民營は財政

的に困難があるので、昭和九年民營孵化場三十八箇所を國費經營に移管し、千歳・虹別・留別の三孵化場及北海道水産試験場支笏湖孵化場とを併せ、北海道鮭鱒孵化場を設立し、千歳孵化場を本場とし、虹別・擇捉・北見・國後の四支場を置き、他の孵化場を事業場として附屬せしめた。次で昭和十一年札幌郡豊平町大字平岸村字中ノ島に本場を新設移轉し、更に昭和十二年民營孵化場九箇所を移管すると共に、渡島支場を設置し、昭和十四年十月移管孵化場二箇所を廢止し、昭和十七年新に十勝支場を設けたので、現在は本場一・支場六・事業場四十三箇所である。

事業は、從來鮭鱒の孵化を主としてゐたが、昭和十六年四月之に鍊を加へ經營を北海道地方費に移管し、同時に名稱を北海道水産孵化場と改めた。尙昭和十七年の事業計畫としては、鮭四億九百萬粒より三億六千八百十萬尾・鱒一億七千三百五十萬粒より一億五千六百十五萬尾・姫鱒二百萬粒より百八十萬尾及鍊二百五十億粒より二百億尾を孵化放流を行ひ、他に淡水水族の増殖・其の他事業に必要な試験・調査及指導等を行つてゐる。昭和十七年度に於ける孵化事業成績は次の如くである。



種	類	採卵數	孵化數	放流數	備考
鮭	鱒	五三、二六一、二〇〇	三六、九三、七五五	三四、八四、二六四	分與卵 三〇、〇〇〇粒
鱒	鱒	四七、〇八、〇〇〇	四、九三、七三四	四、〇九、三三九	分與卵 三、七、〇〇〇粒
鱒	鱒	八六、〇〇〇	七、四、〇〇〇	七、〇、〇〇〇	

(ハ) 北海道水産物検査所 本道に於ける水産物の検査事業は、其の由来古く明治初年既に根室地方に端を發し、更に明治二十二年には本道東海岸に於て昆布生産業者が、組合を組織し昆布の検査を施行したるに始まる。爾來水産物の増産に伴れて之が検査事業も逐年盛となつたが、其の實情を看る時は検査主體が民間團體なる爲、検査標準區々に互り検査の統一を缺くの嫌あり、其の爲動もすれば本道水産物全體の聲價を失墜するの結果を來し、商取引上圓滑を期し得ざるを以て、世論は擧げて權威ある全道統一検査機關の設置を要望するに至つた。

依て昭和八年度より北海道水産物検査所を札幌市に設置し、且全道主要生産地十一箇所支所を、更に主要漁村に派出所九十九箇所を設けて道營検査を施行してゐる。而して昭和十七年度中全道に於ける、生産検査總點數は千百二十萬四千五百四十八點に達し、前年度に比し、四百四萬四千三百二十二點の増加を示してゐる。

(ニ) 北海道水産會 大正十年水産會法施行せられ、本道に於ても大正十一年室蘭及膽振兩水産會の設立を初めとし、漸次全道各地に設立せられるに至つたものであるが、其間分割及合併等幾多の變遷を経て近年に於ては其數も郡市水産會十八、北海道水産會一となつた。而して設立以來、水産に關する指導並に諸般の施設を爲し本道水産業の發達に資する處尠くなかつた。然るに戰局の推移は漁業組合系統團體・水産會系統團體並に其の他の水産關係諸團體等現在複雑多岐に互れる水産業者を一元的に統合整備し、水産業者の國策に協力する態勢を確立するの要あるに鑑み、昭和十八年三月農業團體法と時を同じくして、水産業團體法が公布せられた。

而して本道に於ては昭和十九年一月郡市十八水産會及北海道水産會を統合せる北海道水産業會の成立を見、國策遂行機關として水産業の指導發達に努力してゐる。



る。其の主なる事業は、

- (一) 水産業の指導獎勵及發達、
  - (二) 水産業の統制、
  - (三) 水産物生産の確保強化、
- 等にして益重要視せられ今後の發展を期待されてゐる。

(ホ) 漁業會 本道の漁業組合は府縣の漁業組合の如く、漁業組合制度施行前より漁業者の組合を結成せる歴史なく、舊漁業法に基きて設立されたもの五十二に過ぎず、其の他は何れも明治四十四年以降の設立に係る。

而して昭和八年漁業法の改正に依り、組合制度に變革を示し、本道の組合は總て新制度の漁業協同組合に組織を改むるに至つた。次いで昭和十二年全道一圓を地區とする北海道漁業組合聯合會設立せられ、翌十三年産業組合中央金庫への加入の途拓かれ、又合同漁業組合聯合會の設立を見、之等系統機關の活用により漁業組合は、活氣横溢する情勢を見るに至り、今後漁村經濟を左右するものは漁業組合たるべきは疑を容れず、道廳に於ても其の活動を促す爲、水産物共同製造水

産倉庫・冷蔵庫等重要なる共同施設に對し、獎勵金を交付して其の發展を促してゐた。然るに昭和十八年三月水産業團體法施行せられ、之等漁業組合は發展的解消を爲し漁業會の成立を見るに至つた。漁業會は水産業會の一翼として、水産業に關する國策に即應し漁業の整備發達を圖り、且つ漁業權及入漁權を取得し又は漁業權の貸付を受け、水産業者の漁業及經濟的發達に資せんと努力しつゝある。現在改組せる漁業會は八十五を數ふるに至り、猶今後約三十五漁業會の成立を見る豫定である。

(ヘ) 北海道水産物製造業會 工業組合法に係る北海道水産物加工組合聯合會は、設立以來水産業團體としては特別の組織にあつた。然るに昭和十八年三月法律第四十七號を以つて水産業團體法公布せられ、北海道水産物製造業會の新設を見ると同時に、北海道水産物加工組合聯合會は統合せられた。而して本製造業會は漁業會と共に水産業會の下部組織として水産業の發達に努めつゝあり。其の主なる事業は、

- (一) 水産物製造業の指導獎勵並に發達、



(村正大國勝十)林風防地耕



地林造工人松らか  
(林有國樟小國志後)



觀大林然天松どと  
(林有國湯根溫國見北)



天然林の大觀(野幌國有林)

(二) 水産物製造業の統制  
 (三) 水産業者の製品及原料、材料、並に製造加工の設備の検査  
 (四) 水産品の加工及販賣  
 (五) 水産物製造業者に對する必需品の供給

等にして、將來の本道水産物製造業界の發展に甚大なる貢獻を爲すものと期待されてゐる。

(ト) 水産組合 水産組合は其の起源遠く明治十七年三縣時代に發し、爾來全道に普及して明治三十五年漁業法施行後は其の數七十に達したが、大正十年水産會法の施行以來原則として、水産組合を水産會に変更せしめる事となつた。次いで昭和十八年水産業團體法公布せられ水産會法は廢止せられたるを以て、前記變更濟なる水産組合は水産業會に統合され、現在では特殊な水産業者の結合として、機船底曳網漁業水産整理組合一を有するに過ぎない。



## 五 林 業

(一) 概況 本道の森林面積は、全道面積の七割に當る六百七十萬町歩の廣大なるもので、主として天然林である。林相は濶葉樹林・針葉樹林及針濶混淆林の三種である。其の藏する材積は二十二億一千五百萬石（針葉樹八億二千八百萬石・濶葉樹十三億八千七百萬石）に達するも、實際經濟的に林業經營の目的に供し得る、林地内の蓄積量は十七億五百萬石（針葉樹六億五千六百萬石・濶葉樹十億四千九百萬石）内外である。而して一面に於ては、人工造林及天然更新事業の進展を圖りつゝあるを以て、本道林業の將來は各種用材及薪炭材の供給地として、永遠に其の資源を保持するであらう。

(二) 林野面積及林相 本道の森林面積は之を所有上から御料林・國有林・大學演習林・其の他の官有林及道有林・市町村有林・社寺有林・私有林に分たれるが、その總面積は六百七十萬町歩にして、其の中國有林最も多く總面積の五割一分を占め、私有林は二割・御料林は一割三分・公有林は一割二分等相次いでゐる。

而して林相は針葉樹・濶葉樹及針濶混淆林の三種に大別される。針葉樹は南西部



に少く、北東に進むに従つて漸次増加してゐるが、之れは南西部に元來少なかつたのと多年に互り伐採せられた結果である。潤葉樹は本道森林面積の大半を占めてゐるが、同一樹種の純林は極めて稀であり、針潤混淆林は針葉樹と潤葉樹とが不規則に混淆し、老大な潤葉樹の下には針葉樹の稚樹若は壯樹が點生又は群生してゐるのが普通である。

本道森林面積區分表

(昭和十七年度)

區分	針葉樹林	潤葉樹林	混針林	無立木地	合計	千分率
御料林	七、三九八・〇	二九四、三三・三	四七九、九〇七・七	六九、〇〇一・八	八〇、五五八・八	一三・五
國有林	九三三、七三三・四	一、七四六、六〇〇・七	六〇六、一三九・九	一三六、二八五・六	三、四三一、七六〇・六	五二・四
大學演習林	九、一二七・六	二、四四〇・一	四三、四三〇・〇	一三、九七一・三	九、四一〇・九	一四・〇
其他官有林	六、〇〇八・三	一一、九六九・四	八、八一〇・〇	二、一〇六・三	二〇、八八四・〇	三・一
公 地方費有林(道有林)	三、七九六・〇	二八六、七三三・三	三、八一〇・〇	三、〇〇〇・〇	六、四八八、七七八・三	九七・五
市町村有林	一五、六九八・〇	七九、三八九・〇	三三、八四九・〇	一、七三三・〇	一六、二六〇・〇	二四・五
有 部落有林	一七九・〇	三六五・〇	一、〇三三・〇	六四・〇	二、二三四・〇	三・四
林 其他公共團體有林	三、一八七・〇	五七、六二九・〇	一〇、二一一・〇	五、〇一一・〇	三三、七三四・〇	五・〇
計	四、一八七・〇	五七、六二九・〇	一〇、二一一・〇	五、〇一一・〇	八三、八三九・〇	一二・三

社 寺 有 林	私 有 林	計	計	計	計	計	計
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇

(三) 林産物 本道の山林は蓄積量豊富にして然も其の種類に富み、形質優良なる木材を生産し得る等本邦随一の大供給地となつてゐるが、林産物は拓殖の進展と共に年々増加し、各種建築用材・鐵道枕木・製紙原材料・薪炭材及電柱材等を其の主たるものとし、又船材・車輛材・家具及木工材等の産額も多く、道内及府縣の需要に應ずるは勿論、吋材又は箱材等として遠く支那・歐米諸國に輸出するもの巨額に達したこともあるが、經濟界の推移と共に種々消長の波を呈して來た。然るに支那事變勃發以來軍需材・各種重要産業資材又は造船・車輛用材等の需要は急速に激増を來し目下之が供給の爲極力増産に努めつゝある。昭和十七年林産總價額(内木材價額は山元素材價額とす)九千三百十七萬一千三十一圓に達したが、今之等林産物中主要なるもの、生産趨勢を示せば左の如くである。



林産物價額

年次	角丸太材		鐵道枕木		薪炭材		製紙原料材	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和十六年	九、〇七九、九三三	九七、五五四、三三三	一、六九一、〇〇〇	四、〇五八、五九九	三、一三三、五三三	三、三三三、三三三	三、八五三、八六八	四、三三三、八六八
昭和十五年	七、三三三、七三三	七七、五九二、一四七	一、五二一、三三三	三、五二一、三三三	二、一三三、三三三	二、一三三、三三三	一、一〇三、九五六	三、三三三、三三三
昭和十四年	六、五二一、二二二	六六、三三三、七九六	七、八二一、七二八	一、五二一、三三三	二、一三三、三三三	二、一三三、三三三	九七六、三三三	一、〇三三、三三三
昭和十三年	六、七九二、四九二	四三、三三三、九三三	六、一〇一、七七一	九、〇〇〇、七二六	一、八三三、〇〇〇	一、八三三、〇〇〇	一、三三三、三三三	一、一〇三、三三三
昭和十二年	六、七九二、四九二	三三、三三三、一三三	七、〇〇〇、四四六	八、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、一〇三、三三三	一、一〇三、三三三
昭和十一年	六、〇〇〇、四三三	三三、〇〇〇、八三三	一、〇〇〇、〇〇〇	九、七二二、八二九	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、一〇三、三三三	一、一〇三、三三三
昭和十年	六、三三三、〇〇〇	三三、三三三、八〇〇	八、九六、一八五	八、〇〇〇、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	九、九二二、九二二	三、三三三、三三三
昭和九年	六、八八六、七三三	三三、三三三、七〇〇	一、一三三、九二七	一、〇一〇、〇〇〇	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	六、一〇〇、七三三	三、三三三、三三三
昭和八年	五、七三六、七三〇	一七、八三三、〇〇〇	九、三三三、〇〇〇	七、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	五、三三三、三三三	二、三三三、三三三
昭和七年	四、八三三、四六六	三三、三三三、六六六	四、八三三、四六六	三、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	四、三三三、三三三	一、三三三、三三三
昭和六年	四、三三三、三三三	一〇、〇〇〇、二六六	四、三三三、三三三	三、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、〇一〇、一三三	一、三三三、三三三
昭和五年	四、三三三、三三三	一一、八三三、三三三	七、〇〇〇、〇〇〇	五、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	五、三三三、三三三	二、三三三、三三三
昭和四年	五、六九二、〇六九	一七、九三三、六六一	八、八三三、〇〇〇	七、九三三、九三一	二、三三三、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇	六、三三三、〇〇〇	三、三三三、三三三
昭和三年	五、三三三、七三三	一八、一〇〇、〇七三	一、〇〇〇、〇〇〇	七、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	六、三三三、〇七三	三、三三三、三三三
昭和二年	五、八三三、九三三	一八、八三三、九三三	九、三三三、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇	二、三三三、〇〇〇	八、三三三、〇〇〇	四、三三三、〇〇〇

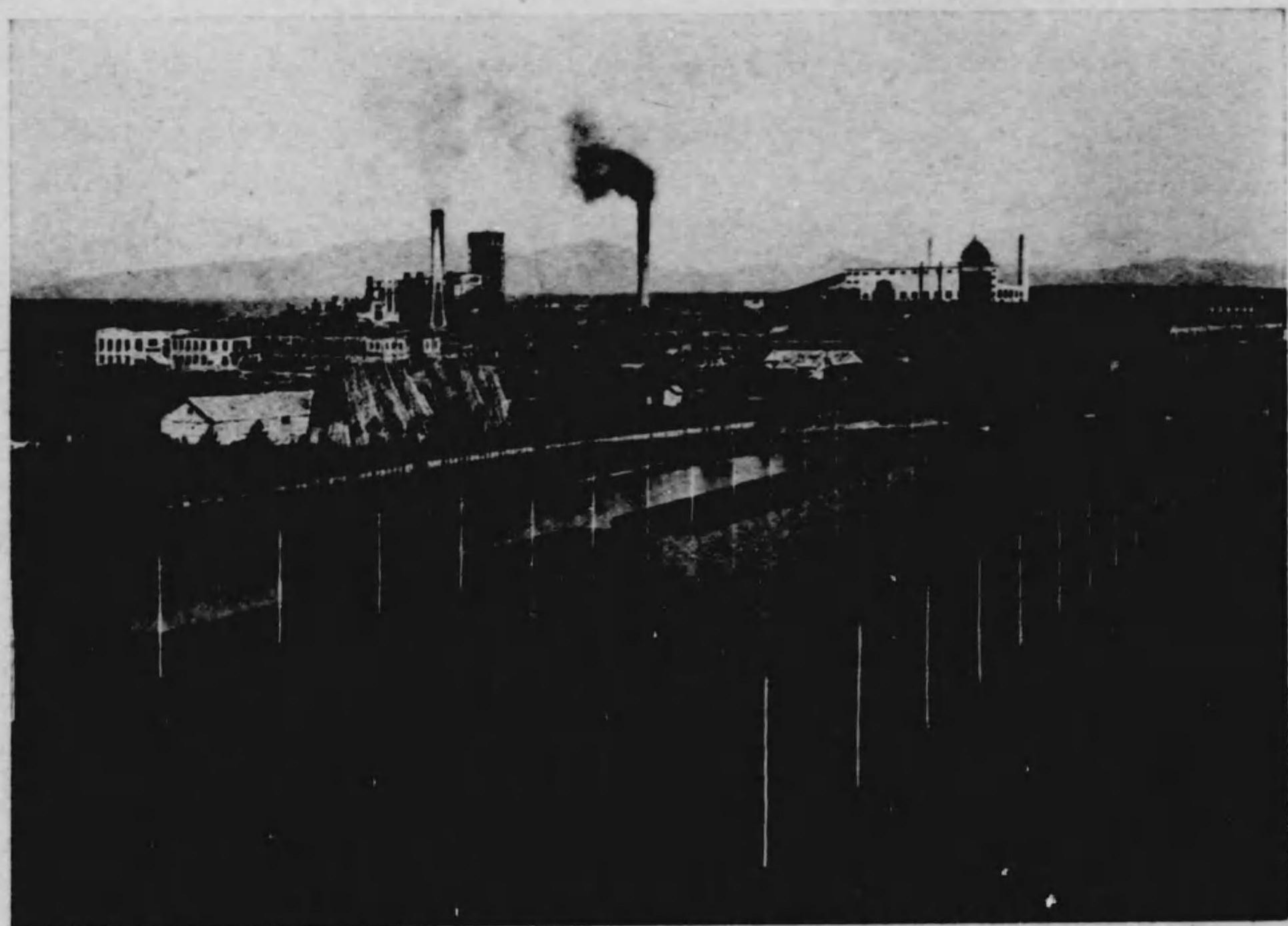
備考 一、昭和十七年調査なし。

(四) 林業指導並検査機關及團體

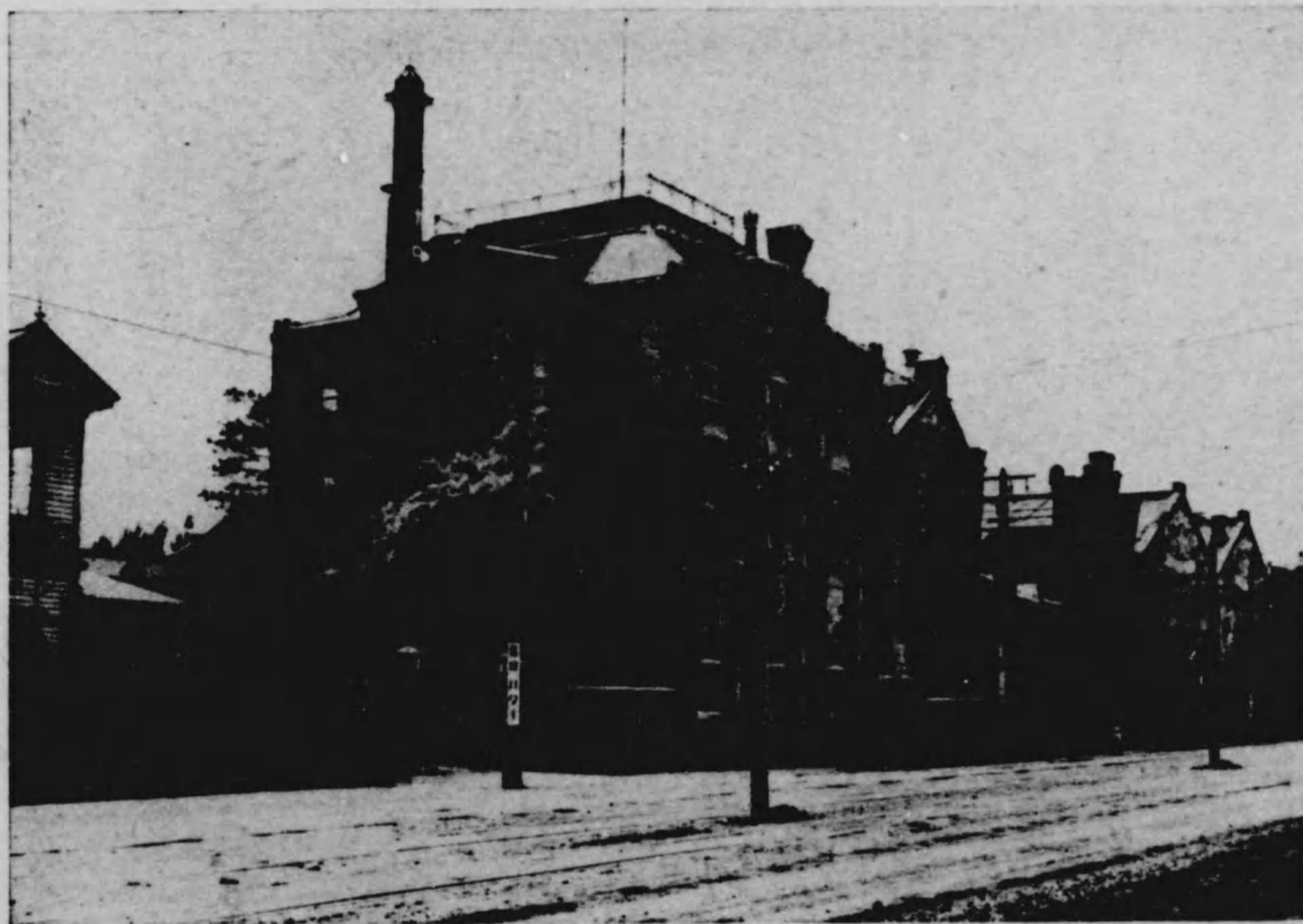
(イ) 北海道林業試験場 札幌市の東方約五里、函館本線野幌驛附近にあり、明治四十一年の創設に係り、三千四百五十四町歩の國有林を擁し、之を試験林として林業に關する各種の試験研究及調査・分析・鑑定・種苗並に標本の配付・講習・講話及實地指導を實施し、所屬國有林の管理・經營に關する事務の外本道一般林業の開發指導の萬全を圖つてゐる。其の試験事項の主なるものは(一)育林に關する試験、(二)利用に關する試験、(三)森林保護に關する試験、(四)森林化學に關する試験、(五)森林氣象に關する試験等であつて、右試験成績を發表して之が普及振興に努め、其の應用實施を圖つてゐる。尙石北線上川驛附近に森林治水試験所及根室線上尾幌驛附近に混牧林業經營試験所を設けてゐる。

(ロ) 北海道林産物検査所 本道重要資源の一たる林産物の、内外需給取引の圓滑を期する爲、地方費事業として昭和九年四月北海道林産物検査所を設置し、本所を札幌市に置き、地方要所に十一の支所、百九十一の駐在所を配置してゐる。検査品目は、始め道内生産の針葉樹・潤葉樹の製材及道外移輸出素材に限られ





王子製紙株式會社小笠原工場



大日本麥酒株式會社札幌支店

てゐたが、昭和十四年用材生産統制規則の發布に依り、検査品目を素材の全面に及ぼし、更に昭和十五年度よりは木炭検査をも併せ行ふこととなり、特に時局の進展に伴ひ、検査を通じて生産數量の確保・需給調整の圓滑を計り、公定價格の基本を定むる等、經濟統制上重要な使命を擔ふこととなつた。

(ハ) **町内會部落會(森林防火部)** 既往に於て連年山火被害の甚大なりしに鑑み、之が豫防並に消防の徹底を期する爲、大正三年廳令を以て森林防火組合設置規則を制定して、常に山林原野の火入れ及焚火等を注意警戒せしめ、更に山火の際は一致協力して其の被害を尠なからしめる等、銳意森林保全に努めつゝあり。全道に於ける組合數は一千四百十六に及び、組合員は十三萬八百四十九人に達し、逐年效果的活動をなしたる爲、最近に於ては山火の被害が頗る減少した。而して森林防火組合は、昭和十五年十一月二十日新に設置せられたる町内會・部落會に統合せられて解消し、森林防火部として再發足したのであるが、其の數二千八百餘、部員十九萬八千餘人に達し森林愛護保續に萬全を期しつゝある。

(ニ) **北海道森林組合聯合會** 本會は昭和十七年二月二十三日設立許可を得て創立し、



北海道林業會の解散に伴ひ其の事業を繼承すると共に、森林法に基く法人として所屬組合に對し必要なる種苗・資材の配給・資金の融通・木材・薪炭等の生産の促進並に之が集荷・施業案編成指導等に當り單位森林組合の整備發展等に貢獻しつゝある狀況である。

## 六 工 業

(一) 概況 我國工業の發展、殊に近代工業の發展は、先進西歐諸國の技術・様式の輸入によつて始まつた爲、その當初の機構は多く官業の形を採り、又は強大な國家の保護・援助によつて育成されて來たのであつて、民間資本に依る獨力經營を見たのは、明治中葉以後の事であつた。本道工業の歩んだ道も亦是れに外ならぬ。由來本道は農産物・水産物を始め其の他の工業原料が豊富であるので、工業は夙に開拓使廳の企圖に始まり、専ら官業を以て製糖・製粉・麥酒・罐詰・味噌・醬油・製材・農具・家具・諸器械・車輻・船具・度量衡・西洋型帆船・製革・製網等の各種工業を興して之を經營するに至つたが、爾來民間の營利事業としては見るべきものなく、多くは試験的で其の規模も亦大なるものはなかつた。然るに北海道廳設置後は官業



の全部を民業に移し、従来の直接経営の方針を捨て、資本の移入を計り、民間事業に對して間接保護助長策を執るに至り、茲に資本主義的色彩を帯びた近代的工業勃興の萌芽を見るに至つた。

爾後二十餘年間は所謂本道工業の創成期を成して各地に新規事業の計畫を見、大小の工場簇出し内容の整備も亦行はれて著々穩健なる發達を遂ぐるに至つた。

大正年間に入るに及び第一次歐洲大戰亂の勃發に因つて未曾有の盛況を呈し、一躍戦前に數倍するの進展振りを示し、其の生産價額は一億五・六千萬圓に達し、遂に本道産業の首位を占むるに至つた。爾來近代的各種工業の勃興に連れ漸次隆盛に趨き、昭和四年には一億八千七百萬圓に達するの隆盛を示したが、其の後財界不況の影響を受けて既設事業の操業短縮の餘儀なきに至つたので、工業資源の調査と振興に努め、昭和八年度より新規工業の企業促進の爲、施設費の一部を補助すること因て稍活況を呈し、一億七千五百五十餘萬圓を挙げ昭和四年の記録に接近し、次で十一年に至りては二億五千萬圓を示し、十二年には三億一千万圓に上り、更に昭和十三年には一躍して三億七千八百餘萬圓を算し各種産業の第一位を占め總價額の

三割五分二厘に當り、記録を更新するに至つた。而して昭和十四年は鑛産價額を含め八億一千五百九十二萬圓、昭和十五年には九億七千四百九十餘萬圓、昭和十六年には十億八千八百二十二萬餘圓、昭和十七年には十二億三千八百九十六萬五千五百圓に達し、總生産價額の五割九分五厘に當つてゐる。斯かる狀況は主として今次戰爭並に之に伴ふ物動計畫に因る軍需資材の供給確保・原料農産物の豐作と價格騰貴に依るものである。然るに本道の工業は、少數なる大規模の事業を除く外は概ね小資本にして、技術的に尙幼稚の域を脱せざるもの多く、日用品の如きは内地府縣より移入するもの亦尠からざる状態で、今後の發達に俟つべきものが甚だ多い。現在大規模に經營されてゐる工業は麥酒・製麻・製紙・製糖・醸造・製粉・製酪・製鐵・製鋼・金精鍊・製罐・セメント・製乳・罐詰等であつて、此等の諸工場は各地に存在するが、本道は工業原料たる海陸産物の豊富なると、之が原動力たる石炭及水力電氣の供給潤澤なることに依存して、企業進展上十分なる資源を有するものである。尙上述の工業を原料別に依つて觀察するに、農産物よりは酒精・清酒・麥酒・製粉・澱粉・製麻及製糖。畜産物よりは牛酪・乾酪・煉乳・粉乳・カゼイン・乳糖・皮革



及肉製品。林産物よりは製紙パルプ及木製品。水産物よりは罐詰・鹽化加里及沃度。礦産物よりはセメント・製鐵・諸機械及人造肥料等の生産が其の主なるものであつて、就中、最近の勃興に係る製糖乳製品工業は、本道農業政策上重要な使命を有し、其の發達の狀勢は今後刮目に値するものがある。其の他澱粉の殘滓を利用せる燒酎及酒精製造の實現等幾多化學的製法の研究を遂げつゝある。又最近工藝産業として陶磁器・木材工藝品・羊毛加工に依るホームスパン製品等の進出があり、尙又國策事業であるパルプ・人造石油・無水酒精製造工業及電化工業等の大規模の工業は、既に新規企業の見、著々完成の域に進んでゐる。此の如く本道は一大工業地たるの素地を有するが故に更に資本の移入と技術の向上を圖り、他面本道に於ける原始生産の行詰りを打開すると共に、特に支那事變及大東亞戰爭に因る長期建設の建前より輕・重工業の飛躍を計るべきは刻下の急務となつてゐる。今本道工業生産價額の趨勢を示せば左の如くである。

### 工業別生産價額調

年次	紡績工業	金屬及機械工業	窯業及土石工業	化學工業	製材及木製品工業	食料工業	其他工業	合計
昭和十七年	27,961,110	22,684,800	1,809,550	151,451,920	104,768,177	211,884,777	549,866,291	1,175,000,000
昭和十六年	29,387,350	22,450,000	1,917,800	140,700,000	99,226,667	246,336,100	481,881,000	1,200,888,917
昭和十五年	31,000,000	101,100,000	1,350,000	130,000,000	81,766,000	333,336,336	276,295,333	933,000,000
昭和十四年	33,807,000	119,300,000	1,000,000	189,100,000	57,446,336	177,336,336	337,887,887	878,000,000
昭和十三年	16,189,100	79,000,000	792,222	70,500,000	28,126,336	114,922,777	295,000,000	578,000,000
昭和十二年	14,000,000	76,100,000	700,000	69,000,000	23,377,336	110,000,000	231,500,000	530,000,000
昭和十一年	10,000,000	60,000,000	600,000	55,000,000	19,887,336	90,000,000	191,777,336	417,000,000
昭和十年	8,000,000	49,999,999	499,999	44,999,999	16,333,333	74,999,999	157,333,333	342,000,000
昭和九年	8,000,000	49,999,999	499,999	44,999,999	16,333,333	74,999,999	157,333,333	342,000,000
昭和八年	7,000,000	40,000,000	400,000	36,000,000	13,333,333	60,000,000	127,000,000	283,000,000
昭和七年	7,000,000	40,000,000	400,000	36,000,000	13,333,333	60,000,000	127,000,000	283,000,000
昭和六年	6,000,000	30,000,000	300,000	27,000,000	10,000,000	45,000,000	93,000,000	216,000,000
昭和五年	7,000,000	30,000,000	300,000	27,000,000	10,000,000	45,000,000	93,000,000	216,000,000
昭和四年	9,000,000	30,000,000	300,000	27,000,000	10,000,000	45,000,000	93,000,000	216,000,000
昭和三年	8,000,000	30,000,000	300,000	27,000,000	10,000,000	45,000,000	93,000,000	216,000,000
昭和二年	8,000,000	30,000,000	300,000	27,000,000	10,000,000	45,000,000	93,000,000	216,000,000

備考 一、昭和十三年以前合計には礦産價額を含みません。二、昭和十三年以前は窯業欄土石工業を含みません。製品工業欄製材を含みません。



重要工業産額調

其の一

年次	紙	パルプ	諸機械	醸造物	セメント	砂糖	澱粉	麥酒
昭和十七年	六二、一五、七三	四一、二六、九三	九、七三、五三	三九、二八、一三	五、九一、六七	一六、五三、〇一	三、三三、七三	七、五五、六三
昭和十六年	五九、五五、三三	六六、一六、四一	八、八二、六五	三九、〇〇、二一	六、七〇、五三	一三、九九、〇〇	三、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇
昭和十五年	五八、七二、四四	四六、五九、〇七	八、三三、〇一	三九、〇〇、四三	六、三三、三三	一三、五五、五五	三、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇
昭和十四年	四九、六二、九七	四六、三六、一三	五、三九、八六	三九、九三、二一	六、二七、〇〇	一五、〇八、四七	三、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇
昭和十三年	四六、〇三、三三	四六、〇三、三三	五、九三、三二	三九、八八、四六	五、六九、八八	一五、九六、四一	三、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇
昭和十二年	四一、一六、三九	四一、〇〇、〇〇	五、七五、四九	三九、三三、三三	五、七三、七三	一五、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇
昭和十一年	四九、八〇、六六	四九、八〇、六六	三、〇〇、〇〇	三九、〇〇、〇〇	五、五七、三三	一三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇〇
昭和十年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和九年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和八年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和七年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和六年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和五年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和四年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和三年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇
昭和二年	三三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇

備考

一、砂糖は、粗糖・精糖・糖蜜を云ふ。

二、パルプ生産額に於ける昭和六年の激減は池田・金山の二工場閉鎖に由るもので、尙八年以降の激減は製紙工場に於て大部分自家消費となつた爲で、昭和十二年以降の激増は増産計畫に基づくものである。

其の一

年次	製麻	金屬精鍊 及材料品	木製品	簿荷	乳・肉製品			
					煉乳	粉乳	牛乳	其他
昭和十七年	四、〇〇、〇〇	一〇、〇〇、〇〇	三、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和十六年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和十五年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和十四年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和十三年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和十二年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和十一年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和十年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和九年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和八年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和七年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和六年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和五年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和四年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和三年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
昭和二年	三、〇〇、〇〇	九、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇

備考

一、其の他はカゼイン・チーズ・ヨーグルド・ハム・ベーコン及ソーセイチ等の乳・肉製品を總計せるものである。

二、金屬精鍊及材料品欄昭和十三年以前は製鐵のみ、尙昭和十四年の括弧内は製鐵を示す。



## (二) 工業試験機關

北海道工業試験場 工業の振興を計るの途は、理化學的試験研究に依つて、原料の加工並に天産利用の基礎を確立して、之を工業化するにあるは言を俟たざる所である。仍つて本道に於ても之が試験機關設置の要望は久しいものであつたが、大正十二年始めて地方費の施設に依り漸く之が設立を見るに至つた。降つて昭和二年現行第二期拓殖計畫の實施に伴ひ、益其の重要性を認められ、茲に國費施設として面目を更め、其の内容の充實を計り、以て名實共に本道工業の基礎確立に資するに至つた。爾來日尙淺きも銳意諸般の試験事業をなし、其の基礎的試験の完成後には努めて之が企業化を圖り、本道工業の促進に貢献してゐる。而して其の事業の組織は部制に依つて、左の如き試験調査事業をなしつゝある。

化學工業部 有機化學・無機化學・農林化學に關する事項

重工業部 選鑛・製鍊・金屬・機械に關する事項

住宅部 住宅・木工・窯業に關する事項

資源調査部 地質基本調査・鑛床調査に關する事項

## (三) 各種工業の狀況

昭和四年度より北海道工業試験場に資源調査部を設置して、専ら本道に於ける鑛物資源の調査を施行して來たが、其の規模及調査範圍が小にして未だ他の有望なる資源に及ばず、本道工業の促進を圖るには遺憾の點が多い爲、昭和十二年度より地質調査の範圍を擴大することゝなつた。

紡績工業 本道の紡績業は幕府時代に之が獎勵の端を發してゐるが、當時は單なる婦女子の副業に止まり、何等見る可きものがなかつた。後開拓使時代に札幌に紡績場を設置し、明治二十年北海道製麻株式會社（後帝國製麻株式會社と改稱し現帝國纖維株式會社）の設立を見、爾來著々穩健なる發達を遂げ、本道の特産たる亞麻を原料とする製麻・紡績・麻絲及麻織物等は著しく進展し、製綿業も亦各所に於て發展してゐる。然し濫觴の古い絹織物業は尙屋内工業の域を脱せず、遅々として不振の狀態である。

金屬及機械工業 本道に於ける機械工業は多種多様であるが、其の代表的なものは金屬精鍊・兵器・造船及製罐等が主なるものであるが其の他鑄物・原動機及農業



用器具機械の製造等があり、軍需工業の擴張と共に益隆盛に赴きつゝある。

此等工業の主たる會社は株式會社日本製鋼所室蘭製作所・日本製鐵株式會社輪西製鐵所・函館船渠株式會社・日本電氣工業株式會社及北海道製罐倉庫株式會社等であるが、小規模の工場も軍需工業の受註に依つて、相當に多く見るべきものがある。

**窯工業** 本道に於ける窯工業はセメント・煉瓦・硝子製品・陶磁器及コークス等であるが、セメント及コークスの製造を除いて他は概ね規模小にして未だ幼稚の域を脱せず、従つて産額も寡少で今後の發達に俟つ所が多い。斯業の代表的なものには淺野セメント株式會社上磯工場・北海道瓦斯株式會社・日本製鐵株式會社・野幌煉瓦株式會社・日本爐材工業株式會社等がある。

**化學工業** 本道に於ける化學工業の主たるものは製紙・護謨・肥料・油脂類及石鹼の製造並に取卸薄荷等である。此等の内其の經營及規模最大にして設備も亦完璧し多額の生産を擧げてゐるものは製紙業であり、王子製紙株式會社に屬する、苫小牧・釧路の二工場が其の代表的のものである。之に次ぐは護謨工業であつて、

發達顯著なるものがある。而して人造肥料は函館の日産化學工業株式會社工場により、又日本製鐵株式會社輪西製鐵所による副産的硫酸安尼母亞の生産があつて、此の兩者は本道人造肥料界の代表的なものである。尙本道は周知の如く薄荷の特産地で其の生産高は全世界生産の過半を占めてゐる。北見市の北海道農業會所屬精製工場を以てしては未だ十分ならず、大部分は薄荷栽培地方の農家に於て副業的に薄荷草を蒸溜して取卸薄荷と爲してゐる。而して其の他油脂類及石鹼製造・製藥・化粧品工業等があり、概ね經營小規模乃至技術的に幼稚の域を脱してゐないが、今後期待するものがある。本道は工業資源が極めて豊富であるから既に著業し又は近く操業を見んとする、軍需省の無水アルコール工場・國策バルブ工業株式會社・北海電氣興業株式會社（發電及電化工業）・東洋高壓株式會社（窒素工業）・北海道人造石油株式會社（石炭液化工業）等は等大企業に因り今後の發展に期待されるものが頗る多い。

**製材及木製品工業** 本道は今尙二十二億石餘の材積を蓄藏し、毎年多量の各種優良材を製出して木材を原料とする製作業も亦大いに發展の趨勢にある。殊にベニヤ



製品・家具・建具・スキー・經木及鉛筆材等の製作は技巧の進歩、體裁の優美及品質の堅牢なること等相俟つて其の需要を増大し、尙時局に鑑み軍需品の供出並に代用品工業への積極的轉換を圖り逐次其の効果を收めてゐる。

**食料品工業** 本道に於ける食料品工業は之を醸造・製粉・製糖・罐詰・煉乳並牛酪製造・乳肉製品・製氷・清涼飲料製造及製麵等極めて多種多様に分けられる。本道開發の當初に於ては日用食料品の大部分は之を道外よりの供給に俟たねばならなかつたが、天與の資源に恵まれてゐる本道は漸次拓殖の進展に伴ひ、農産及水産等の自然的食糧品の増加と共に之が加工工業も亦漸次發展を促され、就中麥酒・清酒・小麥粉・澱粉・砂糖（ビート糖）・鮭鱈及蟹罐詰・牛酪及煉乳等の加工食品に至りては年々多量の移輸出を爲してゐる。而して此等の主なる會社は大日本麥酒株式會社札幌支店・日魯漁業株式會社・明治製菓株式會社・大日本乳製品株式會社・株式會社興農公社（元北海道酪農利用組合聯合會所屬製酪工場）・日本清酒株式會社等である。

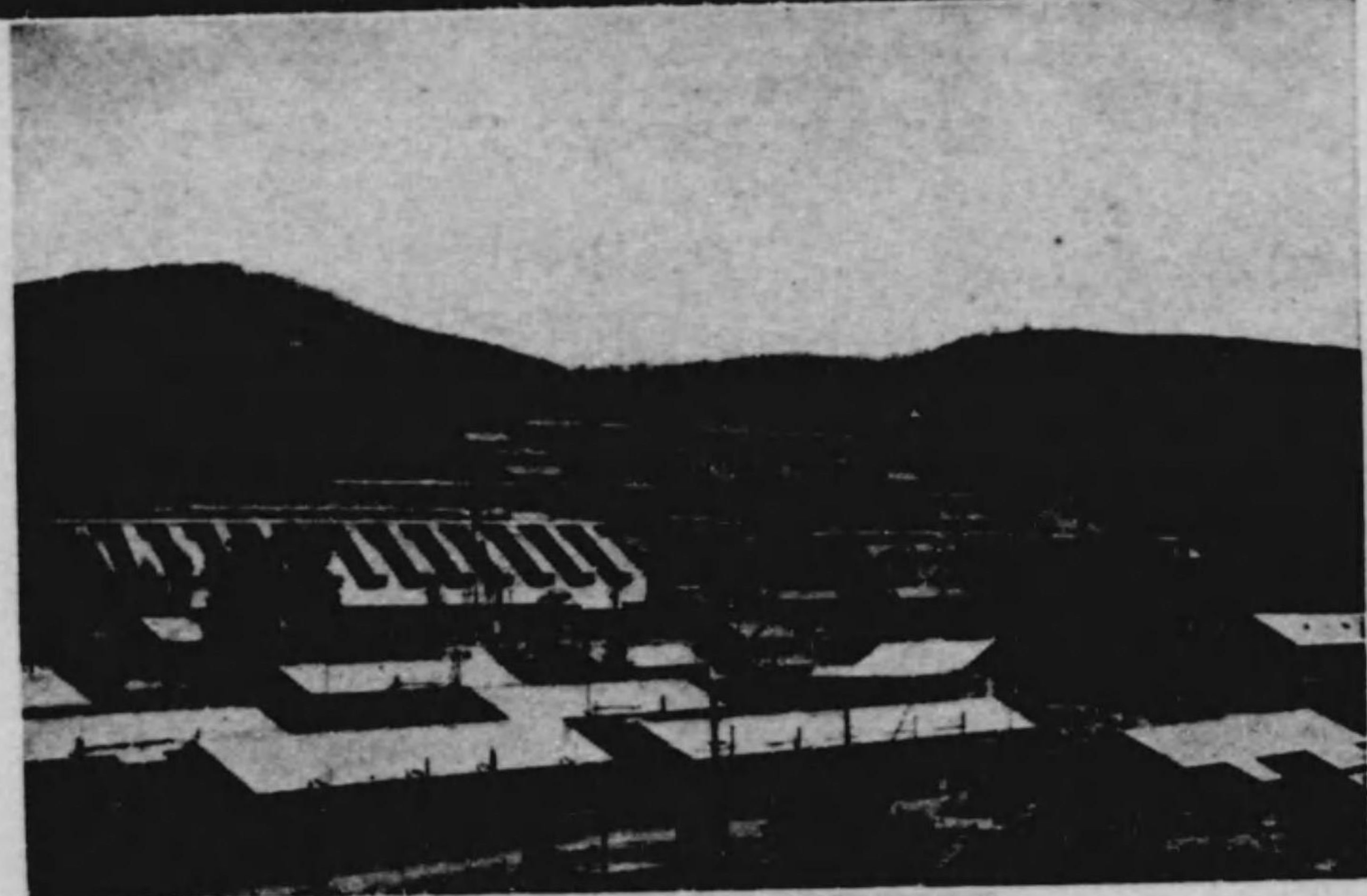
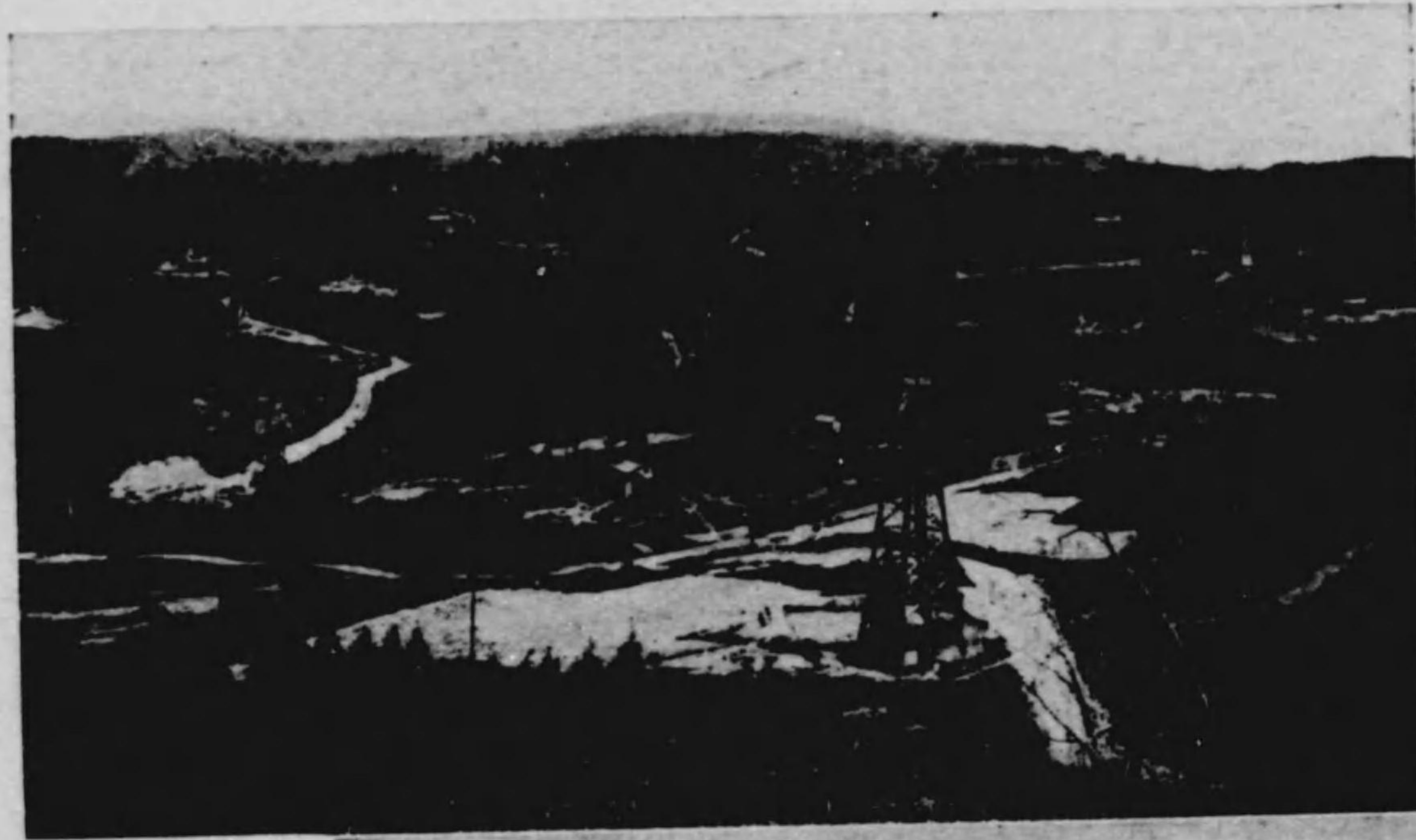
**電氣及瓦斯工業** 本道拓殖の進展と共に斯業の發達も亦著しく、殊に本道は地形上各地に水力發電の好適地を有するので、水力に依る發電事業の發達を齎してゐる。最近の發電所數は供給用及自家用を合して二百餘を數へ、今や都市の電化は固より農村電化も著々其の實現に向つて進んでゐるが、最近工業の發展と共に、電力の需要を著しく増大するに及び、水力發電も之に伴つて新設工事が進められてゐる。次に瓦斯事業に就いては、北海道瓦斯株式會社の經營による札幌・小樽・函館、旭川瓦斯株式會社の旭川、室蘭瓦斯株式會社の室蘭、釧路瓦斯株式會社の釧路等を供給區域として、漸次其の利用を喚起してゐるが、今後の發達に俟つ所が尠くない。

**雜工業** 雜工業とは、皮革製品・藁製品・紙製品・竹製品等の總稱で、概して小規模經營の域を脱しないが、逐年發達しつゝある。

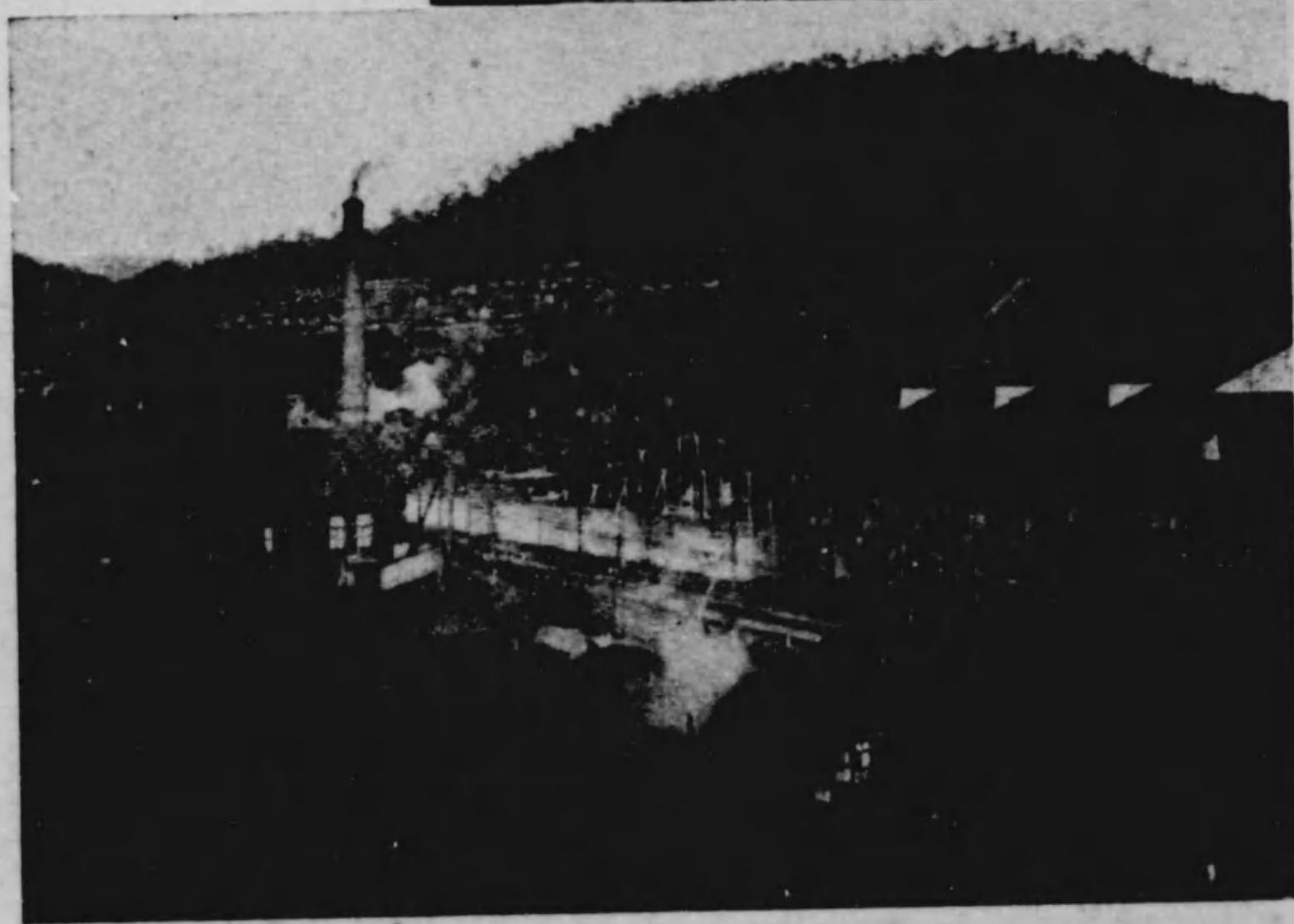
(四) **工場及職工數** 本道の工場は各種の業態に涉つて雜然たるものがあり、其の規模も大小に相當の懸隔がある。例へば製鋼・製鐵・製罐・製紙パルプ・酒精及麥酒等の諸工場は我が國に於ける有數の大工場であつて、其の規模頗る廣大にして他の追従を許さないが、爾餘の大部分は概して小規模組織である。



石 狩 油 田



住友鴻之舞鐵山精煉場



夕 張 炭 礦

工場及職工數

年次	工場數		職工數	年次	工場數		職工數
	一種	二種以上			一種	二種以上	
昭和十七年	八、五三三	一、八〇五	三、六五五	昭和十年	一、七六六	一、三三三	二、四四四
昭和十六年	七、八八五	一、四六一	三、六四四	昭和九年	一、六六六	一、二七二	二、三三三
昭和十五年	六、八七六	一、一三三	三、九八八	昭和八年	一、四七二	一、〇〇〇	二、〇〇〇
昭和十四年	七、四九九	一、五〇六	三、七四四	昭和七年	一、三三三	一、〇〇〇	一、八九九
昭和十三年	?	?	四、〇三三	昭和六年	一、三三三	八〇〇	一、七〇〇
昭和十二年	二、七六二	二、七三三	三、九三三	昭和五年	一、三三三	七〇〇	一、七〇〇
昭和十一年	一、八八五	一、四四四	二、六五五	昭和四年	一、三三三	七〇〇	一、七〇〇

備考 一、大正十五年以降昭和三年迄は五人以上の職工を使用するものを掲げ、昭和四年以降は職工五人以上使用する設備を有するものに就いて調査した。  
二、昭和十四年以降は全工場を調査せり。

尙昭和十七年末の工場數は二萬二千三百六十五、其の職工數は九萬六千四百二十二人であつて、前年に比較すれば工場數に於ては二百七十九の減少を示し、職工數に於て一萬六千二百二十一人の増加となつてゐる。

七 鑛 業



(一) 概況 鑛業は支那事變及大東亞戰爭勃發以來、軍事及軍需産業上至大の原動力を爲す重要部門であつて、且本道の地位を再認識し、決戦態勢の確立上政府の増産計劃に一層の協力を續けてゐる。由來本道に於ける鑛業は開拓使時代當時の新興日本に必要な鑛物資源の開發を行ひ、主に官業として開發されたが、民業としては明治二十三年北海道炭礦鐵道株式會社(現在北海道炭礦汽船株式會社)の創立と共に、先づ本道鑛業の大宗たる石炭採掘の業を之に拂下げたる以降のことに屬してゐる。他の鑛業も之と共に漸次發達し、殊に第一次歐洲大戰の勃發に伴つて異常の發達を示したが、昭和四年以降は財界不況に依り稍不振に陥つた。然るに昭和七年後半より本邦經濟界の恢復、特に重工業の發展に伴ひ頓に活況を呈するに至つた。元來本道の鑛業は其の種類が極めて多く、金屬鑛物中の主要なるものは北見の鴻ノ舞・北の王・石狩の手稻・後志の國富及大金・膽振の靜狩等の諸鑛山の金・銀を始め、後志の美利河の滿俺鑛・日高の格魯謨鐵鑛・其の他硫化鐵鑛・水銀・砂金及白金等であるが此の他鉛・亞鉛・ニッケル等も今後の開發を期待される有望鑛物である。又非金屬鑛物に於ては石炭・硫黃及石油最も多く、就



中、石炭は、石狩國夕張及空知二郡に屬する大炭田を擁し、實に本道のみならず我が國に於ける石炭礦山の大宗である。又釧路及留萌炭田が之に次いで産出が多い。硫黄は膽振・北見・渡島・後志及釧路地方が主産地であつて本邦産額の半を占め、石油は石狩・宗谷及膽振に湧出し、産額未だ多くはないが將來を囑望されてゐる。

(二) 鑛區 昭和十七年に於ける鑛區數は、試掘を合せて九千六百十六件に上り、前年に比すれば百九十件の増加である。其の面積の總計は二億三千七百十六萬九千五百十アールを示してゐる。

鑛區數

年次	鑛區數			面積		
	探掘	試掘	計	探掘	試掘	計
昭和十七年	五七	九,〇九九	九,〇六六	一三,四八三,九六八	三三,六八五,四〇〇	四七,一六九,三六八
昭和十六年	四一	八,九六五	九,四〇六	一一,〇〇〇,五八五	五,四六〇,七〇七	一六,四六一,二九二
昭和十五年	四〇	七,四三九	七,四三九	一〇,四八三,九四三	一,九二九,九四三	一二,四一三,八八六
昭和十四年	三八	五,四七九	五,四七九	九,九〇八,三三九	一四一,六九四,五九九	一五二,六〇二,九三八
昭和十三年	三四	三,九六三	三,九六三	八,八九五,五三三	一四一,六九四,五九九	一五〇,五九〇,〇六六
昭和十二年	三九	二,八二二	三,一〇〇	八,三六六,四三三	七三,八三三,五七七	八二,二〇〇,〇〇〇

年次	鑛區數			面積		
	探掘	試掘	計	探掘	試掘	計
昭和十一年	三〇	二,二七三	二,二七一	三,七〇一,四〇〇	一,八三三,七三三	五,五三五,一三三
昭和十年	二九	二,二二二	二,二二二	三,三三三,九八八	一,七九〇,八六六	五,一二四,八五四
昭和九年	二九	二,一四四	二,一四四	三,三三三,九八八	一,六四四,二四七	四,九七八,二三五
昭和八年	二八	一,五五五	一,八四三	三,〇〇〇,〇〇〇	一,一六五,四八五	四,一六五,四八五
昭和七年	二七	一,二〇〇	一,五五九	二,八八二,四六八	九八,三三六,三四七	二,九八〇,八〇五
昭和六年	二七	一,三三六	一,五〇五	二,七七七,五三三	八五,一五〇,〇〇〇	二,八六二,六八三
昭和五年	三三	一,一七四	一,五九六	二,六〇〇,一六六	九〇,五八八,二九三	二,七〇〇,七五九
昭和四年	三六	一,三六五	一,六九一	二,六三三,七三三	一〇六,三三三,四四三	二,七四〇,〇六六
昭和三年	三四	一,一〇〇	一,八四三	二,四〇〇,九八八	一〇八,八八八,四〇〇	二,四八九,八七八
昭和二年	三三	一,四六四	一,七九二	二,九二二,三三三	一〇五,六七一,九九〇	三,〇二八,〇〇〇

(三) 鑛産物 本道の鑛産物は、金・銀・銅・石炭・石油及硫黄を始として、各種の有

用鑛物に富んでゐる。昭和十四年以降の鑛産價額は(工産價額に併合)時局柄記載することを差控へるが、次に既往の本道主要鑛産物に就て見るに、

石炭は、其の炭質の優秀なると埋藏鑛量實に八十億噸と推定せられ、開發以來長足の發達をなして來たが、昭和四年以後は財界の不況に因る採炭制限の爲幾分減少の傾向を示した。然し昭和七年末より石炭界は軍需工業の勃興に伴ひ好轉し、爾後年と共に隆盛に赴き、今後人造石油其他各種工業の發展に伴ひ、益採掘増加される



こと、ならう。要するに石炭は本道鑛産物の大宗である。その鑛區は、殆んど全道的であるが特に石狩・留萌・釧路炭田等が隆盛である。次に本道に於ける炭田埋藏量及炭種並に區域を示せば左の通りである。

炭田名	現在量	推定及豫想量	合計	炭種	位置
天 前 盟	五、四〇〇	四、一四〇	九、五四〇	黒 褐 炭	宗谷・枝幸・天鹽郡 苫前郡中部
苦 龍 狩	四、一八〇	三、一四〇	七、三二〇	同 青 炭	留萌郡
石 勇 狩	一、五七五	一、八五〇	三、四二五	同 上 炭	雨龍郡
白 尺 別	一、〇〇〇	四、二三九	五、二三九	同 上 炭	空知・夕張郡
中 茅 釧 路	一、一六〇	一、七二〇	二、八八〇	同 上 炭	勇拂郡
計	一、八七七	六、〇五六	七、九三三	同 上 炭	阿寒・白糠郡 十勝郡 釧路・厚岸郡 古宇郡 中川郡

右は第三紀層下部に屬し、其の埋藏量は昭和四年乃至同六年の調査であるが、其の後採炭技術の進歩・炭價騰貴・工業振興等の爲、利用可能埋藏量増加せるものと

認めらるゝが、更に右炭田外の採掘・試掘鑛區は、石狩國石狩・厚田・濱益・樺戸各郡、後志國岩内郡、渡島國檜山・久遠各郡、膽振國千歳郡、日高國沙流・新冠・靜内・三石各郡、十勝國廣尾・中川・河西各郡、釧路國川上郡、北見國網走・常呂各郡、天鹽國増毛郡等全道各地に所在してゐるが埋藏量不明である。又右列記以外の各地に於ても、續々鑛區發見の報があるので、是等調査未了地域を豫想すれば、本道の石炭埋藏量は百億噸を超過し、遙に九州炭田を凌駕するものと推測せられる。

註 (1)尙其の後埋藏量に就いては昭和七年商工省の發表による本道の埋藏量は總計八十億九百萬噸であつて其内譯は左の通りである。

現 存 炭 量	二、〇三二・八
推 定 "	一、七六六・七
豫 想 "	四、二〇九・六
合 計	八、〇〇九・一

備考 現存炭量とは稼行中のものは勿論、未稼行部分に於ても試錐の結果又は確實なる磐厚あつて炭層の狀態判明せる區域内の炭量を云ふ。



推定炭量とは、炭層の接續狀況又は地質構造の關係上炭層の廣さ及び厚薄を推定し得べきものを云ふ。豫想炭量とは炭層の狀態は不明なるも附近炭層の狀況より其の存在を豫測し得るものを云ふ。

註 (2) 専門家の間には、昭和七年の埋藏量發表以後更に約二割位の増加を見積り得ると云はれて居るから、之を正しいものとすれば、本道の百億噸が確實なる埋藏量であらう。(國防資源論伍堂卓雄著) 尙日本全土の埋藏量二百億噸と稱せられてゐるので其の二分の一を占めることとなる。

硫黃の採掘及製鍊業は、天惠豊かなる爲古くより發達し、第一次歐州戰亂終熄の影響を受け一時は産額減少したが、國內需要の増加と製鍊装置の改良進歩に依り、近年特に顯著なる發展を示して居る。尙鑛山は後志國岩雄登・北見國知床・渡島國鹿部・惠山・熊泊及赤井川・膽振國幌別・登別及釧路國硫黃山等である。

金銀も亦早くから著手され漸次隆盛に赴き、殊に最近金價格騰貴と産金獎勵施設に依り、金鑛山の試掘及採掘隆盛を極めてゐる。産金事業は、物資輸入力の増加及生産力の擴充計畫に於て重要なる地位に在るのみならず、金鑛賦存に豊なる本道に於ては之が増産は極めて緊急を要するものである。而して之が産金事業中既設のもの、株式會社住友本社北日本鑛業所鴻の舞鑛山・國富・武華及余市鑛山、日本鑛業株式會社德星・北隆・大金鑛山、帝國産金鑛業株式會社北ノ王鑛山、靜狩金山株

式會社の靜狩鑛山、三井鑛山株式會社珊瑚鑛山、三菱鑛業株式會社手稻鑛山・千歳鑛山株式會社・日本鑛業株式會社豐羽鑛山等がある。銀は未曾有の隆盛を示すに至つたのは、本鑛業は原鑛の關係上金鑛業と其の消長を伴ふからである。主なる稼行地は北見・膽振・渡島・後志・石狩・天鹽國地方である。尙大東亞戰爭勃發の影響により是等金銀鑛山は昭和十八年三月全部一時中止せられることとなつた。

水銀は最近道内各地方に、其の賦存を發見し、之が開發は創業日尙淺きに拘らず、資材充足確保の見地より官民協力し異常の進展を見るに至つた。其の主要鑛山は野村鑛業株式會社イトムカ鑛山(北見)、東洋水銀鑛業株式會社天鹽鑛山(天鹽)、日窒鑛業株式會社十勝鑛山、帝國水銀興業株式會社愛別水銀鑛山(石狩)等である。

砂金及白金は現在僅少であるが、之等は本道の特産鑛物であるので、將來新鑛區の開發に努めつゝある。

石油は既に明治初年採掘に著手せられたるに拘らず、其の發達は特に見るべきものなく遅々として一進一退の狀況にあつた。然るに大正十三年頃より急速に發達し、輓近自動車運輸及諸工業の發達に伴ひ、其の原動力として需要が増加したので、道



内各地に油脈を發見せらるゝもの相次ぐ状態で、斯業の發展は、今後期待せらるゝ處である。現に起業中のものは石狩・宗谷及膽振等である。

滿庵は第一次歐洲戰亂當時は頗る隆盛を見たが、戦後頓に需要減少した爲不振の状態に陥り、其の後幾分恢復したが、近年外國產滿庵の輸入壓迫と經濟界不況の爲産額漸次減少の傾向にあつた。然るに昭和八年以來爲替安と國內製鐵業の復興により、其の需要は急激に増加してゐる。主産地は檜山・後志・膽振・釧路地方である。

硫化鐵は、其の埋藏量の豊富なる割合に採掘不振であつたが、近時硫酸其の他の化學藥品の製造工業發達に伴ひ急激に生産増加してゐる。其の生産地は、本道南部に屬してゐる。

鐵は、岩手縣に亞ぐ産出地であつて、國內重工業の急激なる發達に伴ひ、生産量は激増してゐる。その主産地は、檜山・後志・膽振地方である。

クローム鐵は、金屬加工業の活況に伴ひ、需要を増大し、其の發達を促進した。本道は、我國に於て有數なる本鑛の産出地であつて、其の主産地は、日高國一圓であつて日東鑛山・八田鑛山が主要鑛山である。

次に之等の重要鑛産價額の趨勢を示せば左の如くである。

重要鑛産價額

其の1

年次	石		炭		硫		黄		金		銀	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和十二年	1,073,568	85,436,300	97,333	5,434,326	1,377,333	15,550,677	77,337,164	2,287,707	12,121,121	1,100,010	3,370,737	
昭和十一年	928,878	64,471,333	70,499	3,929,333	1,177,333	12,744,737	99,621,164	2,287,707	1,100,010	3,370,737	2,287,707	
昭和十年	838,294	56,009,796	55,736	3,111,482	1,071,333	11,921,333	7,610,337	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	
昭和九年	766,666	48,000,000	44,736	2,881,177	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	
昭和八年	700,000	43,000,000	38,378	2,777,777	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	
昭和七年	599,333	37,000,000	28,000	1,555,555	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	
昭和六年	630,000	40,000,000	30,000	1,700,000	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	
昭和五年	670,000	43,000,000	30,000	1,700,000	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	
昭和四年	710,000	46,000,000	30,000	1,700,000	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	
昭和三年	640,000	40,000,000	30,000	1,700,000	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	
昭和二年	630,000	39,000,000	30,000	1,700,000	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	
昭和元年	560,000	34,000,000	30,000	1,700,000	1,071,333	11,921,333	5,921,076	1,100,010	3,370,737	2,287,707	2,287,707	





北海道殖産銀行



小樽港に於ける豆類輸出検査

其の二

年次	満		石		油		其他	合計
	数量	価額	数量	価額	数量	価額		
昭和十二年	三、五五	八三、二六五	一一、七〇〇	四八三、四八四	一三、三三三	三、四四四	一三、八六七	三、二七三
昭和十一年	二七、三五	三二四、九三二	一三〇、五七六	四〇九、八九〇	一三、七六六	七、七九	九、四三三	七、七三三
昭和十年	二七、三六	三三三、七三六	一三三、七〇〇	四二二、三九六	七、七三三	〇、〇七	七、八〇七	七、七三三
昭和九年	一四、三三	二八四、六九二	一四四、〇六六	四三八、九八一	七、〇〇〇	〇、〇〇	六、七四一	六、七四一
昭和八年	一、九七〇	一〇六、六〇〇	八、一〇一	三二七、七九七	六、四二六	〇、〇〇	五、三三三	五、三三三
昭和七年	五、三三	一四、三三三	九、三三〇	四〇六、四二六	四、七九九	七、八九	五、一三三	五、一三三
昭和六年	三〇、八六	一六、三七四	一〇、三三〇	三七八、三二六	三、一四一	一、二〇	三、七〇	三、七〇
昭和五年	五、六〇〇	三、三三三	九、三三三	三、三三三	三、三三三	〇、〇〇	三、三三三	三、三三三
昭和四年	二〇、九三	三、七八八	八、三三三	六九八、二七〇	二、九〇〇	七、七〇	五、六〇〇	五、六〇〇
昭和三年	八〇、七三	七、四六〇	八、三三三	六六四、三二八	二、二九九	五、七八	五、六一一	五、六一一
昭和二年	六六、四七	八、七七七	六、三三三	四三八、四三二	三、三三三	七、四四	三、九九九	三、九九九
昭和元年	五八、〇〇	六、六三三	四、八六六	六六九、八〇〇	一、五〇〇	五、三三	四、四七〇	四、四七〇

備考 一、其の他は砂金・砂白金・鐵礦及沈澱物等である。 二、昭和三年以前に於ける石炭・硫黄の数量單位は噸である。  
 三、昭和八年以前に於ける金・銀の数量單位は匁である。 四、同 上 満俺の數量は匁である。  
 五、同 上 石油の數量は石である。 六、昭和十三年以降發表は時局柄差控へる。



## 第八章 商業及金融

一 概況 本道經濟界は、昭和四年以來の世界經濟恐慌の餘波と、昭和六・七兩年の凶作並に不漁の爲、永らく不況に沈淪するに至り、昭和六年の總生産價額は僅か三億圓臺に低落した。昭和八年に於ては一般農産物の豊作と漁業の豊漁との爲、生産價額五億圓・移輸出入總額七億八千餘萬圓に達し、本道經濟界は數年來の沈衰状態より飛躍し、漸く好轉を示すに至つた。

而して昭和九・十兩年の冷害並に昭和十年に於ける沿岸漁業の不漁なりしにも不拘、昭和十年の生産價額は五億圓臺に上り、貿易は活況を呈し、移輸出總額十億三千万圓に飛躍した。更に翌十一年に至り農作・漁業の恢復と共に、十二年は生産總額八億八千万圓に、翌十三年は十一億圓に、更に十四年には十五億圓の巨額に達するに至つた。他方貿易額に於て昭和十三年は十四億五百万圓、昭和十四年は二十一億二千万圓と飛躍した。而して移・輸出額は俱に移・輸入額より超過し、其の差額約一億七千九百万圓である。この内五割一分は外國輸出額で併も大部分對第三國との商品取引額であり、



我國輸入力の確保に資するところ甚大である。

而して昭和十四年の移輸出入總額は前年に比し、七億一千五百十三萬圓の激増を示してゐる。斯くの如く本道の生産の増大は、支那事變勃發を契機とし、戰時體制機構に移行した我國の經濟が本道資源に俟つ所多く、多量の重要物資を需要する事情に多く據るもので、生産力擴充の國策に寄與する様本道各部門の事業の振興並に資源開發が時局の進展に伴ひ積極的に實施せられ、本道の産業は劃期的發展を辿つてゐる。即ち、製鐵・製鋼・造船・製麻・石炭液化・硫安・パルプ等の時局工業の生産力擴充、石炭・金・鐵鑛・クローム・滿俺・其他鑛物等地下資源の開發増産が實施せられ、或は時局上必要とする軍需作物・輸出作物並に食糧農作物・畜肉・皮革・乳製品・其他水産物・林産物等が多量に供出せられてゐる。之等の狀況は昭和十五・十六年と益戰時體制が強化せらるゝと共に、國策に對應して、國家總力の發揮上（生産物資の種類には相當の影響は免れないが）更に一層の拍車を掛けつゝある。

他面事業界の活況に依て預金額も益増大し、國債消化も充分に行はれてゐる。之は要するに本道は物資給源地として益我國經濟勢圏中重要なる役割を演ずるものである。

古來戰爭に際しては、經濟力の衰退低下を見ることが一般の習慣であると稽へられるのであるが、支那事變以來我が國の經濟力は卻つて著しい伸張を示し、食糧政策上將又軍需・産業上、大東亞戰爭完遂に貢獻する處勢からざるを期しつゝある。

移輸出入總額

年次	移輸出額	移輸入額	合計	年次	移輸出額	移輸入額	合計
昭和十四年	一、一四九、八〇一、三三三 <small>円</small>	九七、〇三三、三六五 <small>円</small>	二、一二六、八三四、六九八 <small>円</small>	昭和七年	二九〇、三三三、三三九 <small>円</small>	二二一、三三三、四四六 <small>円</small>	五〇一、六六六、七八五 <small>円</small>
昭和十三年	七四七、一六四、七三九	六三〇、八二六、四七四	一、三七八、〇九一、二一三	昭和六年	二六〇、〇〇〇、二二四	二六八、八〇八、七三三	五二八、八〇八、九五七
昭和十二年	六六一、八六三、一七七	五五四、七二四、四九三	一一一六、五八七、六六九	昭和五年	三三三、〇〇〇、九四三	三三六、六四二、二〇〇	六六九、六四三、一四三
昭和十一年	五五四、〇三二、九四〇	四六七、三三三、二九〇	一、〇二一、三六五、二三〇	昭和四年	四〇〇、〇〇七、八九八	四三三、六三六、九三三	八三三、六四四、八三〇
昭和十年	四七九、三六六、八九九	五五七、六三三、三七七	一、〇三七、〇〇〇、〇七六	昭和三年	四二二、五六八、〇〇六	四〇〇、〇〇七、三三三	八二二、五七五、三四九
昭和九年	四六四、七〇八、三七三	四四四、四〇〇、九一七	八九八、一〇九、二九〇	昭和二年	四四七、七三三、三三六	四四〇、〇〇〇、三三三	八八七、七三三、六六九
昭和八年	四〇九、六四九、三七五	三七七、二六六、三三二	七八六、九一五、七〇七	昭和元年	四一五、〇〇〇、〇〇〇	四〇九、六四九、三七五	八二四、六四九、三七五

備考 一、昭和十年以降北洋貿易を含まず。

二、昭和十五年以降は表示禁止に依り差控へる。

二 貿易



(一) 内國貿易 本道と府縣との商取引の起源は、安政六年以來諸外國との貿易が行はるゝに至りたる事實より觀ても、相當に古いものであるが、開拓使時代の中葉迄は其の移出品は殆んど水産物に限られてゐた。爾來約七十餘年拓殖の進展に伴ひ天然資源の開発と共に、産業の興隆により原料品の移出と加工品の移入と云ふ植民地的貿易構造を内包しつゝ、逐年取引額は増大して、昭和十四年には移出入額十九億八千五百五十九萬圓(移出額十億三千七百七十七萬圓・移入額九億四千八百四十二萬圓)に達するに至つた。本道の對内貿易趨勢は昭和に入つてより、年々移入超過を示し、殊に昭和十年に於て凶作の爲、内地米の需要増加と工業方面に於ける鑛物性油脂類及金屬製品等の需要増は一億一千八百萬圓の移入超過を結果したが、翌十一年以降移出超過に轉じ、十三年に於ては九千四百七十九萬餘圓、十四年に於ては更に八千八百七十五萬餘圓の超過を示すに至つた。爾後十五・十六年に至つては、戰時體制強化と共に、物資統制上本道産物の移出に對しても相當の變貌を與へたことは勿論であるが、昭和十四年迄の狀況を見るに、本道より道外へ移出せられる物産は水産・農産・鑛産及林産等の原始生産物を主とし、加工製品に於ては新聞用紙・亞麻製品・

砂糖・セメント・澱粉・小麥粉・罐詰類及乳製品等の特殊工産物を除く外は移出の餘力に乏しく、道外より移入せられるものは酒類・味噌・醬油・麵類及衣類等の日用品を主とする。即ち、次表に示す如く、移出商品總額に對し飲食物(二五・八%)・鑛物(一四・二%)・雜品(一六・七%)・製紙品(八・三%)の四者で六割五分、他方移入に於ては雜品(二六・〇%)・飲食物及煙草(一三・〇%)・金屬品(二七・〇%)・布帛(五・三%)の四者で移入總額の七割一分三厘を占めてゐる。

尙移出入品の主なるものを掲ぐれば左の如く、即ち、移出にありては

農産品—米・大豆・小豆・燕麥・豌豆・隱元豆・蕎麥・菜種・玉葱・馬鈴薯・百合

根・林檎・薄荷・除蟲菊等。

水産品—鹽蛙・昆布・乾鱈・鰯・身缺鯨・貝柱・鱈・鯨粕・胴鯨・鱈粕等。

林産品—挽割・丸太・杣角・板材・經木・鉛筆軸材・ベニヤ板・木炭等。

鑛産品—石炭及硫黃等。

工産品—新聞用紙・乳製品・罐詰類・甜菜糖・魚油・セメント・澱粉・麥酒等。

移入にありては、米・菓子・煙草・砂糖・絹織物・毛織物・麻繩糸・新聞用紙・



清酒・食鹽・人造肥料・陶磁器等。

移出入額並に種類別商品は次表の如くである。

移出入總額

年次	移出額	移入額	移出入増減	年次	移出額	移入額	移出入増減
昭和十四年	一、〇五七、七七一、三三〇	九四八、四三三、五五〇	八八、五五五、九八〇	昭和七年	二六四、五八七、五八〇	二九三、五五五、四二二	△二七、九六七、〇三二
昭和十三年	七〇三、五八二、五七七	六〇七、七五五、四三九	九五、七九七、一〇八	昭和六年	三三八、〇四三、五八三	三三〇、八三三、七六七	△二七、二〇九、八四六
昭和十二年	五九九、五三三、〇七九	五二五、七六五、七三三	七三、七六七、三四三	昭和五年	二九三、九八八、九一九	三〇〇、三三四、三三三	△六、三五五、三五三
昭和十一年	四七六、六二一、六九三	四六四、四四〇、七〇四	一二、一八〇、九八九	昭和四年	三九一、〇四四、七三七	四九一、二五六、三三三	△一〇〇、二二一、二八六
昭和十年	四三三、三三三、六〇〇	四五四、八八八、四八八	△二一、五五五、八八八	昭和三年	三六七、二五八、三三六	四〇七、一八〇、七三二	△三九、九二二、四九六
昭和九年	四〇六、〇四三、七六六	四〇九、〇四三、〇三三	△三、〇〇〇、七三三	昭和二年	三九七、七三二、〇三九	四三三、七七一、三三九	△三五、九三九、三〇〇
昭和八年	三七〇、八七〇、八五六	三三一、一五五、五八三	一九、七一五、二七二	昭和元年	三〇〇、九三三、〇四八	三〇〇、四〇一、四四〇	△三五、五三二、六〇八

備考 一、△は移入超過を示す。特に昭和十年に於て移入超過の莫大に達したる理由は本文記載の通りである。  
二、昭和十五年以降は表示禁止に依り差控へる。

種類別移出入商品

種類別	移出		移入	
	昭和十三年	昭和十四年、 同上年比	昭和十三年	昭和十四年、 同上年比
合計	七〇三、五八二、五七七	一、〇五七、七七一、三三〇	九四八、四三三、五五〇	一、〇五七、七七一、三三〇

種類別	移出		移入	
	昭和十三年	昭和十四年、 同上年比	昭和十三年	昭和十四年、 同上年比
動物	一一、五五八、五七七	一四、一七三、七三三	一一、一三二、二六三	一、一七三、七三三
植物	八三三、四三六	五五八、九〇〇	一四、一三三、三三三	二一、二九三
穀物	三九、〇三三、三三〇	七三、一七四、七三三	三九、八八九、五九九	三三、七五五、三三三
飲食物及煙草	一七四、八三三、三三三	二六七、四三三、三三三	一〇一、二四三、三三三	一三三、五七七、三三三
皮毛骨角牙類及同製品	四六、九六六	三、一〇一、八八六	三、六三三、三三三	三、六三三、三三三
油脂及蠟	一五、九二一、八八六	六、〇三三、三三三	一七、六三三、三三三	一〇、三三三、三三三
藥品及染料塗料	一三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	一一、四三三、三三三	一〇、四三三、三三三
絲綢繩索及同材料	二、四三三、三三三	四、七〇六、一三三	一一、〇三三、三三三	一一、七三三、三三三
布帛及同製品	七、五三三、三三三	八、九三三、三三三	五、三三三、三三三	九、九三三、三三三
衣類履物及附屬品	二、六三三、三三三	六、〇三三、三三三	一一、九三三、三三三	一七、三三三、三三三
製紙原料紙及同製品	六五、七三三、三三三	八六、一三三、三三三	一五、六三三、三三三	一四、九三三、三三三
鑛物及同製品	一四三、七三三、三三三	一四六、八三三、三三三	五、五三三、三三三	一三、三三三、三三三
金屬及同製品	四八、七三三、三三三	四四、六三三、三三三	九、二三三、三三三	二、五三三、三三三
陶磁器類硝子及同製品	八六、〇三三、三三三	九三、九三三、三三三	七、七三三、三三三	一一、三三三、三三三
車輛・時計・機械類	四七、四三三、三三三	一四、九三三、三三三	四六、一三三、三三三	六六、〇三三、三三三
肥料及飼料	一三、九三三、三三三	三三、三三三、三三三	一三、二三三、三三三	一八、六三三、三三三
木竹藤材及同製品	四八、五三三、三三三	八九、〇三三、三三三	一五、四三三、三三三	六六、八三三、三三三
雜品	六六、二七〇、四三三	一七三、六三三、三三三	一六九、九三三、三三三	三六、七三三、三三三

(二) 外國貿易 本道の海外貿易は、安政六年函館の開港に其の端を發し、降つて明治二

十二年には小樽、同二十四年には釧路、同二十七年室蘭、同四十三年根室、更に降つて昭和十年留萌と順次開港を見、本道六大貿易港として逐年繁盛に赴き今日に至



つた。明治六年僅に輸出入合計五十萬圓に過ぎなかつた本道對外貿易も第一次歐洲大戰を契機として、道内の開拓及各種産業の發達に伴ひ、商圏も逐年擴張して輸出及輸入共に増加し、昭和四年の如きは實に八千四百萬圓に達し異常なる進境を示したが、昭和五年に於ては同年一月金輸出解禁斷行の結果、外國貿易は俄然梗塞不振を來した。昭和六年を境として、列國の通商政策は、従前の自由通商政策からブロック乃至アウタルキー經濟政策に移行したと言つてよいであらう。英國は、金本位制を離脱すると共に、非常時關稅法を制定し、始めて保護關稅を設定した。英國のこの政策に倣つて世界各國は、主として爲替管理又は輸入割當の方法によつて次第に第三國との貿易を制限し、自國とその勢力圏内にある諸國を一體として保護助長する銷國的自衛の貿易政策と同年の滿洲事變・上海事變の勃發に因る對支及對滿輸出重要商品たる海產物取引の杜絶とは、本道輸出貿易に大いなる障礙を與へた。斯く對支滿貿易のみならず南洋及歐米貿易に於ても輸出梗塞の悲運を見るに至り、同年の貿易額は三千九百六十三萬圓に激減するに至つた。越えて昭和七年に入りては、前年十二月に於て金輸出を再禁止したる結果、對外爲替の低落に伴ひ、輸出は漸く

有利に轉じ貿易界は漸次活況を呈するに至つた。由來本道の貿易は、輸出超過を常態とし、支那事變以來大陸向物資の需要激増と、第二次歐洲戰亂勃發に因る、交戰國の食糧品確保とに由り、食料を主とする本道の貿易は、漸次活況を呈し、昭和十四年には輸出一億一千三百萬圓に達し、本道最高記録を示すに至つたが、翌十五年に入り、圓域に於ける治安工作上的滯貨激増と第二次歐洲戰亂の擴大に伴ふ、各國の貿易統制乃至は輸送上の危険に因る、輸入の見控及日獨伊三國條約締結に依る實際情勢の急變等に基き著しく不振に陥り、前年の約三分の一程度に減退し、更に昭和十六年七月に至り米・英等反樞軸國家群の對日資産凍結に因り、爰に第三國貿易は、殆ど全面的杜絶を見るに至つた。如斯本邦貿易の大轉換に際會し、本道も亦甚大の影響を受くるに至つたのは當然であるが、同年十二月遂に大東亞戰爭の勃發となり皇軍の赫たる大戰果と共に、共榮圏内物資交易の強力迅速なる遂行を目的とする、本邦交易體制は早くも確立せられたので、農産物に將又水産物に資源の豊富な本道は薄荷・除蟲菊・酪農製品・青果物等多量の南方向生産物をも擁して、今や共榮圏交易上重要な地歩を占めつゝある。



商港別輸出入額

年次	函館港		小樽港		室蘭港		釧路港		根室港		留萌港		合計	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
昭和十四	5,400,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十三	3,700,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十二	3,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十一	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和十	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和九	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和八	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和七	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和六	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和五	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和四	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和三	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和二	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
昭和元	2,500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

備考 一、昭和十年以降北洋貿易を含まず。二、昭和十三年以降は特局柄商港別表示を差控へる。

本道貿易の趨勢は既述の如く、第二次歐洲大戰の勃發以來次第に下降の傾向を辿り、英・米等の對日資産凍結に因り、遂に全面的に杜絶する處となり、今や未曾有の轉換期に際會したのであるが、以下最近迄の本道貿易の發展を概述し、將來の飛躍に資することとする。本道に於ける對外貿易は普通貿易及北洋貿易の二であつて、普通貿易は海外諸國との一般商品取引を謂ひ、北洋貿易は漁業用具及食糧等を仕込み（輸出）、勘察加・オホーツク・ニコライエフスク・サガレン及沿海州方面に出漁し、漁獲物を積載して歸航（輸入）するものであつて、普通貿易外に一系統を爲す特殊のものである。

昭和十二年の普通貿易に於ける輸出額は七千九百九十餘萬圓、輸入額は一千八百九十餘萬圓で、約五千三百餘萬圓の輸出超過となつてゐる。而して輸出額は前年に比し五百九十五萬圓増加してゐるが、其れは小樽港の開港以來の激増せる輸出貿易に據る。即ち、前年に比較し他の貿易港の輸出減退に不拘、獨り該港のみは八百三十萬圓の巨額の輸出激増を見てゐるのは、對英の檣挽材・ベニヤ板箱、對獨・和の隱元豆、對獨の魚油、對米の除蟲菊等歐米向商品の輸出激増（其の内對圓ブロック輸出は澱粉の五十萬圓増）の結果である。然るに昭和十三年輸出の減少を示したのは、敵性英米諸國の對日貿易に經



濟壓迫を加へた結果である。輸入額に於ても十二年は前年に比し七百十萬圓の激増を見  
てゐるが、之は小樽港の二百九十萬圓、室蘭港の三百五十萬圓の輸入激増に起因する。  
即ち、前者は生ゴム・硫酸加里・硫酸アンモニウム等の化學藥品、鑛及金屬並に豆糟等で、  
後者は多額の鑛及金屬と微量額の製紙用機械等の特殊商品輸入増加の結果である。而し  
て昭和十三年以降に就いては統計的説明は時局下之を差控へるべき事情に在るのは止む  
を得ないが、少しく戰時貿易體制の推移様相を観るに、第一次歐洲大戰後各國は、自由  
通商政策を棄て、漸次ブロック經濟政策に走り、自給自足、又は國際貸借バランス維  
持の建前から、各國は競つて貿易の統制に狂奔した。就中日本商品の原價安と爲替安を  
武器とする世界市場制覇の進軍は、卻つて各國に意表外の脅威を與へ、日本商品輸入防  
歴の方策を検討し貿易抑制を驚異的に拍車せしめ、遂に重大なる通商紛争を捲き起すこ  
ととなり、英領印度・蘭領印度・加奈陀・濠洲及埃及との間に貿易戦を展開するに至つ  
た。而して此際各國の採つた日本商品輸入防遏手段は、關稅引上と輸入制限である。前  
者は爲替補償稅・不當廉賣稅・特惠關稅の強化・復關稅制度に依る差別關係として現は  
れ、後者は輸入許可制・輸入割當制或は爲替管理による輸入制限として現はれた。是等

諸外國の挑戰的敵性貿易政策に對應して、我國の貿易にも強力的統制の止むなきに至つ  
たことは周知のことである。即ち昭和九年四月法律第四十五號貿易調節及通商擁護法に  
依り、英國經濟ブロックに備ふると共に、輸入制限又は求償貿易（バーター貿易）に對  
する調整の貿易統制の措置に出たのも、亦已むに已まれぬ手段であらう。

然るに支那事變以後に於ける我國の貿易統制は全然其の相貌を一變した。それは物資  
動員計畫に基づき、輸入は軍需資材を中心とし、其の他は輸出用原材料と求償貿易國よ  
りの特殊輸入の外は全然之を禁壓することとし、輸出は軍需關係資材の輸入力増強の建  
前から根本的に振興策を建直した。之が爲め國內に於ける生産・配給・消費・物價に至  
る迄全面的に強力なる統制を餘儀なくし、統制經濟乃至計畫經濟へと進展することとな  
つた。然るに第二次歐洲大戰の勃發以來ブロック經濟の強化・英獨間の相互封鎖・戰域  
の擴大及海上運送難により、我國貿易は全面的梗塞の止むなきに至つた。

大東亞戰爭の斷行と共に我國の貿易は、日本交易營團の組織に著手し之が完成と共に  
官民一致して、大東亞共榮圈の豊富なる資源開發に備ふべき段階にあるのであつて、本  
道貿易も之等情勢の進展と共に、大東亞共榮圈諸國に對する將來の重要性をよく調査研



究して速に對處すべきであらう。

三 金融及金融機關 本道に於ける各種金融機關體系は、先に北海道拓殖銀行の設立を見、後第一次歐洲大戰當時に於ける産業經濟界の躍進的發達に促されて著しく整ひ、全道各地に各種金融機關網が完備せられ本道産業發達の原動力になつてゐる。

特殊銀行としては、本道に本店を有し北海道樺太拓殖金融の使命を果しつゝある北海道拓殖銀行を首め、中央銀行たる日本銀行、生産力擴充機關たる日本興業銀行、外國爲替銀行としての横濱正金銀行の各支店あり、更に臺灣銀行の進出を見るに至つたのである。次に普通銀行としては、本道唯一の本店銀行たる北海道銀行を首め、道外に本店を有する帝國銀行外五行がある。貯蓄銀行は、本道に本店を有する北海貯蓄銀行の外、道外に本店を有する二行があり、各行共道内各地に支店出張所を設けてゐる。是等の銀行數は十五行、其の支店出張所數は二百十に達してゐるが、夫々本道金融活動の主軸を爲してゐる。

次に農林漁業金融を爲す農林中央金庫、商工組合金融を司る商工組合中央金庫、庶民金融機關たる庶民金庫、恩給金庫の各支所又は支店を首め、國民更生金庫出張所、戰時

金融金庫代理店等の各金庫を網羅し、更に市街地信用組合・安田信託支店があり是等各機關及北海道農業會・産業組合の金融部門の活動も活潑である。

是等の金融機關は産業各部門其の他の資金需要に應じ、一方、國民貯蓄の吸收機關としての機能を果してゐるのである。即ち昭和十八年末に於ける道内預金殘高合計は十八億七千七百萬圓、貸出殘高合計は八億二千二百萬圓に上つてゐる。

尙此の外の庶民金融機關としては無盡會社・質屋等の存在を見逃し難い。又大藏省預金部・運輸通信省簡易保險局等の國家機關は本道の基本的開發事業及公共的事業に資金を融通し、本道産業の發展に甚大なる貢獻をなしつゝある。

(一) 銀行 本道に於ける銀行業務は、明治六年三井組が札幌及函館に其の支店を設置して、開拓使の御用金取扱を爲したるを以て嚆矢とする。爾來拓殖の進展に伴ひ、金融機關も充實し、昭和十八年末には本・支店出張所併せて二百十三の店舗を數ふるに至つた。今各種銀行の業務態様を見るに、特殊銀行たる日本銀行は札幌・小樽・函館の三市に其の支店を設け、本道金融の統制乃至調整機關として、更に戰時體制下の現段階に入つてからは一層其の機能を發揮してゐる。殊に日本銀行札幌支店は、昭和十七年一月六日新



に開設したが、時恰も大東亞戰爭勃發直後のことゝて、本道に於ける戦時下非常金融の上にも貢献するところ蓋し大なるものがある。

即ち道内金融の中心が統制經濟の進展に伴ひ、札幌に移行せる今日、札幌所在の金融機關を始めとし、各地の各種金融機關は、其の資金の調達・操作等に多大の便益を享けることゝなり、且つ今後時局の進展に伴ひ如何なる事態の發生を見るときも、非常時金融對策は完璧の備があり、旁經濟界一般は尙一層の利便を享ける次第である。

次に札幌に本店を有す唯一の特殊銀行としての北海道拓殖銀行は、明治三十二年本道及樺太の開拓に關する融資機關として設立せられたもので、昭和十八年末現在道内樞要なる四十五箇市町村に支店及出張所を有し、拓殖金融の中樞を形成して居る。更に本道生産擴充資金供給機關として、昭和十二年末には日本興業銀行札幌支店の設置を見たのであるが、兩行共拓殖金融及鑛・工業金融の長期融資を爲す一方、普通銀行業務を併せ行つてゐる。又昭和十三年に横濱正金銀行が小樽に出張所を設置し、昭和十五年に至り支店に昇格したものであるが、外國貿易爲替の取組に貢献したる點多く、戦時下外國貿易は杜絶せるも大東亞共榮圈内の交易に便宜を與へてゐる。更に臺灣銀行は昭和十七年

三月函館に出張所を設け本道・臺灣間の物資交流に資してゐる。普通銀行は小樽に本店を、道内各地に八十七の支店及出張所を有する本道唯一の北海道銀行を始め、東京に本店を有する三菱・安田、大阪に本店を有する住友及富山縣の北陸並に青森縣の青森銀行各支店あり、是等の銀行は一般商工業資金の源泉を爲して居る。而して昭和十八年八月よりは日本銀行を除く特殊銀行及普通銀行は何れも貯蓄銀行業務を兼營する事となつた。又專業貯蓄銀行には札幌を本店とする北海貯蓄銀行の外、安田貯蓄・不動貯蓄銀行（本店東京）等があり、貯蓄思想の普及徹底により順調の發達を辿り、庶民銀行としての機能を發揚してゐる。

(イ) **銀行數及資本金** 本道に本店を有する銀行も、第一次歐洲大戰で膨脹發展し、昭和元年本店十三、支店八十三、其の資本金三千五百萬圓に達したが、昭和二年金融恐慌に依り、銀行店舗數八を減少し、爾後本店數を減少し、昭和七年以降移動なく、昭和十四年に一行を、昭和十六年に政府の財政金融基本方策に順應し本道の金融界の整備統合の結果三行（北門・北海道商工・泰北）を減じたが、更に昭和十八年には普通銀行の貯蓄銀行業務兼營に伴ひ函館貯蓄銀行が北海道銀行に合併せられた。斯くて昭和







計	區分			出張所數	公稱資本金	内拂込資本金
	特種銀行	普通銀行	貯蓄銀行			
三	一	一	一	二九	二〇、八八五、二五〇	一三、七六六、六七〇
一〇	三	七	一八	四	九、三〇〇、〇〇〇	六、六三三、〇〇〇
二九	一〇	三	四	四	五〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
					三〇、六八五、〇〇〇	一、九、七六一、八八七

(ロ) 預金及貸金 昭和十八年末に於ける本道銀行(日銀を除く)預金残高は十三億八千八百萬圓、貸金残高は六億四千七百萬圓にして、前年に比較し預金一割八分四厘の増加となつてゐるが、貸金は殆んど變らない。而して北海道拓殖銀行の預金残高は四億二千萬圓、貸金残高二億七千萬圓にして、前者は本道銀行の預金總額の三割七厘、後者は貸金總額の四割一分七厘である。更に又預金に對する貸金の割合は、本道其他銀行の三割九分二厘に比し六割三分二厘の高率にして、本道及樺太を營業地區とする特殊金融機關としての特殊性を如實に示してゐる。

道内銀行預金及貸金

年次	預金残高	指數	貸金残高	指數
昭和十八年	一、八八、四六七 <small>千円</small>	六六〇	六四七、一四四 <small>千円</small>	三三
昭和十七年	一、一三、三九二	五五七	六四九、六七五	三三
昭和十六年	九三、九七七	四九九	五三、二二七	一九
昭和十五年	八五、九四三	四〇八	五三、七二五	一九
昭和十四年	六四、八、四四四	三〇八	四九、一七七	一六七
昭和十三年	四七、三六八	二五六	四〇、九七〇	一四七
昭和十二年	四〇、九八九	一九〇	三〇、五九七	一三九
昭和十一年	三三、四六九	一六七	三九、四七七	一三三
昭和十年	三九、五六七	二六二	三四、六七七	一六
昭和九年	三三、〇六六	一八八	三二、一六一	二二
昭和八年	二九、九七九	一四〇	三〇、三〇〇	一〇二
昭和七年	二六、一、六四四	一三三	二九、六九九	一〇七
昭和六年	二四、五、八二三	一二七	二八、八四〇	九
昭和五年	二二、八、三〇〇	一二六	二七、〇五三	九
昭和四年	二一、六、四四四	一二三	二六、〇、八四八	一〇〇
昭和三年	二〇、八、三三三	一二一	二四、八、四〇〇	九
昭和二年	一九、八、三三三	一一九	二四、〇〇、X〇〇	一〇一



(ハ) 手形交換 本道に於ける手形交換所は、大正二年函館及小樽兩市の設置を始めとし、同五年に札幌市・同九年に旭川市・昭和三年に室蘭市・昭和十六年に釧路市に逐次設置せられ、又此の外、交換の業務は帯廣市及北見市の組合銀行に於て施行されてゐる。而して諸取引の繁榮は逐年交換高の増加を齎し、昭和十八年に於ては六交換所の取扱高枚數合計は約百四十二萬九千枚にして、交換額約三十七億五千萬圓に達してゐる。之を前年に比較し枚數に於て約二十一萬一千枚・一割二分八厘の減少となつたが、金額に於ては約二億七千萬圓・七分七厘の増加を示してゐる。

手形交換高

年次	小樽		函館		札幌		旭川		室蘭		釧路		合計	
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
昭和十七年	5,678,892	1,219,355,010	5,500,000	8,600,000,000	5,000,000	12,121,212	1,800,000	8,700,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000
昭和十六年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和十五年	5,000,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和十四年	5,678,892	1,219,355,010	5,500,000	8,600,000,000	5,000,000	12,121,212	1,800,000	8,700,000,000	1,300,000	1,300,000,000	1,300,000	1,300,000,000	1,300,000	1,300,000,000

昭和十五年	5,678,892	1,219,355,010	5,500,000	8,600,000,000	5,000,000	12,121,212	1,800,000	8,700,000,000	1,300,000	1,300,000,000	1,300,000	1,300,000,000	1,300,000	1,300,000,000
昭和十四年	5,678,892	1,219,355,010	5,500,000	8,600,000,000	5,000,000	12,121,212	1,800,000	8,700,000,000	1,300,000	1,300,000,000	1,300,000	1,300,000,000	1,300,000	1,300,000,000
昭和十三年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和十二年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和十一年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和十年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和九年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和八年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和七年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和六年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和五年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000
昭和四年	4,800,000	1,100,000,000	4,500,000	7,500,000,000	4,000,000	9,000,000,000	1,500,000	6,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000	1,000,000,000

(二) 郵便貯金 大正五年本道に小樽貯金支局が開設されて以來、郵便貯金は漸増の一途を辿つてゐる。殊に第一次歐洲大戰に因る空前なる好景氣の反動として、昭和二年金融恐慌當時の中小金融機關の破綻に因る不安から、低率なるも安全性ある郵便貯金への資金の逃避、或はインフレーション・ブームを受くる産業部面の好況と、貯金思想の普及等を契機とし、預金はその都度急激なる増加を見たのである。

昭和十一年度末には、大演習記念事業の貯金奨励により新規預入口數の異常なる増加



を見、郵便貯金額一億二百萬圓に達したのであるが、年次増加の趨勢を辿り、昭和十七年度末には貯金額四億七千萬圓に増加し、預入現在人員五百萬を突破するに至つた。

而して支那事變勃發に因る戦時體制下の我國經濟が、巨額の公債を發行することゝなつたので、之が消化を圖る爲、百億圓國民貯蓄運動を起し、本道目標額十億圓（内貯金目標五千萬圓）とされたのであるが、此の國民的運動の効果を反映して、昭和十四年度には新規預入人員七十七萬八千餘人、預入口數に於て一千六百六十五萬餘と云ふ顯著なる増加となり、年度末現在は三百三十七萬八千餘人、二億一千二十四萬餘圓に達した。

昭和十五年は、日・獨・伊三國條約が締結され、且つ支那事變は武力戰と併行し、日・滿・支三國を中心とする大東亞共榮圈の建設、延いて世界新秩序確立のため、友邦と提携前進するといふ新事態に入り、我國の財政經濟の運行を確保するため、高度國防國家體制を完成し、大東亞共榮圈の確立に邁進するは我國既定の方針であるが、其の成否は、戦時財政經濟の運行如何に繋る所蓋大なるものがある。故に國債の消化及日・滿・支を通ずる、生産力の擴充に要する資金の供給を確保し、且通貨膨脹を抑制して、國民生活の安定を圖る爲、新に百二十億圓の國民貯蓄増加を目標として、貯蓄獎勵を更に強化し、

其の成果の萬全を期することゝなつた。仍て此の際特に貯蓄強化週間を設け、舉國一致、更に貯蓄報國の念を振起し、生産の増大、消費の節約を行ひ、以て貯蓄の實踐に努め、戦時財政經濟の圓滑なる運行を圖り、時艱の克服に邁進する熱意に拍車し、昭和十七年度郵便貯金人員は五百七十四萬二千六百五十六人、金額は四億七千三百七十四萬六千二百九十圓の増嵩を示すに至り、一人當八十二圓五十錢に達した。之は單に郵便貯金に止まるが、財政經濟上必要なる資金は眞に國民の蓄積に俟たねばならぬ。戦争勃發以來國民貯蓄の増加に伴ひ、昭和十六年七月旭川貯金支局を設立し石狩國の一部・北見・天鹽・十勝・釧路・根室・千島各國の資金の吸収並に從來の小樽貯金支局の一元的事務加重の負擔を分擔し、中部北海道以東の貯蓄事務簡捷を圖つた。幸に國民の時局認識を反映し、一方租税において多大の國民負擔の増加を見たに拘らず、連年政府の掲げた貯蓄目標額（十六年は百三十五億圓を改訂し百七十億とした。之は國債消化資金百十億圓、生産擴充資金六十億圓である）を優に突破する良好なる成績を示し、戦争勃發以來昭和十六年九月迄の間に於ける國民貯蓄推定額は、約四百十億圓で、これを戦争前四箇年間における貯蓄總額八十億圓に比較すれば、五倍に當つてゐる。翻つて本道は戦争發生以來郵便



貯金のみに就いて見るも四箇年間(自十六年七月)に貯金総額七億一千五百六十八萬二千三百三十一圓で、これを戦争前四箇年間(自八年七月)に於ける貯金総額三億七百十九萬七千七百三十四圓に比較すれば二十三割三分、即ち、二倍強に當る。昭和十六年十二月八日畏くも米國及英國に對し宣戰の大詔渙發あらせられ、大東亞戦争勃發するや國民は一層時局認識を明徴にし、貯金の増加等に拍車を加へつゝあることは、誠に意を強うする次第である。

今左に貯蓄増加の推進を示せば左の如くである。

道海北	十七年度 目録額	郵便貯金	簡易貯金	郵便年金	銀行預金	信用組合貯金	信託	漁聯	保險會社 無盡會社 運用資金	小計	戦時 納税貯蓄	私人有價 證券投資	合計
道	四月—二月 目録額に 對する割合	一・四四〇	〇・八五二	一・二五四	〇・〇九六	一・三五〇	〇・九七七	一・七三三	〇・七七三	〇・九四〇	一・〇九三	一・三〇〇	一・一三三
海		二二五,九九三	一〇,六六三	二九,九九〇	九五,八六七	五,五九七	一〇,三九四	四四,三九八	二六,三三七	六五四,七三六	四四	一三三,三三三	七九,〇三三
北		一五,〇〇〇	三,〇〇〇	八,〇〇〇	七,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	五七,五〇〇	三六,〇〇〇	五九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇

郵便貯金の趨勢

年 度	新規 入員	預入		拂戻		年度末現在高		
		口 數	金、 額	口 數	金、 額	人 員	金、 額	一人當 金額
昭和十七年	七八二,八三三	二四,五七〇	八,四八八,三三三	二,六五四	七,四三三,九二二	五,七四二,五五六	四七三,七四六,三三三	八二・五〇
昭和十六年	八五五,二五三	一九,一五二	九,四二九,五七六	二,九〇〇	六,六三三,五七五	四,五四八,四九九	三三三,七九〇,三九九	七五・五六
昭和十五年	七三三,八九九	一八,一〇〇	八,七三七,八四一	三,一〇四	六,六八七,三三六	三,八五八,五三七	二七四,三二二,八七〇	七二・一〇
昭和十四年	七七五,五三四	一六,六三三	八,五五五,八八三	二,六四一	六,九一〇,〇七〇	三,三七八,四三三	二二〇,三〇〇,八七七	六三・三三
昭和十三年	一,〇〇〇,一三三	一三,三〇七	七,〇七二,六六九	二,九七九	三,五三七,五三三	二,八七九,八二二	一四九,六四九,三二六	五三・一〇
昭和十二年	三六五,〇七四	七,四四四	三,〇三三,九九九	二,二七二	二,〇九〇,九〇九	二,〇〇〇,五三三	一一三,八七五,七七七	五三・七七
昭和十一年	三六一,四九九	六,一六九	二,三三二,八〇六	二,〇〇七	一,七八二,五三七	一,〇九〇,五三七	一〇〇,一〇二,〇〇〇	三三・九〇
昭和十年	三三三,七〇〇	五,二〇三	二,〇〇八,〇一七	一,九七〇	一,八〇一,九七一	一,七〇〇,四〇〇	九五,八七五,四七七	五六・七七
昭和九年	二四〇,七三三	五,〇四八	一,七三三,四三三	一,八四〇	一,七〇一,七七七	一,六四九,四三三	九三,四七五,四三三	五七・八八
昭和八年	二二四,八八一	四,六八八	一,六三六,八二二	一,六七二	一,四〇四,四三三	一,三九四,四三三	九一,四三三,三三三	五六・〇〇
昭和七年	一七三,八八一	四,三三三	一,四〇三,三三三	一,六七二	一,三〇七,七七七	一,二五〇,二六六	八七,六七七,三三三	五六・七〇
昭和六年	一五八,三三六	四,二二二	一,三〇三,三三三	一,六七二	一,一七二,三三三	一,一五七,三三三	八二,〇七二,三三三	五六・三三
昭和五年	一六三,六七五	四,一五八	一,二八八,三三三	一,三三三	一,〇〇〇,三三三	一,〇〇〇,三三三	八〇,〇〇〇,三三三	五五・八八
昭和四年	一八三,一三八	四,〇五八	一,二七三,三三三	一,三三三	九八八,三三三	一,〇〇〇,三三三	七九,〇〇〇,三三三	五五・一一
昭和三年	二〇〇,九四五	四,〇〇〇	一,二六三,三三三	一,三三三	九七三,三三三	一,〇〇〇,三三三	七七,〇〇〇,三三三	五五・〇〇
昭和二年	二二四,四二四	三,九三三	一,二五三,三三三	一,三三三	九六三,三三三	一,〇〇〇,三三三	七五,〇〇〇,三三三	五四・七七



(三) 預金部地方資金 國民の零細なる貯蓄貨幣を集成し、その構成資金の一部を地方還元の主旨の下に、本道各方面に對して低利にて融通機能を營む國家金融機關の一つとして、大藏省預金部の地方資金（明治四十二年に初めて本道に於て融通開始）がある。世界情勢の大變局に伴ひ、我が國も從來の自由主義的經濟體制の殘滓を拋棄して、公益優先の新體制確立の方向に邁進し地方公共團體等の起債事業は、非常に嚴選され、道路・橋梁・防空・綠地・工業用上水道・勞務者住宅等殆んど軍需又は生産力擴充計畫並に國民生活安定に關係のある事業のみであり、又産業組合・商業組合・漁・畜・工業組合等の事業も、物資配給統制又は轉失業對策等、時局に伴ひ必要とされる事業が、其の大部分である。従つて之等に對しては出來得る限り低利な資金を豊富に供給する必要がある。之には定時的に融通せられる普通地方資金と應急的一時的に融通せられる特別地方資金とがあるが、融通に際して貸付利率三分二厘乃至五分二厘、償還期限五年乃至三十年等の融通條件にて、道市町村自治團體・各種公共團體・個人等に對し、預金部・地方費・北海道拓殖銀行・農林中央金庫・日本興業銀行・商工組合中央金庫等の機關を経由するものである。

昭和十八年末現在の融通額は一億四千九十八萬圓で之を経由機關別に見ると、北海道地方費は總額の三割一分四厘（この過半は村並に個人に對する融通額）で第一位を占め、次が拓殖銀行の二割七分、財務局の二割二分五厘の順である。更に各被融通主體額の地方資金總額に對する比率を見るに、北海道土功組合は第一位を占め一割八分、次は村の一割六分、市の一割五分、他の自治體は約二分乃至九分、（而して地方自治團體は四分）個人の一割二分と云ふ順である。今之が融通狀況を表示すれば左の如くである。

(イ) 預金部地方資金年次別融通額 (年末現在)

年次	金額	年次	金額
昭和十八年	一四〇、九八二、二二九 <sup>円</sup>	昭和十三年	一一〇、四九八、一四三 <sup>円</sup>
昭和十七年	一二七、三六一、七九三	昭和十二年	一一〇、九三九、七一
昭和十六年	一二〇、六九五、六九八	昭和十一年	一〇八、二八九、〇五三
昭和十五年	一一五、九一八、一四二	昭和十年	一〇三、一三〇、三七七
昭和十四年	一一三、五七六、一〇五		

(ロ) 事業資金別融通額 (昭和十八年末現在)



資金別	金額	資金別	金額
公共團體・耕地整理組合及各種組合普通事業資金	三四、五七七、六二三	罹災地中小商工業復興資金	三八、九七四
高利債借換資金	五、八四二、九六四	農村振興土木事業資金	五五二、〇六九
社會事業資金	二、〇〇一、七五二	農林土木事業資金	二九、〇一八
公益質屋資金	三五〇、四三〇	初貯藏倉庫建設資金	四、五二一
北海道土功組合供給資金	一、三二〇、五一九	函館市防火地區內建築資金	一五〇、二四四
災害復舊資金	二六五、九四七	北海道及東北地方凶作救済資金	一、一六五、六一四
災害復舊保費資金	九、六三六、七八一	農村負債整理資金	一、六二二、三六三
町村長期借換資金	八六三、二四〇	北海道及青森縣水害並凶作關係資金	一、一七、九四六
北海道鯨漁業權者高利借換資金	一、八三一、五一四	中小產業應急資金	二六、八〇〇
失業者救済事業資金	二四八、〇〇〇	中小商工業者等產業資金	四一、〇五五
失業應急資金	一、四四九、四八八	中小商工業轉業資金	五一六、二四五
土地區劃整理事業資金	四五、〇〇〇	中小商工業振興資金	二六〇、一一五
土地(未墾)開發關係資金	一四、五〇八、二〇〇	北海道土功組合長期借換資金(第一回)	三、八六八、二八四
土地(既墾)購入資金	一九、八一七、八〇〇	北海道十勝岳及駒ヶ岳爆發災害復舊資金	五三、九〇〇
肥料資金	二、四三一	北海道岩内町財政整理補助資金	九七、〇〇〇
北海道土功組合長期借換資金(第二回)	一二、六四六、七六七	住宅關係長期借換資金	一六八、三〇〇
農村及中小工業關係元利支拂資金	一、三一四、四〇八	農村經濟更生資金	六一七、二五〇
各種組合長期借換資金	八六五、〇〇一	支那事變農村負債處理資金	一一八、二八五

農村負債整理特別融通資金	金額	土木復舊資金	金額
農務者住宅建設資金	二、二七〇、四二二	產業團體事業資金	四、二六九
償還元金充當資金	五、三五六、一三四	中小商工業者金融融通資金	三、〇〇〇、〇〇〇
地方資金	一〇八、七九五	都市計畫事業資金	三三、八六二
土功組合歲入缺陷補填資金	一〇、五六三、四五五	計	八八七、八六九
	七二二、五七五		一四〇、九八二、三二九

(一八) 經由機關別融通先別資金額調 (昭和十八年末現在)

經由機關別	地方費	日本勸業銀行	北海道拓殖銀行	農林中央金庫	商工組合中央金庫	日本興業銀行	財務局	計	同率上
道市町村	六、四四四、六〇〇		三、一七二、七〇〇				一、六二七、七〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
北海道	五、九一〇、〇〇〇		一、一七〇、〇〇〇				一、一七〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
土地整理	一、二七〇、〇〇〇							一、二七〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
農地整理	一、〇〇〇、〇〇〇							一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
畜産業	一、〇〇〇、〇〇〇							一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
工業	一、〇〇〇、〇〇〇							一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
商業	一、〇〇〇、〇〇〇							一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
住宅	一、〇〇〇、〇〇〇							一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
個人	一、〇〇〇、〇〇〇							一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇							一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇



(四) 簡易保険及郵便年金積立金 大部分被保険者の保険料より成る簡易保険積立金は、前項大蔵省預金部資金と同様、國民一般の零細資金を吸収し蒐集せられたもので、加入者階級利益の爲、其の運用方法は主として、地方自治體の公共的事業に對して融通せられるものである。本道に於ては大正九年に融通開始せられ、今日迄の放資額は三千二百餘萬圓に及んでゐる。資金の運用状況を事業別に見れば次表に示す如くて、尙主なるものは自作農創設維持が總放資額の三割七分で第一位を占め、次は國民學校々舎建築が二割一分である。

(イ) 年度別、融通額

年 度	年度内貸付額		放資累加額		年 度	年度内貸付額		放資累加額	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額
昭和十七年	一九	一、一七五、〇〇〇	五三六	三、六七五、八三〇	昭和九年	一七	一、一八七、五〇〇	三三〇	一、七四一、〇〇〇
昭和十六年	一八	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇九	三、〇六九、〇〇〇	昭和八年	一七	一、〇〇〇、〇〇〇	二九三	一、六三三、〇〇〇
昭和十五年	一七	九〇〇、〇〇〇	四九二	二、九七九、〇〇〇	昭和七年	一三	一、〇七〇、〇〇〇	二七三	一、四〇六、〇〇〇
昭和十四年	一九	一、六九三、〇〇〇	四七〇	二、九六七、〇〇〇	昭和六年	九	一、〇七〇、〇〇〇	二七三	一、四〇六、〇〇〇
昭和十三年	四	一、〇〇〇、〇〇〇	四三三	二、七九四、〇〇〇	昭和五年	一三	一、〇〇〇、〇〇〇	二四四	一、三〇七、〇〇〇
昭和十二年	三	二、〇〇〇、〇〇〇	四二二	二、八四四、七〇〇	昭和四年	三	二、〇〇〇、〇〇〇	一四三	一、一〇七、〇〇〇
昭和十一年	三六	一、三九三、〇〇〇	三九	二、六四三、七〇〇	昭和三年	四〇	二、三三〇、〇〇〇	三三	二、一七三、〇〇〇
昭和十年	三	二、〇〇〇、〇〇〇	三二	二、〇〇〇、〇〇〇	昭和二年	四六	三、三三三、〇〇〇	一六	六、九三三、〇〇〇

備考 本表の外に郵便年金積立金貸付一件拾貳萬圓がある。(旭川市河川改修費として昭和五年十一月十八日貸付昭和九年三月六日完済)

(ロ) 事業別放資累加額 (昭和十七年度末現在)

施設事業別	件数	放資額	施設事業別	件数	放資額
教育關係	三三六	七、四三三、八三〇	公設火葬場	四	七五、〇〇〇
國民學校	二〇九	七、三三三、七三〇	公立結核療養所	三	一三九、〇〇〇
公立中學校	五	一、九〇〇、〇〇〇	傳染病院	一	一、六〇〇、〇〇〇
青年學校	二	九、〇〇〇	公營體育施設	一	一〇、〇〇〇
社會事業施設	二	一、三三三、〇〇〇	上水道	三	一、一五三、〇〇〇
住宅	二六	九、七三三、〇〇〇	下水道	三	一、〇七〇、〇〇〇
小賣市場	三	一四八、五〇〇	實費診療事業	一	一〇〇、〇〇〇
公益質屋	七	〇〇〇、〇〇〇	汚物掃除	一	一〇〇、〇〇〇
公設託兒所	一	〇〇〇、〇〇〇	産業施設	六	一、一〇〇、〇〇〇
公益浴場	一	六、〇〇〇	自作農創設維持	三	一、一〇〇、〇〇〇
職業紹介所	二	六、〇〇〇	産業共同施設	六	八〇〇、〇〇〇
職業紹介所 職業訓練費 貸付資金及 日給労働者 賃金立替資金	一	五、〇〇〇	小口産業資金	一	二〇、〇〇〇
土木施設	三九	一、三三三、〇〇〇	水利事業	一	一〇、〇〇〇
災害復舊土木事業	三	一四一、〇〇〇	農村電氣事業	一	一四四、〇〇〇



施設事業別	件数	放責額	施設事業別	件数	放責額
河川改修	三	三三、六〇〇	その他施設	五	二、八〇〇、〇〇〇
港湾修築	三	八、〇〇〇	市町村組合	四	二一〇、〇〇〇
道修築	三九	六八、〇〇〇	各種公共事業	二四	二、五五、〇〇〇
保健衛生施設	六	六、三六、〇〇〇	公設防火設備	五	二五、〇〇〇
公立病院	八	四三、六〇〇	計	五八	三、六三、〇〇〇

(五) 庶民金庫 庶民階層（勤勞生活者及中小産業者）の金融の圓滑を計り國民生活安定保持の強力機關として、昭和十三年四月法律第五十八號庶民金庫法によつて設立された政府施設の特種金融機關であつて、現決戦態勢下に於ては殊に其の重要性を加へられつつある。

本金庫主要業務たる小口貸付は、現在全國二十一箇所の本支所・出張所及二百五十二箇所の代理所によつて行はれつゝあるが、逐年異常なる伸展を示し、昭和十八年末に於ける本道内一支所・十八代理所・貸付累計一萬五千五百八十八件、七百四十五萬九千二百四十圓と累加しつゝある。

金庫事業の主旨が一般大衆へ漸次周知滲透しつゝあるは勿論であるが、一世帯貸付限度を三千圓に引上げ、利率の引下げ、保證人の緩和等業務範圍の擴大、取扱事務の簡素化に引續き、昭和十七年六月には北海道を統轄すべき札幌支所の新規開設により、指導發展に拍車をかけ、凡ゆる方面から積極化を計り、遍く普及されつゝあることに因るもので、又一方北海道の特異性による家庭用石炭購入資金貸付、戦災被害者及水火震災被害者特別貸付、近くは産業報國會幹旋による産業戦士への特別貸付等の實施と相俟つて、本金庫は今や道民とは不可分の關係にある。

尙本金庫は無盡會社の中央機關として又市街地組合單行法發布により、市街地信用組合が農林中央金庫との關係に於けると同様の機能と任務とを有し、其の他金融機關（銀行・無盡・市街地信用組合）に對する損失補償業務並に無盡會社及市街地組合の預金の受入・資金の融通を併せ行つてゐる。

今之が業務狀況を表示すれば左の如くである。

年次別業務狀況

(年末現在)



年次	小口貸付(累計)		損失補償		預金	
	所数	金額	所数	金額	所数	金額
昭和十八年	1,193	6,900	1	1	5	1
昭和十七年	533	3,300	3	3	3	3
昭和十六年	1,184	6,768	1	1	5	1
昭和十五年	1,610	4,668	4	4	3	1,600
昭和十四年	1,043	3,360	5	4	1	1
昭和十三年	91	575	1	1	1	1
昭和十三年	5	5	5	5	1	1

備考 一、昭和十六年以前の損失補償、預金は未調査。  
二、支所一箇所は札幌支所なり。(昭和十七年六月一日開設)

(六) 恩給金庫 昭和十三年三月公布せられたる恩給金庫法に依り、政府の特別監督の下に恩給・年金・擔保金融・恩給證書寄託預金並に代理相談業務を営む恩給金庫は其の使命に鑑み、昭和十三年七月開設以來鋭意事業の普及に努め、受恩給者の福利増進を圖ると共に戦時下銃後遺家族の良き相談相手となり、且貯蓄報國の一翼として恩給金の吸收に努めつゝあるが昭和十八年に於ては苛烈なる現戦局の狀態に應へ、受恩給者の貯蓄精神の昂揚と相俟つて寄託預金額は著しく増嵩するに至つた。

尙昭和十四年十一月札幌支店を新設し、小樽出張所と共に本道の受恩給者の福利増進を圖りつゝあつた。然るに昭和十七年三月小樽出張所の廢止を見、益札幌支店は受恩給者の唯一機關として今後共に重要視せられるに至つた。其の業績次の如し。

(一) 貸付業務

年次	恩給扶助料		勸章年金		合計
	口数	金額	口数	金額	
昭和十八年	2,008	10,888	1,101	1,101	11,989
昭和十七年	2,898	16,988	1,113	1,113	18,101
昭和十六年	2,155	11,041	1,113	1,113	12,154
昭和十五年	2,155	11,041	1,113	1,113	12,154
昭和十四年	2,155	11,041	1,113	1,113	12,154
昭和十四年	2,155	11,041	1,113	1,113	12,154

備考 小樽出張所の分を含む。

(二) 寄託業務

年次	定期		特別當座		合計
	口数	金額	口数	金額	
昭和十八年	2,923	108,980	2,233	1,380,000	3,156,000
昭和十七年	1,998	77,933	1,233	808,000	2,088,000
昭和十六年	3,343	149,333	1,233	1,410,000	2,658,000
昭和十五年	3,343	149,333	1,233	1,410,000	2,658,000
昭和十四年	3,343	149,333	1,233	1,410,000	2,658,000
昭和十四年	3,343	149,333	1,233	1,410,000	2,658,000

備考 昭和十六年以前は小樽出張所の分を含まず。







年次	共助資金数	業種及件数		関係業者数	貸付額
		種	件数		
昭和十八年	一三	帯廣燃料組合 北海道石油配給會社 北海道肥料小賣商業組合 北海道石炭配給會社 日本硝子浮標 北海道セメント販賣會社 北海道工業品配給會社 北海道水産製品卸商業組合 北部機帆船運航統制會社 北海道石炭配給會社 道南聯合自動車株式會社 北見貨物自動車會社 北海道中央聯合自動車會社	—	三、八一七	八二二一、八五一

(八) 信用組合 固定設備資本・生産物商品化・肥料購入の資金・家計的資金等農家に必要なる各種資金を供給する信用組合は、受信力少なき農民の金融機關として比年重要性を増して來た。

昭和十八年末に於ける信用組合數(兼管包含)三百九を數へ、産業組合總數の九割四分に當り、他事業組合(兼管包含)の組合總數に對する比率に比し、第一位を占めてゐる。而して冷害・凶作等頻發の年に於ても、年度内貸付金・償還額・現在額は俱に異常なる増加を示してゐるが、之は漸次好轉し行く本道農業生産力擴充に要する資金の需要増が主因となつてゐるものである。他方貯蓄獎勵運動に對する農民の協力熱意は、巨額の新蓄積を結果した。即ち、昭和十八年末に於ける貯金現在額は二億二千四百九十四萬一千圓に達し、前年に比し三千五百九十九萬餘圓の増加である。

信用組合貸付金及貯金額

年 度	組合數	貸 付 金			貯 金			不足額 (貸越)
		年度内 貸付金	年度内 償還額	年度末 現在額	年度内 納入額	年度内 拂戻額	年度末 現在額	
昭和十八年	三九六	三九、五九九	—	六〇、六六一	三三、四四一	三六、八三〇	一六四、一〇八	—
昭和十七年	三三三	六六、一六三	—	一四〇、九九四	一八、九四三	三〇、九六八	一三六、四〇〇	—
昭和十六年	二八九	一六一、六六六	—	一〇、九四四	三〇、九六八	二六、八三〇	一三六、四〇〇	—
昭和十五年	三〇九	七〇、七二八	—	八、九四四	三〇、九六八	三六、八三〇	一三六、四〇〇	—
昭和十四年	三三九	七三、三三四	—	七、〇〇〇	三〇、九六八	三六、八三〇	一三六、四〇〇	—
昭和十三年	三二六	六四、三三三	—	六、七二二	三〇、九六八	三六、八三〇	一三六、四〇〇	—
昭和十二年	三三三	六六、九六六	—	五、五五五	三〇、九六八	三六、八三〇	一三六、四〇〇	—
昭和十一年	三三〇	四四、八六三	—	四、〇七九	三〇、九六八	三六、八三〇	一三六、四〇〇	—
昭和十年	三六四	六六、三三三	—	三、七〇七	三〇、九六八	三六、八三〇	一三六、四〇〇	—
昭和九年	三三七	三三、六六六	—	三、三三三	三〇、九六八	三六、八三〇	一三六、四〇〇	—
昭和八年	三六六	三三、三三三	—	二、六六六	三〇、九六八	三六、八三〇	一三六、四〇〇	—
平均								



市街地信用組合概況

年 度	調査組合数	組合員数	出 資 金		貯 金 額	貸 付 額
			出 資 額	拂込金額		
昭和十八年	一六	三、五六八	七、二八八、一五〇	六、六九、三二九	六六、一三六、五九六	一八、〇〇〇、六〇〇
昭和十七年	一四	三六、五七七	五、八六三、三二〇	五、二六一、二六三	四三、四三三、九八八	一三、九三九、七〇〇
昭和十六年	一四	二四、九二四	五、〇五三、九七〇	四、三三三、七三三	五〇、七九三、三三二	一三、〇六六、九〇〇
昭和十五年	一四	二二、五五五	四、四三六、九七〇	三、七五〇、七六六	三〇、三三三、七三六	一〇、五五〇、〇一七
昭和十四年	一三	一九、五三一	三、五〇九、八二〇	二、九〇八、〇五三	二二、八六六、八六一	七、五二〇、八八一
昭和十三年	一三	一八、六四一	三、一六三、〇〇〇	二、五八九、三三三	九、五八六、八八一	六、九四二、九三五
昭和十二年	一三	一五、九六六	二、七七〇、八二〇	二、一七一、三三三	五、五七七、六三七	六、一四三、三九七
昭和十一年	一三	一三、二八一	二、二九四、一〇〇	一、七六六、〇九四	四、三六六、四四七	五、五五五、二一一
昭和十年	一三	一一、四四五	二、一〇五、八〇〇	一、六六五、四一七	三、六四九、六三九	四、六四八、六〇七
昭和九年	一三	一一、〇〇〇	一、九八五、八〇〇	一、四五六、二八九	二、八六九、九五五	三、九五一、八四六
昭和八年	一三	一〇、〇六七	一、七三三、三三三	一、三六九、三八一	二、四三二、七六八	三、七五三、四五一

(九) 無盡 大正四年發布の無盡法に依つて、翌五年旭川市に上川無盡株式會社が免許せられ、之を本道無盡會社設立の嚆矢とするのである。爾來當業者の企業増加と其の經營手腕とに俟つて、斯業はその普及利用著しく、庶民殊に中小商工業者の金融機關として重要視せられてゐる。昭和十一年末に至り、營業免許取消處分を受けた一會社の放漫な

る經營に因り、多數加入者は不利益を與へられたが、斯かる蹉跌の發生は斯業の監督業務の刷新を促し、却つて經營を堅實化せしむる要因となつた。

然るに昭和十八年三月各會社は統合せられ北洋無盡會社の一社となり、現在に於て會社本店一・支店十三・出張所二十八及代理店三を數へ、配置網の完備を期してゐる。而して公稱資本金一百八十九萬五千圓・組數六千九百・口數四十一萬七千に達し、此の給付金契約高は四億三千七百五十萬圓である。給付金契約高初中商業加入者の夫れが最も比率高く、又一口の給付金額は一千圓乃至二千圓階級が總體の五割で、次の五百圓迄の階級が三割である。

資本金及業務狀況

年 次	公稱資本金	拂込資本金	法定準備金	總組數	總口數	給付金契約高	掛金契約高
昭和十八年	一、八二八、〇〇〇	一、八二八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、六九	四〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
昭和十七年	二、三三三、〇〇〇	一、六六六、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇	三二〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
昭和十六年	二、六六六、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五、三三三	二七〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
昭和十五年	二、六六六、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	一、六六六、〇〇〇	一、六六六、〇〇〇
昭和十四年	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇



年次	公稱資本金	拂込資本金	法定準備金	總組數	總口數	給付金契約高	掛金契約高
昭和十三年	2,110,000	1,150,000	100,100	4,518	15,391	109,130	115,130
昭和十二年	2,110,000	1,343,500	366,438	4,477	15,433	26,681,100	27,218,056
昭和十一年	2,110,000	1,336,750	391,788	4,383	15,570	23,885,000	24,779,433
昭和十年	2,110,000	1,935,000	338,678	4,668	22,060	23,783,700	24,779,433
昭和九年	2,110,000	1,935,000	378,488	4,104	22,673	23,835,300	24,779,433
昭和八年	2,110,000	1,935,000	444,208	3,054	100,233	23,835,300	24,779,433

(十) 質屋 第一次歐洲大戰當時の物價騰貴は庶民をして、小口金融機關の利用を必要ならしめたので、この氣運に便乗し、本道私營質屋は比年其の増設を見、殊に市街地に最も良く發達した。併し大正十二年の九百八十二店舗を境とし、累年其の數は漸減して、昭和十八年に於ける私營質屋數は四百五十八と減少した。又昭和二年公益質屋法の發布と共に、各地に其の設立を勸奨せられた結果、昭和十七年公益質屋は七十六を數へるに至つた。共に堅實なる發展利用は、他の既設庶民金融機關の適正化と、もに質屋數及件數も亦増加を示し、私營質屋に於て昭和十八年は其の金額も亦前年に比し、八十六萬五千餘圓増の九百五十萬餘圓に達した。他方公益質屋の昭和十七年の夫れは百四十八萬八千餘圓を示し、依然小口金融の疏通を要請せられる現状である。

(一) 私營質屋數及入出額

年次	質屋數	入		受		流	
		件數	金額	件數	金額	件數	金額
昭和十八年	466	67,826	9,505,775	63,918	7,700,577	3,907	65,928
昭和十七年	488	64,333	8,903,331	77,018	7,717,817	3,915	55,417
昭和十六年	510	69,500	6,701,733	87,000	6,278,355	5,982	55,417
昭和十五年	494	95,800	6,046,633	84,900	6,622,667	7,101	40,112
昭和十四年	557	94,099	5,999,499	90,900	5,400,940	19,779	40,112
昭和十三年	556	100,900	4,521,670	93,631	4,673,784	33,111	40,112
昭和十二年	559	133,400	6,740,677	99,100	3,701,743	33,901	40,112
昭和十一年	554	111,170	4,999,433	99,500	3,933,230	18,500	40,112
昭和十年	559	90,188	4,233,711	71,200	3,057,356	33,226	40,112
昭和九年	579	83,333	3,555,277	68,733	2,756,969	109,000	40,112
昭和八年	699	98,188	3,999,451	76,000	2,766,066	157,666	40,112

(二) 公益質屋數及入出額

年次	質屋數	入		受		流	
		件數	金額	件數	金額	件數	金額
昭和十七年	76	1,912	1,888,880	1,970	1,499,559	3,273	38,557



年次	質屋数	買入		受		流	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和十六年	七六	二二,三三三	一,六二一,三三三	一一,〇〇〇	一,五八〇,四七五	八,一八〇	一一,三〇七
昭和十五年	七五	二六,〇九八	一,五七七,七九七	一一,五二二	一,四七〇,八三三	七,一〇九	一六,四七六
昭和十四年	七五	二〇,六九〇	一,四七〇,六〇〇	一〇,〇〇〇	一,四九〇,〇〇〇	七,七七一	一五,九三三
昭和十三年	七五	一五,九七五	一,五七五,一八〇	一六四,七三三	一,五八二,〇〇〇	一三,八〇一	一六,八九七
昭和十二年	七五	一七,〇五五	一,五七〇,七七七	一七〇,五六五	一,五八,九三三	一四,九三三	一三,六四二
昭和十一年	七五	一〇,〇〇〇	一,六〇七,七三三	一七,八〇〇	一,五七六,一七三	一一,五〇五	一四,二二四
昭和十年	七二	一九,〇三三	一,五七一,四九二	一四七,四三三	一,五九八,九六六	七,九七三	一七,二二五
昭和九年	七二	一三,三〇七	一,五三四,三九九	一一八,八九九	一,二八,六三三	五,三三六	一三,四六四

### 四 物價及賃銀

(一) 物價 第一次歐洲大戰後の反動的な不況を経て、昭和三年に至り、漸く一應整理のついた本道經濟界も、昭和五・六年に至り、金本位再建に因る通貨收縮、世界恐慌の餘波等に因由して、物價は崩落し、産業界は沈滞を極めた。然るに昭和七年以降は、前年末の金輸出禁止の實施によつて惹起した、爲替相場の激落並に軍需及時局匡救關係の財政膨脹等の爲、物價は顯著な騰貴を示したが、昭和九年以降は比較的緩慢な上昇を續けた。

更に昭和十一年下半年に至り、我國豫算の大膨脹化の氣配と、世界的な高物價の到來に因り、物價急騰を來した。即ち、昭和四年十二月の平均價(商工省調査物價品種)を一〇〇とする小樽市の昭和六年平均指數は七七で、昭和十二年七月には一〇九と上昇を示すに至つた。

然るに昭和十二年七月支那事變勃發を契機とし、海外物價水準の續落、物價抑制策が行はれたるに拘はらず、金屬品等の軍需關係品は、一齊に昂騰し、昭和十四年には、前記物價指數は、一三八・二にして、昭和十二年七月の一〇九に比すれば二九・二即ち二割九分の物價騰貴を示した。加之昭和十四年九月第二次歐洲大戰突發するや、我が物價對策の基準を爲した海外物價水準が急騰した爲、政府は價格等統制令を公布し、同年九月十八日現在に於ける諸物價を一應釘付にすると共に、中央地方を通じて、協定價格・公定價格を設定し、奔騰せんとする諸物價の整調に大童の努力を拂つた。之を本應の取扱實績に徴するに、昭和十五年十一月に於て公定價格を指定したるもの約三千三百點、協定價格を認可したるもの約一萬五千點、停止價格又は公定價格に依り難きものに付例外許可を爲したるもの約三千六百點に及んでゐる



る。而かも昭和十八年八月現在に於ける前記物價指數は一九三・二であるから、支那事變勃發當時たる昭和十二年七月の一〇九に比すれば八四・一、即ち七割七分二厘の騰貴となり、道民生活に對する影響は蓋し甚大なるものあるを思料せられる。

尙本道に於ては、今尙停止價格の儘放置せられつゝあるものも尠くないので、本廳に於ては主務省の承認を経て、適正公定價格の設定に努めると共に、當業者の團體をして、自治的に協定價格を設定せしめて、低物價政策に協力せしめ、以て國策遂行上の重要物資及國民生活の必需品に付鋭意其の價格の安定を企圖しつゝある。

商品種類別卸賣並小賣物價指數 (小樽市)

年次	卸賣物價指數										小賣物價指數				
	食料	織物	金屬	建築材料	工業藥品	肥料	燃料	雜品	總平均	食料	衣料品及身用品	燃料	建築材料	雜品	總平均
昭和十八年八月	一八九・六									一九三・二	一七六・六	二二五・二	一九〇・五	二二四・七	一八六・九
昭和十七年五月	一八三・〇	一五七・〇	二四四・〇	一七五・〇	八八・〇	一六二・〇	一五九・〇	一九九・五	一九三・二	一七六・六	二二五・二	一九〇・五	二二四・七	一八六・九	
昭和十六年八月	一七三・〇	一五三・〇	二二八・〇	一七六・〇	七六・〇	一六二・〇	一七〇・〇	一九九・五	一九三・二	一七六・六	二二五・二	一九〇・五	二二四・七	一八六・九	
昭和十五年十月	一七〇・〇	一五〇・〇	二二〇・〇	一七〇・〇	七〇・〇	一六〇・〇	一七〇・〇	一九九・五	一九三・二	一七六・六	二二五・二	一九〇・五	二二四・七	一八六・九	

品目別卸賣物價指數 (小樽市)

品目	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年七月	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年
米	二六〇・〇	一〇七・七	一〇四・〇	一〇三・五	一〇二・八	九三・五	八八・〇	八八・三	八一・八
小麦	一五九・四	一四六・一	一〇六・〇	一〇八・三	九四・七	九三・六	八九・四	八六・五	七四・六
大豆	二四〇・〇	一九〇・〇	一六〇・〇	一六八・七	二〇九・三	一〇七・七	一一七・〇	一一八・三	九〇・五
豆油	二七〇・〇	二一六・八	一八〇・〇	一〇五・一	九三・二	九三・八	九八・八	八八・七	七七・八
糖	八三・五	八三・五	七三・〇	七六・〇	六九・〇	七八・〇	八四・〇	八五・〇	七六・五
茶	一三三・三	二一九・七	一一五・〇	一一三・〇	一二三・三	九八・七	八五・七	八九・〇	七六・〇
紙	二二六・四	二四四・七	一〇五・〇	一〇五・〇	一〇五・九	九三・四	八九・三	九二・六	八五・三
布	一三三・三	一三三・三	一三〇・〇	一三〇・〇	一三〇・〇	九三・八	九三・七	九七・〇	八一・〇
煤	一五八・二	一三三・三	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇八・六	九六・八	九三・一	九〇・五	八〇・六
薪	一三三・三	一三三・三	一〇三・〇	一〇三・〇	一〇一・八	九九・六	九九・八	九〇・七	八四・七
炭	一三〇・五	一三〇・五	九六・〇	九六・〇	九三・九	八五・三	八六・一	八〇・八	六八・六
油	二二〇・〇	二二〇・〇	一〇六・〇	一〇六・〇	一〇三・九	九六・一	九三・七	九二・七	八六・四
酒	一六三・二	一五三・三	一三八・〇	一三八・〇	一三六・五	九三・一	一〇〇・六	九三・〇	七六・四
糖	二二三・二	一〇一・五	八九・〇	八九・〇	八九・七	七八・三	八二・九	八五・八	七六・三
茶	一三三・三	一一八・八	一〇三・〇	一〇三・〇	一〇一・七	九四・〇	九〇・九	八八・六	八〇・三

品目	指數					品目	指數				
	昭和十七年五月	昭和十六年八月	昭和十五年十月	昭和十四年平均	昭和十三年平均		昭和十七年五月	昭和十六年八月	昭和十五年十月	昭和十四年平均	昭和十三年平均
食料	一五〇	一六五	一五〇	一五〇	一五〇	米	一七九	一七九	一七九	一七九	一七九
織物	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	小麦	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
金屬	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	大豆	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八
建築材料	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	豆油	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
工業藥品	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	糖	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
肥料	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	茶	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
燃料	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	紙	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
雜品	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	布	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
總平均	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	煤	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三



品目	指					品目	指				
	七 八 年 月	五 七 年 月	八 六 年 月	十 五 年 月	十 一 年 均		七 八 年 月	五 七 年 月	八 六 年 月	十 五 年 月	十 一 年 均
大豆	184	169	108	108	101	丸釘	264	250	250	250	
綠茶	111	111	108	108	108	錫力板	173	173	173	173	
分蜜糖	100	115	110	110	110	亞鉛板	33	33	33	33	
精製糖	106	115	110	110	110	莫大糊	135	135	135	135	
味噌	106	115	110	110	110	莫小糊	135	135	135	135	
醬油	106	115	110	110	110	莫泥紡	135	135	135	135	
鹽	106	115	110	110	110	莫絲	135	135	135	135	
雞	106	115	110	110	110	擦染	135	135	135	135	
豚肉	106	115	110	110	110	擦染	135	135	135	135	
內地牛肉	106	115	110	110	110	擦染	135	135	135	135	
小麥粉	106	115	110	110	110	白木綿	135	135	135	135	
小豆	106	115	110	110	110	白木綿	135	135	135	135	
大豆	106	115	110	110	110	白木綿	135	135	135	135	
小麥	106	115	110	110	110	白木綿	135	135	135	135	

品目	指					品目	指				
	七 八 年 月	五 七 年 月	八 六 年 月	十 五 年 月	十 一 年 均		七 八 年 月	五 七 年 月	八 六 年 月	十 五 年 月	十 一 年 均
セメント	84	85	天	85	83	大豆油粕	33	37	33	33	33
煉瓦	22	22	天	22	22	菜種油粕	33	37	33	33	33
板硝子	102	199	199	199	199	重油	168	168	168	168	168
杉角材	102	199	199	199	199	揮發油	168	168	168	168	168
米松角材	102	199	199	199	199	揮發油	168	168	168	168	168
松板	28	28	30	26	26	揮發油	168	168	168	168	168
杉板	28	28	30	26	26	揮發油	168	168	168	168	168
米杉板	28	28	30	26	26	揮發油	168	168	168	168	168
星表	17	17	17	17	17	揮發油	168	168	168	168	168
工業藥品	17	17	17	17	17	揮發油	168	168	168	168	168
晒粉	17	17	17	17	17	揮發油	168	168	168	168	168
硫酸	17	17	17	17	17	揮發油	168	168	168	168	168
肥料	17	17	17	17	17	揮發油	168	168	168	168	168
硫酸アン	17	17	17	17	17	揮發油	168	168	168	168	168
モニア	17	17	17	17	17	揮發油	168	168	168	168	168
過燐酸石	17	17	17	17	17	揮發油	168	168	168	168	168

備考 一、調査地として指定せられざる爲小樽商工經濟會に於て調査せざる左記のものに就ては品目の掲出を省略せり。

織維品 米國棉花・支那棉花・印度棉花・羊毛・生絲・紡績・絹絲・羽二重・富士絹・生金布・粗布・綾木綿更

絲・綿織子・羅紗・サージ



金属品 鉄線・銅板・銅條竿・電氣銅・銅板・銅線・鉛・アルミニウム  
 工業薬品 アニリン油  
 雜品 製紙用バルブ・生ゴム  
 二、「一」は取引なきものを示す。

(二) 賃銀 小樽市の昭和九年の賃銀指數(昭和九年四月乃至同十年三月迄の一箇年平均)を一〇〇とする昭和十二年平均賃銀指數は一〇八・五で、八分五厘の上昇であるが戦時態勢の強化・支那事變發生後の軍事的編成替は、一般勞働力並に熟練工の需要を激増せしめた。斯かる勞働力の不足は、賃銀統制令等の發動にも拘らず勞働強化・物價騰貴と相俟つて、昭和十八年十月に至り二二八・五、即ち十割二分八厘に奔騰し、特に仲仕及日傭人夫・製材並に家具類製造業・織維工業・土木建築業等の勞働賃銀を著しく昂騰せしむるに至つた。

賃銀

種別	賃銀實數		賃銀指數		就業日數		就業時間	
	昭和九年十月	昭和十二年五月	昭和九年十月	昭和十二年五月	昭和九年十月	昭和十二年五月	昭和九年十月	昭和十二年五月
總平均	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
手捺染男工	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
其大小男工	2,900	2,100	100	72.4	22,700	22,700	10,000	10,000
其大小女工	1,200	900	100	75.0	22,700	22,700	10,000	10,000
金属工業平均	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
鑄造	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
鍛冶	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
木工	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
旋盤	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
鋸削	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
銑削	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
銼接	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
仕上	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
鑄造平均	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
硝子製造工	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
硝子製造平均	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
化學工業平均	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
和紙製造男工	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
和紙製造平均	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000
石鹼製造男工	3,400	2,580	100	76.2	22,700	22,700	10,000	10,000



種別	賃銀		賃銀		就業日数	就業時間
	昭和七年十月	昭和七年五月	昭和七年十月	昭和七年五月		
押油工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
食料品工業平均	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
小麦製粉工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
清酒醸造工	三・三〇	二・八〇	一・六三	一・五二	二〇六	二六・六
醤油醸造工	二・六七	二・六六	一・七三	一・五二	二〇六	二六・六
精製糖工	二・三〇	二・二七	一・五二	一・五二	二〇六	二六・六
菓子製造男工	二・三〇	二・二七	一・五二	一・五二	二〇六	二六・六
縫紉男工	二・三〇	二・二七	一・五二	一・五二	二〇六	二六・六
縫製及身用品製造平均	二・三〇	二・二七	一・五二	一・五二	二〇六	二六・六
洋服仕立男工	二・三〇	二・二七	一・五二	一・五二	二〇六	二六・六
靴工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
下駄工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
製材及家具製造平均	三・〇〇	二・六〇	一・八八	一・七二	二〇六	二六・六
製材工	三・〇〇	二・六〇	一・八八	一・七二	二〇六	二六・六
製材平均	三・〇〇	二・六〇	一・八八	一・七二	二〇六	二六・六
漆器塗工	三・〇七	二・六〇	一・七〇	一・七二	二〇六	二六・六
漆器工	三・〇七	二・六〇	一・七〇	一・七二	二〇六	二六・六
墨刺工	三・〇七	二・六〇	一・七〇	一・七二	二〇六	二六・六
印刷製本業平均	二・九六	二・二七	一・八〇	一・八〇	二〇六	二六・六
活版植字工	二・九六	二・二七	一・八〇	一・八〇	二〇六	二六・六
製本男工	二・九六	二・二七	一・八〇	一・八〇	二〇六	二六・六

種別	賃銀		賃銀		就業日数	就業時間
	昭和七年十月	昭和七年五月	昭和七年十月	昭和七年五月		
土木建築業平均	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
大工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
左官	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
石工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
瓦葺工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
鐵筋工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
煉瓦積工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
ペイント塗工	四・〇〇	三・四〇	二・二七	一・九一	二〇六	二六・六
仲仕及日傭人平均	三・〇〇	二・六〇	一・八八	一・七二	二〇六	二六・六
仲仕	三・〇〇	二・六〇	一・八八	一・七二	二〇六	二六・六
日傭人	三・〇〇	二・六〇	一・八八	一・七二	二〇六	二六・六
日傭人夫	三・〇〇	二・六〇	一・八八	一・七二	二〇六	二六・六
日傭人女	二・〇〇	一・七〇	一・〇三	一・〇三	二〇六	二六・六
平均	二・〇〇	一・七〇	一・〇三	一・〇三	二〇六	二六・六

五、營團及會社

(一) 營團 我國經濟は、今や統制經濟の段階より計畫經濟へと移行し、戦時計畫經濟の發展と其の要請とに基いて、或る程度の責任及權限が委讓されたる獨立の經營態として各種營團の設立を見るに至り、本道に於ても各支部の結成を見たが其の概要は左の如くである。



**農地開發營團** 大東亞戰爭完遂の爲には、食糧の確保を期することは洵に喫緊の施設である。従つて昭和十六年三月法律第六十五號を以て農地開發法の公布を見、特殊法人として、現時局下國民食糧自給強化上の國策機關として、農地開發營團が設立されたのであるが、本道に對しても同年八月札幌市に地方事務所を設立せられた。開發實施成績を示せば左の如くである。

農地開發實績表

年 度	指定地區	實 施 成 績		備 考
		開 田	開 畑	
昭和十六年度	七 <small>開</small>	—	七二〇 <small>町</small>	指定の年度より三ヶ年乃至五ヶ年を以て完了の豫定なり
昭和十七年度	一一	—	四五七	
昭和十八年度	一八	—	一、一二九	
計	—	—	二、三〇六	
			事業費	
			五三〇、六五九 <small>円</small>	
			一、三三三、〇五一	
			一、二二二、八八七	
			三、〇七六、五九七	

開拓者住宅建設實績表

年 度	區 分	同 上	
		戸 數	實 施 成 績
昭和十六年度	共開同拓 建者造家 物屋	—	—
昭和十七年度	共開同拓 建者造家 物屋	四七	二八、〇五九 <small>円</small>
昭和十八年度	共開同拓 建者造家 物屋	五〇	一五〇、〇〇〇 <small>円</small>
計	共開同拓 建者造家 物屋	五四八	一七六、〇六九 <small>円</small>

**住宅營團** 支那事變勃發以降我が國各般の情勢に應じて、特に工礦業及各種産業の飛躍的擴充計畫に伴ふ、勞務者及官公吏・軍人・教員並に會社員等比較的少額なる所得者に對する住宅を、建築供給することを目的とする住宅營團法が、昭和十六年三月法律第四十六號を以て公布せられた。

而して本道に於ては住宅營團の代行機關として、北海道廳長官認可のもとに昭和十六年四月札幌市に北海道住宅株式會社の設立を見るに至つた。其の成績を示せば左の如くである。



世帯住宅建設集計表

年 度	完 成			計	備 考
	完	成	工 事 中		
昭和十六年度		二二二		二二二	各年度未着手のもの 昭和十六年度 二〇戸 昭和十七年度 二八戸 昭和十八年度 一八六戸
昭和十七年度	五三六		三四	五七〇	
昭和十八年度	七三三	五	二九三	一、一〇〇	
計		七三三	三二七		

共同宿舍建設集計表(勞務者用)

年 度	完 成			計	備 考
	完	成	工 事 中		
昭和十六年度		九〇		九〇	一人當建坪數二・五坪とす
昭和十七年度	五〇			五〇	
昭和十八年度	一四〇		三〇〇	四四〇	
計		一四〇	三〇〇		

一般請負工事集計表

年 度	完 成			計
	完	成	工 事 中	
昭和十六年度		一一		一一
昭和十七年度	三〇			三〇
昭和十八年度	三二			三二
計		三二		

**日本醫療團** 昭和十七年四月公布せられた日本醫療團令に依り、國民體力の向上に關する國策に即應し、醫療の内容を向上し其の普及を圖る目的を以て、中央に日本醫療團の設立を見るに至り、結核の撲滅豫防を其の主眼とし、第二に一般醫療體系の整備、即ち國民醫療法の目的の一である、醫療の適正化乃至醫道の昂揚を期せらるゝことゝなつた。

而して本道に於ては之が支部を北海道廳内に配置せられ、基礎的計畫の立案と併行して事業の進捗を計ることゝなつた。

**北海道食糧營團** 決戦時局下に於ける我が國の食糧事情に鑑み、主要食糧を確保し、其の圓滑適正なる配給を期するは、國民生活の安定上現下の喫緊事なる爲、曩に制定



公布せられたる食糧管理法に基き、昭和十七年十二月二十四日本道に設立せられたるものにして、主要食糧（米・麥・雜穀・馬鈴薯・澱粉・穀粉・小麥粉・乾麵・乾麵麩等）の圓滑迅速なる配給を主たる事業目的とし、附帶事業として之等の委託・加工・貯藏業務を施行してゐる。

而して其の機構としては、札幌市に營團本部を置き、十市及瀧川・根室・留萌の三町に支所を、その他の町村に出張所を設置したる外、道内各地に直營精米工場・委託・精米工場及直營配給所・代位配給所を置き業務の運営に萬全を期してゐる。

設立當初より昭和十八年三月三十一日に至る本營團の取扱物資の狀況を概述すれば

米	穀	一、二二二、八五二俵
精	麥	三一、四〇三俵
小	粉	一八五、七九二俵
穀	類	三、八七四袋
澱	粉	一九、七八七袋
雜	穀	三八、四九五俵

にして其の他協力道麵・麵米・干饅飽・乾パン等を非常用として保管・貯藏或は一般

配給を實施し、尙包装材料の需給の窮迫化に伴ひ空俵・空吹及空麻袋等の回収に關しては、各機關と協調を保ち之が實行に力め、又米穀の搗精度・米麥の量目・包裝・衡器の検査並に指導に關し巡回其の他検査指導を行つてゐる。

**交易營團** 我が國現時局下の交易政策の基調は、物資動員計畫の一翼をなす交易計畫を、計畫通り迅速的確に遂行することにあるが、各地域の物價の相違其の他諸種の障碍を調整し、各輸出及輸入物資を一元的に操作する爲、昭和十八年三月法律第二十六號を以て、交易の統制・運營の一元的中樞機關として交易營團の設置を見るに至つた。而して本道に於ても同年七月交易營團支部の設立を見、現在物資動員計畫に基く、

鐵鋼の買上及再配給並に奢侈品の買上等の業務遂行に萬全を期してゐる。

**(二) 會社** 拓殖事業促進上本道の資源開發は、内地資本の移入を急務とし、その流入を勸奨した結果、殊に工鑛業の事業は官營企業に發足し、後内地民間の事業に移された事情に據り、本道主要産業の多くは巨大資本を擁する内地の大企業會社經營に屬してゐる。最近に於ては我國生産力擴充の爲、各種國策會社の本道工場設置、内地資本の誘致等が試みられ、益此の趨勢に迫力を加へ、其の事業活動は極めて旺盛である。而して之と並



び本道に本店を有する事業會社も本道開發に資してゐるが、其の公稱資本金四億六千萬圓に達した。

今續つて本道に本店を有する會社の發展過程を述べれば、即ち、拓殖の進展と經濟界の發達に伴つて漸次各種業態の會社が設立され、殊に第一次歐洲大戰の好況に刺戟された本道の經濟界は頓に活況を呈し、各種の事業勃興と共に、諸種の會社が簇出するに至つたが、戰後經濟界の反動的恐慌に依る事業界の萎微沈滞と共に、會社も漸次整理され更に昭和二年より再び漸増の趨勢を辿つてゐる。而して昭和十八年末現在本道に本店を有し、公稱資本金十萬圓以上の會社數は三百四十三で、其の資本金四億六千七百四十一萬圓に達してゐる。社數内譯を見るに、從來其の首位を占めてゐた合資會社は、近年比較的増加せざる爲、會社總數に對する割合は激減し、之に替りて株式會社が、今次戰爭を反映して著しく量的發展を示すに至り又有限會社の制度を制定せられたので昭和十八年末現在に於て十一となつた。

次に會社總數の資本金は、その増加率に於て社數のそれに及ばないが、恐慌時に於て減少を示し爾後累年漸増してゐる。而して會社資本總額の九割三分は株式會社の資本で

あつて、株式會社組織に依る資本の集中を如實に顯示してゐる。

組織別會社數及資本總額

年次	社數	同上 指數	社數内譯				資本金 指數	資本金内譯			
			合名	合資	株式	株式合資		合名	合資	株式	株式合資
昭和十八年	333	114	1	1	1	110	3,868,000	1,768,000	1,100,000	1,000,000	
昭和十七年	300	100	1	1	1	115	3,000,000	1,400,000	1,600,000		
昭和十六年	241	80	1	1	1	127	2,400,000	1,100,000	1,300,000		
昭和十五年	229	76	1	1	1	133	2,100,000	1,000,000	1,100,000		
昭和十四年	218	73	1	1	1	137	1,900,000	900,000	1,000,000		
昭和十三年	165	57	1	1	1	155	1,400,000	700,000	700,000		
昭和十二年	160	55	1	1	1	158	1,300,000	650,000	650,000		
昭和十一年	133	47	1	1	1	163	1,100,000	550,000	550,000		
昭和十年	110	40	1	1	1	170	900,000	450,000	450,000		
昭和九年	100	37	1	1	1	177	800,000	400,000	400,000		
昭和八年	96	35	1	1	1	181	750,000	375,000	375,000		
昭和七年	88	32	1	1	1	185	700,000	350,000	350,000		
昭和六年	89	32	1	1	1	191	650,000	325,000	325,000		
昭和五年	85	30	1	1	1	200	600,000	300,000	300,000		

備考 一、昭和十七年以降は公稱資本金十萬圓以上の會社のみ調査せり、尙本調査は北海道商工經濟會の統計に依る。



尙會社資本單位に之を觀察すれば、五十萬圓未滿のものは會社總數の四割を超え、資本金に至つては九分餘に過ぎない。而して會社總數の八割を占む株式會社の資本金は四億三千七百九十五萬餘圓であつて、總資本額の九割三分に當る。即ち現代統制經濟社會に於ける株式會社の重要性、合資會社の社數の夥多及資本の細少化は次表の如くである。

資本金別

種別	會社數	同上比率	資本金	同上比率	種別	會社數	同上比率	資本金	同上比率
五十萬圓未滿	一五	四・二%	四、六七五、〇〇〇	九・九%	一千萬圓未滿	三	三・五%	三、七九三、〇〇〇	一六・九%
百萬圓未滿	八	三・九%	三、三七五、〇〇〇	二・七%	計	八	二・三%	二、三六六、七五〇	三・七%
五百萬圓未滿	六	三・〇%	三、〇〇〇、〇〇〇	二・八%					
計	二九	三・〇%	一八、〇〇〇、〇〇〇	三・二%					

組織別

種別	社數	同上比率	資本金	同上比率	一會社當り資本金	拂込資本金	拂込資本金の公稱資本金に對する割合
合名會社	三	一・〇%	一、〇〇〇、〇〇〇	一・〇%	三三三、三三三	一	一%

種別	社數	同上比率	資本金	同上比率	一會社當り資本金	拂込資本金	拂込資本金の公稱資本金に對する割合
有限會社	二	〇・七%	五、三三三、〇〇〇	一・〇%	二、六六六、六六六		
合資會社	五	一・七%	五、〇九五、〇〇〇	一・一%	一、〇一九、〇〇〇		
株式會社	二九	九・〇%	四、七、九七、五〇〇	九三・六%	一、五〇〇、〇〇〇		
株式合資會社	一	〇・三%	五〇〇、〇〇〇	〇・六%	五〇〇、〇〇〇		
計	三五	一〇〇・〇%	一八、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇%			

更に業態別に觀察すれば、商業は最も多く、會社總數三百四十三の中四割三分七厘に當り、その業態は、物品販賣業が其の半を占め、金融業及市場業之に次いでゐる。而して残りの會社數の三割一分一厘を工業が占め、之に次いで運輸業が全社數の二割の六十九である。

次に會社資本の産業別分布の状態を概観するに、工業會社が比較的多額の資本金を必要とし、他面商業會社が概して小資本を擁し、單なる販賣を目的とする合資會社を多數包擁してゐる爲、資本金に於て、商業と工業との割合の差は社數に於けるが如く大ではない。

業態別



種別	社数	比率上	資本金	比率上	一會社當り資本金	種別	社数	比率上	資本金	比率上	一會社當り資本金
農業	四	1.3%	2,913,000,000	6.3%	738,250,000	商業	150	43.7%	1,378,000,000	29.1%	9,186,667
水産業	八	2.5%	8,850,000,000	19.1%	1,106,250,000	運輸業	六	17.1%	8,100,000,000	17.1%	1,350,000,000
工業	六	1.7%	6,000,000,000	13.6%	1,000,000,000	計	160	45.9%	28,163,000,000	100.0%	176,018,750
業	10	3.1%	10,000,000,000	22.6%	1,000,000,000						

支那事變勃發以來、我國經濟界に對する國家活動の指導的地位は顯著なるものがある。その一の現はれは經濟活動に於ける私的企業を統制するのみならず、金融的に一國の資金移動に於て指導的地位を占め、更に又國家自らが巨大なる資本を投下して、各種の企業を經營し、又は國策會社を支配して、國民經濟に於て主動的地位に立つてゐる。國家資本の機能こそは國家信用の機能と共に、現時局下に於ける我國經濟活動の基調をなすものであつて、國家資本の性格とその機能を知れば、少くとも本道現下の經濟的動きを理解し、就中、戰時下に於ける重要産業への資本投下が如何に達成せられつゝあるかを知ることが出来る。

本道に於ける主要なる工・鑛業會社及官營工場の既存及操業見込のものを示せば左の通りである。(本社及工場所在欄ゴチックは本社を示す)

イ 道外本社の分

會社名	設立年月	事業目的	本社及工場所在	資本金
日本油脂株式會社	大 一四・四	油脂・蠟・化學製品・漁撈・食料品。	東京・函館・小樽・室蘭	六七,000千円
王子製紙株式會社	大 六・二	銅肥料	東京・苫小牧・江別・釧路	三〇〇,000
淺野セメント株式會社	大 元・一〇	洋紙・製紙・人絹用パルプ	東京・上 磯	二六,000
帝國纖維株式會社	大 四〇・七	セメント・スレート	東京・札幌・鹿沼・大垣・大津	五二,三三三
明治製糖株式會社	大 三九・二	麻布・麻絲・レーヨン	大阪・玉島・釜山・仁川	五六,000
大日本麥酒株式會社	大 三九・三	製糖・酒精	臺南州麻豆街・士別・清水	六〇,000
日清製粉株式會社	大 四〇・三	麥酒・清涼飲料・藥品	東京・札幌	三三,000
日本製粉株式會社	大 二九・二	小麥製粉	東京・北見	三〇,000
明治製菓株式會社	大 五・一〇	製菓・乳製品	東京・小樽・札幌	一〇,000
大日本電力株式會社	大 八・一〇	電力供給	東京・函館・札幌外四箇所	一〇,000
秋田木材株式會社	大 四〇・三	製材・電燈・電力	秋田縣能代・稚内(電力)・津別(木材)	八,110
北海道合同電氣株式會社	大 八・四	電氣供給	東京・札幌	一,000
室蘭電燈株式會社	大 八・一	電氣供給	東京・室蘭	一,000
北海道電氣興業株式會社	大 九・一	發電・製煉	東京・浦河・様似	三,000
北海道瓦斯株式會社	大 四四・七	瓦斯供給	東京・札幌・小樽・函館	四,000
日魯漁業株式會社	大 三・三	漁撈・罐詰	東京・函館	三,八〇〇
日本水産株式會社	大 一四・	漁業・水産・工業・冷凍	東京・函館・釧路・小樽	三,000







會社名	設立年月	事業目的	本社及工場(事務所)所在	資本金
北海道製糖株式會社	大八・六	製糖	帶廣・磯分内	10,000,000
函館製糖株式會社	大一二・三	漁網・船具	函館	10,000,000
日本清酒株式會社	大一一・一	釀造	札幌・旭川・小樽・函館外二ヶ所	10,000,000
株式會社西尾商店	昭五・一	釀造	札幌	1,000,000
株式會社野口商店	昭三〇・七	釀造	札幌	1,000,000
今井醸造株式會社	大九・一四	釀造	旭川	1,000,000
合同酒精株式會社	大一一・二	釀造	旭川	1,000,000
共成株式會社	昭三・三	精米・雜油	小樽	1,000,000
株式會社北海道興業公社	昭一六・四	乳製品	札幌・函館・小樽・帶廣外二十箇所	10,000,000
合同道業株式會社	昭六・二	水産加工	小樽	10,000,000
函館定温倉庫株式會社	昭一・四	冷蔵・冷凍及倉庫業	函館・小樽	10,000,000
北海道開發株式會社	昭一四・二	工業地帯の經營・水陸資源開發及助成	札幌	10,000,000
北海道人造石油株式會社	昭一三・二	石炭液化・硫安(一部開始)	札幌・道川・留萌	20,000,000
北海道住宅株式會社	昭一六・四	住宅設建	札幌	1,000,000
中村興業株式會社	大九・二	農牧業・鑛業・漁業	札幌	1,000,000
北海道酒類販賣株式會社	昭一六・一〇	酒類配給	札幌	1,000,000
北海道瓦斯用木炭株式會社	昭一六・二	瓦斯用木炭製造	札幌	1,000,000
北海道鐵維製品配給株式會社	昭一七・二	鐵維製品配給	札幌	1,000,000
北海道地方木材株式會社	昭一七・五	製材	札幌	10,000,000
北海道海運工業株式會社	昭一八・二	鹽化加里及沃底製造	札幌	1,000,000
福山食糧工業株式會社	昭一八・六	軍需品・味噌・醬油製造	札幌	1,000,000
帝國木材工業株式會社	昭一八・一〇	造作用木製品製作	旭川	1,000,000
北海道造船株式會社	昭一八・五	造船修理	留萌	1,000,000
北海道冷蔵株式會社	昭一八・七	鮮魚介冷凍製氷	釧路	1,000,000
北海道配電株式會社	昭一七・四	電力供給	札幌	10,000,000
新美唄炭礦株式會社	和一三・六	石炭採掘	札幌	10,000,000
東幌內炭礦株式會社	昭六・一	石炭採掘	道南	10,000,000
相馬合名會社	大四・五	有價證券不動產取得	函館	10,000,000
板谷商船株式會社	明四五・二	海運	小樽	10,000,000
北海道石油配給株式會社	明一五・一	石油	小樽	1,000,000
北海道石炭配給株式會社	昭七・六	石炭	小樽	1,000,000
株式會社本多鐵工場	昭一八・二	輸送器具製造	札幌	1,000,000
株式會社北海道拓殖銀行	明三三・二	銀行	札幌	10,000,000
株式會社北海道銀行	明二七・一	銀行	小樽	10,000,000

會社名	設立年月	事業目的	本社及工場(事務所)所在	資本金
北海道製糖株式會社	大八・六	製糖	帶廣・磯分内	10,000,000
函館製糖株式會社	大一二・三	漁網・船具	函館	10,000,000
日本清酒株式會社	大一一・一	釀造	札幌・旭川・小樽・函館外二ヶ所	10,000,000
株式會社西尾商店	昭五・一	釀造	札幌	1,000,000
株式會社野口商店	昭三〇・七	釀造	札幌	1,000,000
今井醸造株式會社	大九・一四	釀造	旭川	1,000,000
合同酒精株式會社	大一一・二	釀造	旭川	1,000,000
共成株式會社	昭三・三	精米・雜油	小樽	1,000,000
株式會社北海道興業公社	昭一六・四	乳製品	札幌・函館・小樽・帶廣外二十箇所	10,000,000
合同道業株式會社	昭六・二	水産加工	小樽	10,000,000
函館定温倉庫株式會社	昭一・四	冷蔵・冷凍及倉庫業	函館・小樽	10,000,000
北海道開發株式會社	昭一四・二	工業地帯の經營・水陸資源開發及助成	札幌	10,000,000
北海道人造石油株式會社	昭一三・二	石炭液化・硫安(一部開始)	札幌・道川・留萌	20,000,000
北海道住宅株式會社	昭一六・四	住宅設建	札幌	1,000,000
中村興業株式會社	大九・二	農牧業・鑛業・漁業	札幌	1,000,000
北海道酒類販賣株式會社	昭一六・一〇	酒類配給	札幌	1,000,000
北海道瓦斯用木炭株式會社	昭一六・二	瓦斯用木炭製造	札幌	1,000,000
北海道鐵維製品配給株式會社	昭一七・二	鐵維製品配給	札幌	1,000,000
北海道地方木材株式會社	昭一七・五	製材	札幌	10,000,000
北海道海運工業株式會社	昭一八・二	鹽化加里及沃底製造	札幌	1,000,000
福山食糧工業株式會社	昭一八・六	軍需品・味噌・醬油製造	札幌	1,000,000
帝國木材工業株式會社	昭一八・一〇	造作用木製品製作	旭川	1,000,000
北海道造船株式會社	昭一八・五	造船修理	留萌	1,000,000
北海道冷蔵株式會社	昭一八・七	鮮魚介冷凍製氷	釧路	1,000,000
北海道配電株式會社	昭一七・四	電力供給	札幌	10,000,000
新美唄炭礦株式會社	和一三・六	石炭採掘	札幌	10,000,000
東幌內炭礦株式會社	昭六・一	石炭採掘	道南	10,000,000
相馬合名會社	大四・五	有價證券不動產取得	函館	10,000,000
板谷商船株式會社	明四五・二	海運	小樽	10,000,000
北海道石油配給株式會社	明一五・一	石油	小樽	1,000,000
北海道石炭配給株式會社	昭七・六	石炭	小樽	1,000,000
株式會社本多鐵工場	昭一八・二	輸送器具製造	札幌	1,000,000
株式會社北海道拓殖銀行	明三三・二	銀行	札幌	10,000,000
株式會社北海道銀行	明二七・一	銀行	小樽	10,000,000



會社名	設立年月	事業目的	本社及工場(事務所)所在	資本金
新宮工業株式會社	大 八・三	造材・製材	小樽	5,000
小樽港運作業株式會社	昭 一八・一	港灣運送	小樽	5,000
相馬株式會社	大 八・三	金融・漁業	小樽	5,000
北海道食品興業株式會社	昭 一六・八	食品加工	小樽	5,000
揮提漁業株式會社	昭 一七・六	水産加工	小樽	5,000
大東マツチ株式會社	大 七・九	マツチ製造	小樽	5,000
ウロコ鐵工所株式會社	昭 一八・五	船舶内燃機製造	小樽	1,000
東日本造船株式會社	昭 一八・四	修理	小樽	1,000
北部機帆船運航株式會社	昭 一八・五	石炭貨客船舶賃借	小樽	5,000
羽幌炭礦鐵道株式會社	昭 一五・七	鐵道	羽幌	5,000
有興會社北海道特殊農機具製作所	昭 一六・五	農機具製造	羽幌	1,000
株式會社栗林商店	大 八・三	運送	栗林	5,000
室蘭港運株式會社	昭 一八・一	運送	室蘭	5,000

**六 商工業團體** 本道に於ける商工業團體としては商工經濟會・輸出組合・工業組合・商業組合及同業組合等であるが、之等を概述すれば左の如くである。

**商工經濟會** 本道に於ける商工經濟會は、明治二十八年函館及小樽の兩市に商工會議

所の設立されたのを嚆矢とするが、其の後札幌・旭川・室蘭・釧路及帯廣の各市に設立を見、爾餘の主要町村に對しては設立困難の實情であるに鑑み、道廳に於て大正十五年二月告示を以て商工會則及準則を定めた。次いで昭和十五年十一月野付牛町(北見市)商工會議所の設立許可せられ、何れも商工業の改善發達に關する資料を蒐集調査し、時に講習會・講演會を開催して商工業に對する實際知識の普及に努め、或は博覽會・展覽會の開催等諸般の事業を行つて來た。然るに現時局下の要請に鑑み、從來の商工會議所の制度を根本的に改組し、決戦經濟下の地域的綜合産業經濟組織として最も即應する體制の確立を圖る爲、新に商工經濟會法制定せられ、昭和十八年二月十八日公布を見るに至つたが、本道に於ては本法施行により從來の商工會議所八・商工會八十八を解消せしめ、本道一圓を地區とする北海道商工經濟會が昭和十八年十月設立せらるゝことゝなつた。

而して官民協力體制の結成と、之に依る經濟總力の昂揚を目的とする、同會の使命は極めて重大なるものがあり、特に現時局下に於ける經濟施策につき、萬遺漏なき構想の下に充分なる機能を發揚し、眞に地方産業行政の協力機關として、之が運営に萬



全を期してゐる。

**輸出組合** 昭和十二年八月法律第七十四號を以て公布された、貿易組合法に因つて設立されたる組合であつて、貿易業者を統制・強化することにより、輸出貿易の振興を圖るを目的とするものである。爾來本道の貿易に資するところ甚大なるものがあるが、其の主なる業務は

- (一) 營業に關する統制
- (二) 取扱商品の委託輸出・輸出の斡旋・保管・選別・包裝・荷造及其の他營業に關する共同施設

(三) 海外市場の調査及新販路の開拓

(四) 資金の貸付・債務の保證・貯金受入

等であつて、本道に於ける輸出組合は札幌に日本青果物輸出組合支部・小樽に日本農産物輸出組合支部があり、函館・小樽及根室には日本水産物輸出組合の支部がある。孰れも交易營團北海道支部の指定受託機關として、戦時下本邦計畫交易の遂行に協力してゐる。

**工業組合** 大正十四年工業組合法制定せられ、工業製品の検査及事業の統制に依り中小工業の維持育成を圖ることとなり、本道に於ても昭和四年以來の經濟界恐慌に因り中小工業の不振に對處する爲、昭和七年より各種組合の設立を見、爾來逐年増加の趨勢にあつたが、支那事變勃發を契機として中小工業の統制方策は質的變化を來した。即ち昭和十二年八月工業組合法の改正に依る各種工業組合の強制的設立及該業者の強制加入、更に同十四年四月の改正に依る監督權の強化等の法的整備と相俟つて、政府は物資動員計畫に伴ふ配給統制及生産統制・犠牲工業に對する軍需品工業への轉換・輸出工業及代用品工業振興等、就中配給統制を充實完備する爲組合の設立を勸奨し、他方業者も原材料を確保し經營を維持強化する爲積極的に努めた。従つて昭和十七年末には組合數實に二百八十を數ふるに至つたが、時局の進展は更に組合の整備再編成を要求するに至り、組合の解散統合等行はれ昭和十八年末には組合數二百三十二を存置することとなり、事業内容も新に企業整備・轉廢業指導等の重要事項も加はつた。昭和十四年四月の改正により新に認めらるゝに至つた工業小組合制度は、小工業者の企業單位を引上げ其の經營難を打開するを目的とするものであつて、昭和十八年末に



於ては組合數五十三に達してゐる。

商業組合 昭和七年七月商業組合法の施行以來、一般財界の不振並に引續き發生せる凶作水害等の影響に因り、頓に困憊せる本道中小商業者の更生を圖るべく之が設立の獎勵に努めたが、昭和十三年三月及同十五年四月商業組合法の一部改正に伴ひ、物資並に物價統制の強化に即應せしめ且物資配給機關として、之が組織整備と共に運営強化を指導したる結果昭和十九年一月末には組合數聯合會十・業種商業組合三百四十五・地區商業組合二百四十九・小組合五・合計六百九組合に達し、統制經濟下に於ける企業整備並に物資配給の圓滑適正化に努めてゐる。尙昭和十八年七月商工組合法施行せられ、商業組合・工業組合は同法に依る統制組合又は施設組合に、夫々改組せらるゝ豫定である。

## 第九章 農山漁村經濟更生と産業組合

### 一 農山漁村更生

(一) 經濟更生施設 農山漁村疲弊の實情に鑑み、政府は、時局匡救事業を興し、或は諸種の物價政策の制定・産業組合金融疏通等の救農應急策を講じたのであるが、農村經濟組織を根本的に建直すの要を痛感し、昭和七年樹立した北海道廳の農業合理化方針と相俟つて、農村自體に依る經濟更生計畫の樹立並に、實行を勸奨したのである。即ち、本計畫は、部落固有の美風たる隣保相扶の精神を更生運動發展の起動力とし、農山漁村に於ける經營及經濟上の改善・經濟機構の強化に依り、農業生産力の維持・擴充並に農家經濟の更生を圖つて、情勢の變化に順應し得る弾力性を農家に與へんとするものである。この計畫は、本道産業事情の特異性に立脚して樹立實行してゐるが、今この事業内容を要約すれば(一)農山漁業の生産力擴充、即ち、生産方法の改善・副業及農村工業・農林漁業經營の改善・土地(水面)の開發及利用、(二)販賣・購買の組織化並に金融の改善、(三)負債整理等である。



而して農村經濟更生計畫は、實施以來既に十二箇年を経過し、之が樹立の指定を受けた市町村は二百六十九に達してゐる。之等の中第一期計畫を終へた町村は、第二期計畫樹立と實行の段階に進んでゐる。敍上の一般經濟更生運動の進展に伴ひ、政府は、昭和十一年農村經濟更生特別助成施設なる積極的綜合助成を稽へ、産業經濟全般に涉つて計畫化された事業に對し、農村更生資金・特別助成金の融通補助を爲し、他方在村の勞働力と資金の動員とに依つて、基礎施設の完成を期した。而して本道の特別助成町村は、昭和十一年度以降同十六年度に至る間に計四十二箇町村に達した。

然るに政府に於ては昭和十八年皇國農村確立方策を實施することとなり、其の方策の一たる標準農村の設定を行つたのであるが、本道に於ける第一回の指定は十一箇町村に及んだ。而して指定町村の大部分は經濟更生特別助成町村であるが、之より見ても經濟更生施設が皇國農村確立施設の基礎となつてゐると云ひ得るであらう。

(二) 負債の狀況 長期に互る經濟界の不況竝に打續いた歉作・凶漁に因り本道農山漁家の負債は尠からざる實狀にある。昭和十年八月末日現在の調査の結果、本道農山漁家の負債戸數は十八萬二千六百九十九戸にして、總戸數二十一萬二千五百五十三戸に

對し八割六分であり、負債總額は實に一億六千三百三十五萬五千七百九十四圓に達し、負債戸數一戸平均八百八十三圓に當る。更に農山漁家に對する貸付機關中、個人其他が總金額の五割七分を占め、又擔保有無別に見れば、物的擔保に依るもの六割にして無擔保によるもの四割である。即ち、次表に示す如く、農山漁村の窮乏により受信力の著しく減退した農山漁家が、高利なる負債を負ふて居る。

(昭和十年八月末調査)

種別	農林漁家總戸數	負債戸數	同上割合	負債額	同上割合	一戸當負債額	借入先別		利率別		擔保別	
							金額	割合	金額	割合	擔保物件	金額
農家	145,334戸	11,136戸	7.6%	6,800,496円	15.0%	600円	田畑擔保	4,111,000円	60.1%	未滿	7,000円	70.0%
林家	1,136戸	1,136戸	100%	6,800,496円	100%	6,000円	其他擔保	3,100,000円	45.7%	未滿	3,100,000円	45.7%
漁家	23,333戸	5,757戸	24.7%	2,999,999円	12.5%	500円	無擔保	1,200,000円	40.0%	以上	1,200,000円	40.0%
計	170,003戸	18,029戸	10.6%	16,600,991円	9.8%	976円	計	10,000,000円	60.7%	計	10,000,000円	60.7%

備考 最近の調査未了



然しながら、支那事變以來農・水産物價並に労働賃銀等の昂騰に依る農漁家収入の増大に伴ひ、一部のものは著々舊債の償還を爲し、従つて總額に於て二割程度の減少を來たせるものと達觀せられるが、一面有負債戸數が著しく減少した爲、現在の有負債戸數の一戸當負債は、寧ろ増加したるものと豫想される。更に借入先・借入利率等に於ては、未だ個人高金利金融が支配的存在を爲してゐる状態であるから、今後の負債整理事業の進展に俟つ處大なるものがある。

(三) 負債整理事業 斯く累積せる高利負債の重壓は更生運動進展の障害となるので、昭和八年農村負債整理組合法・昭和十二年十二月農村負債整理資金特別融通及損失補償法が施行せられ、農山漁村民は隣保共助の精神に基き負債整理組合を組織し、組合の樹立した負債償還計畫及經濟更生計畫の線に沿ふて、相協力して負債の整理に當り、負債の重荷から脱却するに努め經濟更生の完璧を期してゐる。尙昭和十三年六月臨時農村負債處理法が施行せられ、支那事變に因る戦死傷者遺家族にして、農山漁村に居住するもの、負債整理が促進せられることゝなつた。

而して組合は該組合員と債權者の間に立つて、負債の條件緩和に關する協定について斡旋し、協定成立せざる時は、市町村負債整理委員會が條件緩和に就いて尙斡旋することゝなつてゐる。今負債の條件緩和の状況を觀ると、概ね債權者は協定成立後内入金として其の負擔額の三分の一以下の頭金を受領することにより元金の三割以上、延滞利子の大部分を切捨て、残負債について期限の延長及利率の低下を爲してゐる。

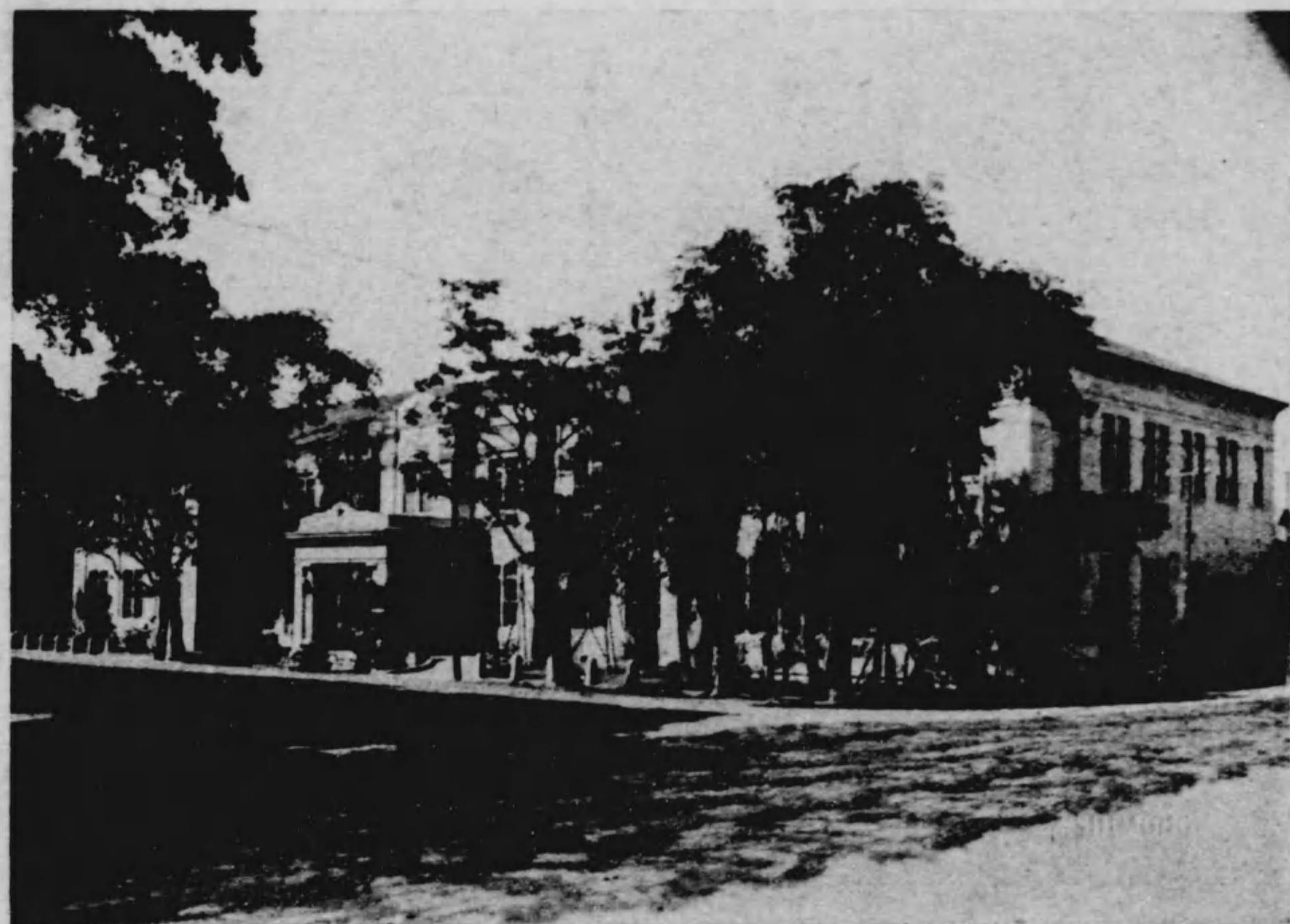
次に、本道の負債整理事業の現状を概述すると、昭和九年一月新篠津村に無限責任新篠津第四部負債整理組合の設立せられたるを初めとし、爾來趣旨の普及に伴ひ、漸次設立組合數増加し、昭和十八年末現在に於て組合設立市町村數二市百六十六箇町村・組合數六百二十一・其の組合員數二萬九千九百八十八名に達し、又要整理負債額は二千二百六十七萬八千六百圓で、之が負債整理資金七百九十萬二千餘圓の融通が必要とせられるのである。而してこの負債整理資金の融通現在額は三百二十四萬餘圓で、内市町村經由のものは二百三十四萬四千七百餘圓（一市七十二箇町村—二百五十七負債整理組合）、産業組合中央金庫經由のものは百十五萬七千餘圓（三十九信用組合—百三十八負債整理組合）、北海道拓殖銀行經由のもの一萬四千六百餘圓及び支那事變農村負債處理資金十六萬三千五百三十六圓（町村經由一千二百五十圓・産業組合中央金庫經由十四



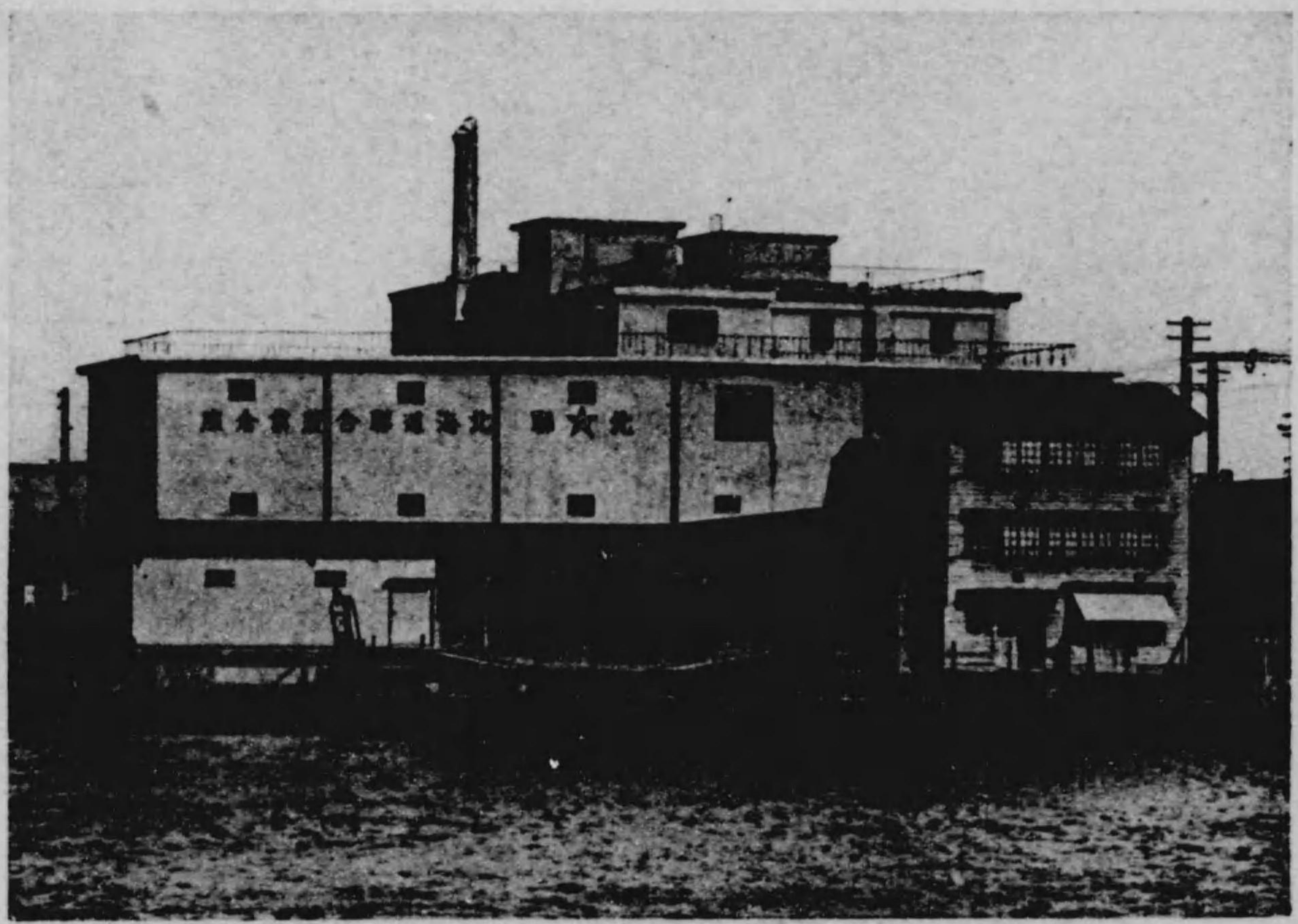
萬三千二百八十六圓・北海道拓殖銀行經由一萬九千圓)である。

而して北海道地方費は負債整理事業の促進を圖る爲、市町村に對して損失補償を爲すことになつてゐるが、其の限度は舊法に依るもの百三十三萬六千圓(之に基く負債整理事業融通可能額四百四十五萬三千圓)、新規定に依るもの百十八萬二千圓(之に基く融通可能額三百九十四萬圓)及び農村負債整理法に依るもの七萬六千二百圓(之に基く融通可能額十二萬七千圓)である。

二 北海道農業會 大東亞戰爭の進展と共に、食糧其の他重要農産物生産確保の國家的使命を完遂する爲、農會・産業組合其の他農業諸團體を統合整備し、其の總力發揮に遺憾なきを期するの要あるを以て、懸案中であつた農業團體法は昭和十八年三月法律第四十六號を以て公布せられた。而して本道に於ては、道を區域とする北海道農會・保證責任北海道信用購買販賣利用組合・北海道養蠶業組合及北海道牛羊畜産組合聯合會の四團體、郡を區域とする渡島郡農會外十三郡農會、二以上の都市を區域とする札幌牛羊畜産組合外十三牛羊畜産組合及二以上の市町村を區域とする旭川養豚畜産組合の三十三團體は昭和十八年十一月農商大臣より夫々解散を命ぜられ、同年十二月農業に關する國策に



(札幌市) 北海道農業會



(同會所屬東京倉庫) 東京市本區橫網町



即應し、農業の整備發達を圖り、且農家の農業及經濟の發達に必要な事業を行ふ基礎強固なる北海道農業會の新設を見、活潑なる活動を促し、國家の要請に應へつゝある。其の主なる事業は、(一)農業の指導獎勵及農業發達、(二)農業の統制、(三)農業に関する調査及研究、(四)農家の販賣物の賣却及加工、(五)農家の必要農業用物資の購買・加工及生産、(六)農業資金の貸付及農業用設備の利用、(七)農業者の福利増進等にして今後の發達を期待されてゐる。

### 三 産業組合

#### (一) 序説並沿革

序説 日露戰役以前より培はれた産業組合は、經濟更生運動の擔當者として、農村に於ける經濟活動の中樞機關となつたのであるが、支那事變勃發以來産業組合は戰時農業對策に對し主要なる役割を負擔されるに至り、益組合經營の刷新を計り農業生産力の維持増進・銃後農村の生活安定・軍需品の調達更に農村金融の調整・貯蓄獎勵等農村政策の實行に邁進してゐる。

而して本來商品の市場流通過程に活動部面を有する産業組合は、戰時統制經濟の



進展ともにも、農家の購入する農業用品並に日用品の配給機構として重要性を帯びて来た。即ち、必需物資配給の圓滑を期する爲、未設置町村・未加入農家の解消運動が提唱せられて、今や産業組合組織網は十三の漁村を除き、全道に整備されるに至つた。

**沿革** 明治三十三年三月産業組合法發布當時の本道の農村は、人口僅かに四十二萬に過ぎない移民扶殖の時代で、他府縣と同様に本法を施行するは困難な事情にあつたので、同年六月同法以外に北海道に於ける農業者の設立する、産業組合に関する勅令が發布せられた。それ故本道に於ては同時に産業組合法及勅令の二種の法令が相並んで施行せらるゝこととなり、後者は農民のみにより無限責任であり、組合員二十名以上たること、勞務出資を認むる等を特色とするのである。

而して明治三十五年一月に初めて札幌郡江別町に勅令による無限責任江別勤儉信用組合の設立を見、明治三十八年末に至つては法律・勅令による兩種組合を合して其の數三十一に達した。然し此等の組合は設立に急にして組合員は未だ組合趣旨を充分諒解するに至らなかつた爲基礎の確立出來ず、殊に日露戰爭當時軍需品の供出

豫定に蹉跌を來したる爲經營難に陥り、幾何もなく事業休止の餘儀なき状態に陥つたものも少くなかつた。斯くて一時産業組合の發達遅々として振はなかつたが、明治四十三年以降本道拓殖計畫の進捗に伴ひ、組合の趣旨宣傳に努めたので効果漸く顯はれ、漸次數量的發展を爲し、團體的協同精神の昂揚につれ農村産業組合は漸く堅實なる發達の道程を辿るに至つたので、大正二年五月勅令を廢止した。當時に於ける組合數は勅令に依るもの七十三、法律に依るもの四十三に達し、特に本道中部地方に於ては其の發達著しきものがあつた。

次で、第一次歐洲大戰當時の本道經濟界の異常なる活況により、産業組合も亦大正三年末を一轉機として大正九年に至る六箇年間は飛躍的發展を遂げ、大正七・八年の如きは實に九十八組合の増加を見た。昭和元年末には其の數四百九十七に達したが、戦後の不況により不振に陥りたる組合頻出し、整理又は解散するもの漸く多く、昭和二年の金融恐慌後は組合數減少の傾向を示した。之等解散組合の多くは部落的組合の廢合等に依るものである。爾來各組合は組合員の増加、運轉資金の増大により取扱商品の大量化を期して、内容の充實に極力努めてゐるので、本道産業組



合は堅實な發展を辿つてゐる。

(二) 單位組合現況

(イ) 組合數 明治三十五年末に於ては、僅かに勅令に依るもの三組合、法律に依るもの一組合に過ぎなかつた本道の産業組合數は、大正年間に於て其の量的増加顯著にして、昭和元年には四百九十七組合に達するに至つたが、尙組合の質的強化を期し、各種事業兼營勸奨の傍、組合の基本單位を一町村地域主義に準據し、整理刷新を行ひたる結果、昭和十八年末に於て十市二百六十二箇町村に對し二百九十九組合を存し、今や産業組合未設置町村は十四の漁村に過ぎざるに至つた。

又産業組合の信用・購買・販買・利用に於ける活動範圍は、累年擴大しつゝあるが、尙最近に至り四種事業經營化の提唱實施以來、この種の組合の増加は顯著であつて、組合總數に對する比率は昭和八年當初の四割九分から昭和十八年末の七割五分強に飛躍した。今累年の比較を示せば左の如くである。

事業別組合數累年比較

年次	組合總數	組合總數に對する割合(%)				農業倉庫經營組合に對する割合%
		信用(兼管)組合	販賣(兼管)組合	購買(兼管)組合	利用(兼管)組合	
昭和十八年	二九八	九三・〇	八八・八	九〇・一	七九・六	一・九
昭和十七年	三〇九	九三・八	八六・七	九〇・九	七七・三	一九・二
昭和十六年	三三〇	九三・六	八六・六	九一・三	七五・七	三三・〇
昭和十五年	三三三	九三・四	八七・七	九一・四	七六・二	三三・〇
昭和十四年	三三三	九三・三	八七・八	九一・三	七五・八	三三・〇
昭和十三年	三三〇	九三・五	八六・三	九一・二	七三・九	三三・〇
昭和十二年	三三〇	九三・三	八七・五	九一・三	七三・〇	三三・〇
昭和十一年	三三六	九三・〇	八六・〇	九〇・四	七二・六	三三・〇
昭和十年	三三六	九三・〇	八五・八	九〇・四	七二・六	三三・〇
昭和九年	三三三	九二・九	八五・二	九〇・二	七二・一	三三・〇
昭和八年	三三三	九二・九	八四・〇	八八・八	六九・一	三三・〇
昭和七年	三三三	九二・七	八三・六	八八・九	六八・三	三三・〇
昭和六年	三三三	九二・七	八三・四	八二・六	六七・九	三三・〇
昭和五年	三三三	九二・七	八三・三	八二・三	六六・三	三三・〇

(ロ) 組合員數 組合は其の整備統合に依り、昭和元年以降減少してゐるが、組合員は一組合平均の員數に於て漸増の趨勢にあるのみならず、絶對數に於ても年々増加の一途を辿り、大正十四年の五萬九千百餘人から昭和十七年の二十七萬四千人へと、



十八箇年間に約二十一萬五千人の増加を見てゐる。又組合員を職業構成別に見ると次表の如くであるが、内農業者の占むる割合は、昭和十七年に於て組合總員中五割四分にして、十四萬六千七百三十六人（組合總數三百九組合中調査組合三百二組合に基く）の多數に上る。更に此の農業組合員の全道農家戸數十八萬七千五百二十五戸に對する産業組合への加入率は七割二分にして、昭和五年末の加入率に比較すると、比率に於て二・三倍を超えてゐる。

殊に昭和七年の法律改正に依り、農事實行組合の法人化と共に産業組合への加入が認められ、未加入農家の解消運動の進展に伴ひ農事實行組合への加入顯著で、その總數に對し九割五分の加入狀況である。即ち、産業組合の農業者吸收率は著大となり、愈農山漁村に於ける經濟中樞機關たる役割に益重要性を増して來た。

職業別組合員數累年比較

年次	合組査調	業農	業林	業工	業商	業産水	他の其	人法	計	百分比						戸農家數	員農に農家戸數の割合	
										業農	業林	業工	業商	業産水	他の其			人法
昭和七年	三〇、〇〇〇人	二五、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	二八、〇〇〇人	93.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	100%	78.6%
昭和五年	一〇、〇〇〇人	八、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	一、〇〇〇人	九、〇〇〇人	90.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	100%	66.6%

年次	合組査調	業農	業林	業工	業商	業産水	他の其	人法	計	業農	業林	業工	業商	業産水	他の其	人法	計	戸農家數	員農に農家戸數の割合
昭和七年	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二八、〇〇〇	93.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	100%	17,733	78.6%
昭和五年	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九、〇〇〇	90.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	100%	13,733	66.6%

(ハ) 組織

本道の産業組合は設立以來、大正九年前後迄は無限責任組合が多數を占め、大正十一年以降無限責任組合が漸次其の數を減じ、之に反して有限責任組合が次第に増加し、昭和七年末に於ては有限責任組合三百五十五、無限責任組合八十、保證責任組合二十一にして七割七分餘が有限責任組合となつた。然るに昭和七年九月産業組合法の改正によつて有限責任組織は特種の組合に非らざれば認められず、一般産業組合は保證責任又は無限責任に變更することとなりたる爲、昭和十八年末總組



合數三百九十九組合中有限責任組合は二十二の少數に減じ、無限責任組合二十八、保證責任組合二百四十九となり、昭和七年以前とは反對の現象を見るに至つた。

組織別組合數累年比較

年次	有限責任	無限責任	保證責任	計	百分比較				
					有限責任	無限責任	保證責任	計	計
昭和十八年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和十七年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和十六年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和十五年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和十四年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和十三年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和十二年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和十一年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和十年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和九年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和八年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和七年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和六年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇
昭和五年	三三	二六	二九	八九	三三・〇%	九・三%	三三・〇%	七三・三%	〇〇

(二) 資金、昭和十八年末の組合運轉資金總額は二億六千百萬圓で、一組合當八十五萬餘圓に當り、其の資金中自給資金八割六分、他給資金一割四分を占めてゐる。

産業組合事業資金

年次	調査組合數	拂込済出資金	各種準備金	借入金	貯金	計	百分比較				
							出資金	準備金	借入金	貯金	計
昭和十八年	二七五	二五、五〇〇	八、四〇〇	三、〇〇〇	一、九〇〇	二六、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和十七年	二九六	二七、六六六	九、五五〇	三、八〇〇	一、八〇〇	二六、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和十六年	三二五	二七、五〇〇	八、五三〇	四、五九〇	一、七〇〇	二六、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和十五年	三四二	一九、四三二	七、六六一	三、四七七	一、三二二	一七、五八〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和十四年	三四四	一六、八〇〇	六、六五五	三、二〇〇	八、六七〇	一三、三三〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和十三年	三四三	一五、〇〇〇	五、九〇〇	三、七四〇	五、三四〇	一五、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和十二年	三四三	一三、〇〇〇	五、一六〇	三、〇四三	三、九〇〇	一三、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和十一年	三四三	一一、二九四	四、七三九	二、〇四三	三、八二九	一三、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和十年	三四三	一〇、七六一	四、五五五	一、七〇一	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和九年	三四三	九、一七〇	四、〇八一	一、七〇一	二、七〇〇	一三、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和八年	三四三	八、七三四	三、六七六	一、八〇〇	二、一四七	一三、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和七年	三四三	七、三二六	三、三〇〇	一、六〇〇	一、六二八	一三、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和六年	三四三	七、二七二	三、二六八	一、〇三九	一、二〇九	一三、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	
昭和五年	三四三	六、七五二	二、九七六	八、九七九	一、二六〇	一三、〇〇〇	九八・八%	二・九%	二・九%	一〇〇	

(ホ) 事業狀況

信用・購買・販賣・利用事業成績累年比較



年次	信用組合		購買組合		販賣組合		利用組合	
	組合数	貸付金高	組合数	購買額	組合数	販賣額	組合数	利用料
昭和十八年	二七三	六、九〇〇	二九二	七、〇〇〇	二四四	一、四〇〇	三三三	二、五〇〇
昭和十七年	二六六	六、一〇〇	二七九	六、七〇〇	二三三	一、三〇〇	三二二	二、四〇〇
昭和十六年	二〇九	七、〇〇〇	二〇三	八、四〇〇	二六六	一、九〇〇	三〇〇	二、〇〇〇
昭和十五年	三〇三	五、四〇〇	三三三	七、〇〇〇	二二二	一、三〇〇	二七六	一、二〇〇
昭和十四年	三〇四	三、一〇〇	三〇〇	五、〇〇〇	二〇〇	一、一〇〇	二六六	一、一〇〇
昭和十三年	三〇一	三、〇〇〇	二九七	四、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二六六	一、〇〇〇
昭和十二年	三三三	五、六〇〇	三三三	五、〇〇〇	二四四	一、八〇〇	二六六	一、〇〇〇
昭和十一年	三三〇	五、三〇〇	三三三	四、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二六六	一、〇〇〇
昭和十年	三〇四	二、四〇〇	二二八	三、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二六六	一、〇〇〇
昭和九年	三〇七	二、九〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二六六	一、〇〇〇
昭和八年	三〇六	二、八〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二六六	一、〇〇〇
昭和七年	三〇七	二、八〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二六六	一、〇〇〇
昭和六年	三〇七	二、八〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二六六	一、〇〇〇
昭和五年	三〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	二、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二六六	一、〇〇〇

**四 興農公社** 産業組合及同聯合會の統制する、農・畜産原料の総合的處理加工の事業を中心とし北方農業の確立振興を圖る爲、昭和十六年三月保證責任北海道酪農販賣利用組合聯合會及森永・明治・極東乳製品會社の一切事業を提供せしめて、資本金全額拂込

千二百萬圓の有限會社北海道興農公社を創立し、事業を総合的に經營するに至つた。其の後當初計畫に基き、土地改良事業を開始するに及び、同年十二月組織を株式會社に改め五百萬圓の増資を行つたが、其の事業の性質に依り、特に北海道地方費に於ても二百五十萬圓の出資をなしてゐるのである。其の經營事業は、(一)牛乳の處理並に乳製品の製造販賣、(二)農畜産物の製造加工販賣、(三)醫藥品及工業藥品の製造、(四)種苗の採取及配給、(五)石灰事業・土管製造事業・客土事業・農機具製造事業及事業に對する投資等である。



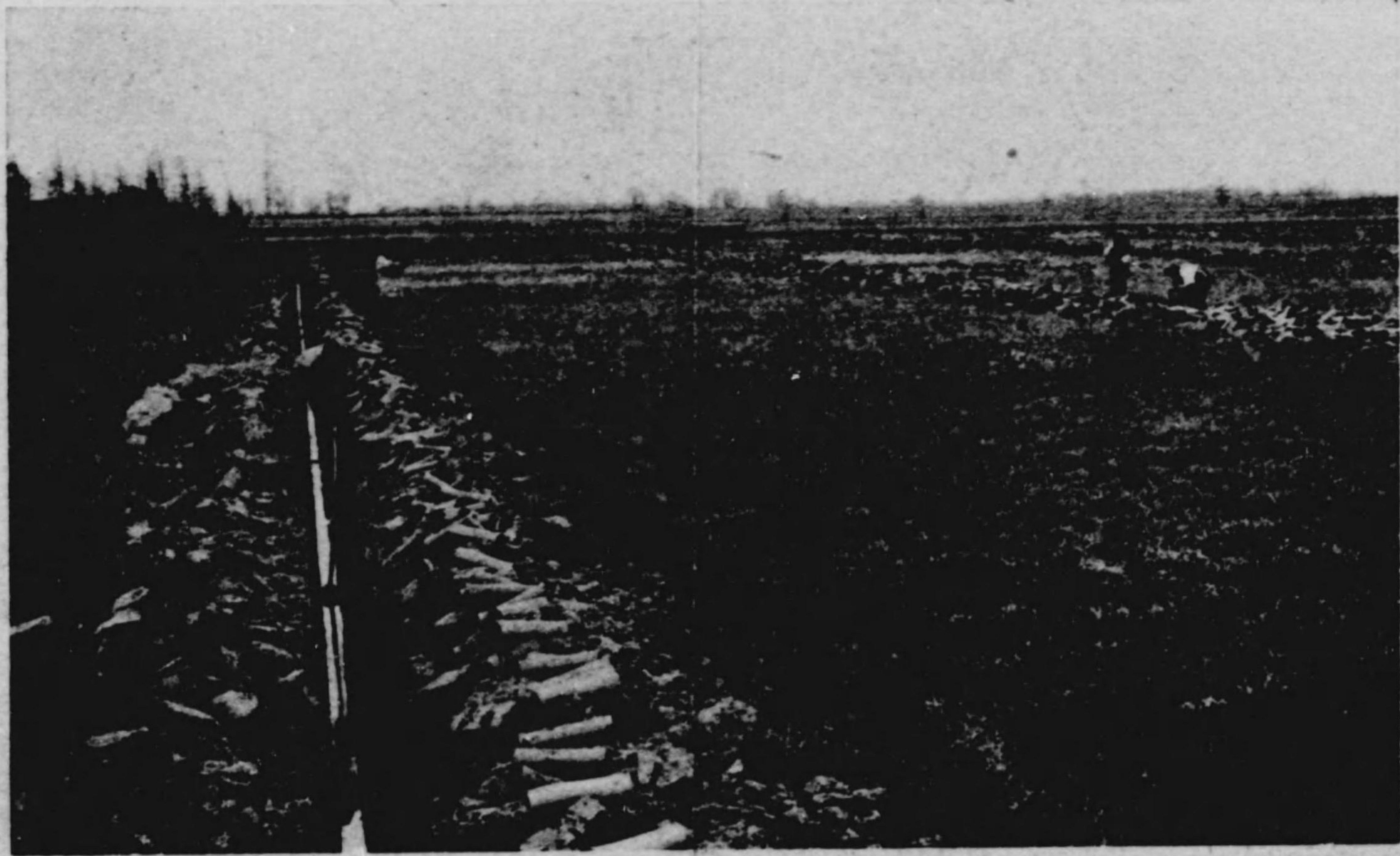


馬力に依る水工事



八町九反歩

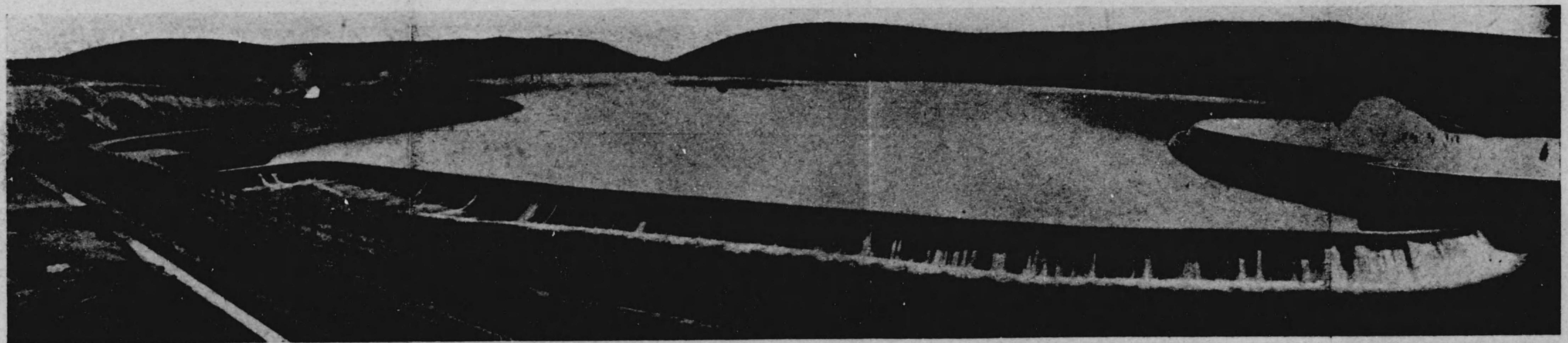




暗渠排水工事



馬力に依る軌道客土業の景賞(鶴川土功組合)



貯水地満水の景観(聖臺土功組合) (灌漑面積五千八百九十九歩)



## 第十章 土地改良及土功組合

### 土地改良

一、沿革 明治十四年畏くも 明治天皇未だ原始の色濃き北海道に行幸あらせられ、八月三十一日には、北海道帝國大學の前身である札幌農學校所屬校園に 臨御あらせられて、學生の農業技術を親しく嚮はせられた。天覽に供し奉つた諸作業の内に暗渠排水用土管の製造と、埋没作業とがあつた事を學校史に謹記せられて居る。眞に恐れ多い事と云はなければならぬ。

かゝる光榮に發足した本道の土地改良は、其の後次第に進展して農地の開發に貢獻をなしたが、尙當分の間は全くの個人起債に依る自然發展に委せられてゐたのであつた。其の後我國運の飛躍的發展に伴ふ北海道開拓の氣運は、土地改良事業の積極的施行を促し、明治三十五年には北海道土功組合法の發布あり、越へて明治四十三年度より昭和元年度に及べる第一期拓殖計畫、昭和二年度より二十箇年に及ぶ第二期拓殖計畫に土地改良費を計上し、又農林省所管土地改良事業費よりの交附金ありて、毎年多額の國費を支



出し直轄事業及補助事業として、灌漑・排水・客土・酸土改良（後に農政課へ移管）等の土地改良を積極的に実施すると共に、地方費の支出に依りて之に附帯する各般の調査並に指導奨励を行つたのであるが、其の結果は別項の如く穀倉北海道の建設に大なる貢献をなしたのである。

然るに滿洲事變を契機とする大東亞戦争の推移は、國內食糧の自給確保を絶對的に要請するに至り、政府は昭和十八年度前期に、第一期食糧増産對策を実施すると共に引續き後期には、主として土地改良に依る第二期食糧増産對策を樹立し、同年八月之が實施決定を見て直ちに全国的に實施せられたのである。

さて我國北方の重要生産基地として、將又府縣に比して格段の増産力を包藏する本道に於ては、夙に土地改良に依る増産に着目し、前記の第二期對策樹立に先んじて、拓殖費に依る大規模なる土地改良事業五箇年計畫を樹立決定し、強力なる機構の下舉道一致、種々の隘路を打開克服して實施しつゝあるのであつて、此の事は當に本道の計畫が全国的計畫の動因となつたものとも考へられるのである。

五箇年計畫の内容は、本道に廣く分布する北方圏特有の泥炭地約三十五萬町歩に、濕

潤なる重粘土地を加へて、約四十萬町歩の特殊土壤地帯の内、増産効果の速かなる既墾地二十餘萬町歩に對し、五箇年間に明渠並に暗渠排水と客土に依る総合的な土地改良を徹底的に行ひ、低位生産地を直ちに美田良圃たらしめ、増産の要請に應へんとするものであつて、増産は實施を追つて進み、五箇年後には毎年米七十一萬石、畑作は米に換算して八十一萬石、合計百五十二萬石の増産が確保出来るのである。

**二、排水事業** 本道には特殊土壤と稱する泥炭地濕地が廣く分布して、總面積約四十萬町歩に達する之等土壤は、自然の儘では農耕地に適しないが、之に排水と客土を施して改良すると普通土と大差なき迄に改良せられるもので、既に改良せられたる地帯は、水田或は畑地として立派に利用されて居るのである。

本道に於ては夙に之等特殊土壤の改良利用を計り、改良面積三百町歩以上の團地に對する幹支線明渠排水と、特殊原野（高度改良を要する原野）に對する幹支派線排水は國費を以て施行し、又民間事業の助成策としては、改良面積三十町歩以上の團地に對し幹線又は支派線明渠排水並に改良面積三町歩以上に對する暗渠排水の施行に、工事費の補助其の他の助成を行つて居る。從來排水事業の主目的は荒蕪地の開拓にあつたが、今次



の五箇年計畫に於ては急速に増産を要する爲、既墾地施行に重點を轉じた事は既述の通りである。

(イ) 國費明渠排水、國費排水が始めて施行せられたのは大正四年度であつて、昭和十七年度迄の實施面積約十四萬町歩、五箇年計畫のうち昭和十八年度分の實績を加へると實に十八萬五千町歩の多きに達する。從來一團地三百町歩以上を國費排水制限面積としたが、五箇年計畫に於ては之を百五十町歩以上に引下げられた。

(ロ) 補助明渠排水 補助明渠排水は、大正九年土地改良補助規定制定と共に施行せられ、昭和十七年度迄の實施面積約五萬五千町歩、五箇年計畫のうち昭和十八年度分の實績へを加ると約六萬一千五百餘町歩に達する。從來工事費に對する補助率は五割以内であつたが、五箇年計畫に於ては六割五分以内と大幅引上げが行はれた。

(ハ) 暗渠排水 本道の農業は漸次集約的經營に轉換せられ、特に最近の情勢は土地の高度利用となり、明渠排水と共に暗渠排水の施行を必要とするに至つたので、昭和十一年度より新たに本事業の補助獎勵を實施した。昭和十七年度迄の實施面積約九千八百町歩、五箇年計畫のうち昭和十八年度分の實績を加へると約二萬六千八百町歩に達す

る。工事費に對する補助率五割以内を、六割五分以内に引上げられた事は補助明渠排水と同様である。

三、客土事業 泥炭地・重粘土地・火山灰地・砂礫地等の特殊土壤地は、産業上劣悪である場合が多いが、之等に適當な土壤を客入混和すると種々の缺陷が矯正緩和せられて、普通土壤に劣らないものに改良せられる。大面積の特殊土壤地を有する本道に於ては、昭和二年度以來改良面積三反歩以上に、一反歩三立坪乃至十立坪の客土事業を行ふものに對し、補助金を交附して獎勵を行つて居る。

客土は普通冬期間に馬橋を以て圃場に運搬するのであるが、事業面積が大きく運搬距離片道二乃至三軒以上の場合は軌道に依る運搬を有利とする。昭和二年度より昭和十七年度迄の實施面積は約五萬七千四百町歩、五箇年計畫のうち昭和十八年度分實績を加へると約六萬九千四百町歩に達する。

五箇年計畫に於て補助率が五割以内より、六割五分以内に引上げられた事は排水補助工事と同様である。

四、灌漑事業 今を去る三百五十數年前、元祿年間渡島國龜田郡の一部に試作をなした



りと云ふを、本道に於ける稻作の嚆矢と稱するも、其後明治初年迄は斷續して試作の範圍を出なかつた。然るに明治維新の宏謀定まると共に、各府縣の移民等の入植は急激に増加し、之等移民は米への執着から各地に稻作を行つたが、氣象・品種の關係から成功するに至らず、又當局は之を危険視して積極的の獎勵方針を取るに至らなかつた爲に見るべきものはなかつたが、拓殖の進展と共に漸次氣象は緩和せられ、農民も亦本道の自然條件を理解すると共に漸く成功の緒を見るに及び、明治二十五年より北海道應に於て盛んに指導獎勵したる結果、積極的に水田開發を行ふ氣運に向ひたるも、明治三十五年土功組合法制定當時の水田作付面積は一萬二千町歩・收穫高十六萬五千餘石に過ぎなかつた。

爾來拓殖事業の進捗、灌溉施設費に對する補助金の交附等耕種の改良と相俟つて水田面積は次第に増加し、特に第一次歐洲大戰後の米價昂騰に依り、急激に擴大して今日に至り、作付總面積は約十九萬一千餘町歩、産米は約三百萬石に達するに至つた。此の間に設立せられたる土功組合の總數は二百五十八（其後分合廢止の結果現在、二百十組合）であつて、大部分は水田經營を目的とし其の總面積十七萬町歩、作付面積は全道作付面

積の七割を占むる現状である。

**五、北海道土地改良五箇年計畫** 本道に於ける既墾農耕地中排水四十二萬町歩、客土四萬町歩を五箇年間に施行する計畫にして、事業費國庫支出總額一億四千萬圓を要するものであつて、之に依る增收額は毎年六千五百萬圓である。（米は七十一萬石、畑作物は米に換算し八十一萬石計百五十二萬石）

(一) 事業分量

事業別	要土地改良面積(既墾地)	五箇年施行總面積	摘	要
排水	六八〇,〇〇〇町	四二六,〇〇〇町	幹線の延面積とす	
明渠	二八〇,〇〇〇	二二一,〇〇〇		
暗渠	四〇〇,〇〇〇	二〇五,〇〇〇		
客土	七八,〇〇〇	四〇,五二〇		

(二) 工事費及國庫支出金



事業別	工事費	同上中國庫支出金	摘要
排水	一五八、一一七	一一、四一九	工事費の外人件事務費及測量設計費四、九三、四、千圓を併せ國庫支出總額一億四千九百四十九圓とす
明渠	二八、五五七	二七、二〇五	
暗渠	一二九、五六〇	八四、二一四	
客土	三六、三七九	二三、六四七	
普通	二八、〇〇〇	一八、二〇〇	
軌道	八、三七九	五、四四七	
計	九四、四九六	一三五、〇六六	

(三) 事業に依る増産量(年額)

事業別	増収量	價	格	摘要
排水	七〇〇、八、五〇〇〇〇〇〇	五九、四二七	千円	畑田
客土	一、一、五〇〇〇〇〇〇	五、〇九八	千円	畑田
計	六、〇一、一、五〇〇〇〇〇	六四、五二五	千円	畑田

右畑作物を食糧價值により米に換算すれば八十一萬二千石となる、故に米と合計して

百五十二萬石の増産に當る。

(四) 施行方法

排水 明渠排水 幹線十二萬一千町歩は全額國費支辨とす。

小幹線十萬町歩の内七萬七千町歩(一幹線百五十町歩以上)は全額國費支辨、二萬三千町歩(一幹線百五十町歩未満)は補助工事とし補助率六割五分とす。

暗渠排水 二十萬五千町歩は補助工事とし補助率六割五分とす。

客土 四萬五百二十町歩

(普通客土三萬五千町歩及軌道客土五千五百二十町歩)は補助工事とし補助率六割五分とす。

(五) 勞力 専ら道内農家勞力に依存することとし、道廳指導の下に町村部落等の勞力を按配調整して之を完遂せしめんとす。



土地改良五箇年計畫施行面積調

區分	施行計畫面積	内				
		昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年
明渠排水	三三,〇〇〇町歩	二八,〇〇〇町歩	七,〇〇〇町歩	七,〇〇〇町歩	三三,〇〇〇町歩	一〇,〇〇〇町歩
新設線	六〇,〇〇〇	一一,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇
改良線	六,〇〇〇	二,〇〇〇	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	〇	〇
小幹	一〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	〇
直幹	七,〇〇〇	七,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	〇
補助	三,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	〇	〇
渠排	四〇,〇〇〇	七,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,〇〇〇	〇
普通客土	三,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇	七,〇〇〇
軌道客土	四,〇〇〇	〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

土功組合

一 沿革 土功組合は、市町村又は市町村組合の事業と爲すことの出来ぬ特別の事情にある場合之を設立するもので、農村建設の根幹たる農業上必要なる道路・橋梁・用水・排水又は堤塘等を施設維持するを目的とする本道獨特の施設である。従つて組合に屬する事業は拓殖地の状況に依り何れも第一次的にして、且建設的基礎工作を旨とするものであるから、府縣に於ける耕地整理組合の如く、既耕地の利用増進を圖るを目的とする第二次的整理事業と大いに其の趣を異にするものである。即ち、土功組合の大部分は新規に水田經營を企圖するものであつて、大規模の灌漑溝及排水溝を掘鑿し或は貯水池及揚水機等を築設し、以て未成未開の土地を良圃美田と化するの使命を有するものである。抑明治三十五年法律第十二號に依る北海道土功組合法の發布以來、各所に水田經營の目的を以て土功組合を設立するもの相次いで興り、明治三十五年に於ける全道水田面積は一萬六千餘町歩に過ぎなかつたが、四十四年には約四萬町歩に増加し、此の間土功組合數は二十四に達したが、更に拓殖計畫に基く造田獎勵施設と相俟つて大正十一年に至り全



道水田面積十萬町歩を超え、土功組合の設立も百四十一を算ふるに至り、加ふるに經濟界の好調に乗じて組合を設立し水田の經營を計るもの相次ぎ、本道水田開發上絶大なる功績を齎すに至つた。然るに昭和五年以降米價の低落と六・七兩年の水害及凶作の爲水田經營極めて不況に陥り、八年以降は遂に灌漑を目的とする土功組合は設立するに至らな。今土功組合の現状を示せば別表の如く、昭和十九年一月末現在に於て廢止及合併せる六十九組合を除き現在組合數二百十に達するの盛況を見るに至つた。而して之を目的別に分類すれば灌漑を目的とするもの百七十四組合、此の灌漑反別十二萬二千四百十四町歩、灌漑並に排水を目的とするもの二十組合、此の灌漑反別二萬三千五百五十二町歩・排水反別一萬四千五百八十九町歩、排水を目的とするもの十五組合、此の排水反別二萬一千六百四町歩、尙堤塘排水を目的とするもの一組合八百二十六町歩である。之等組合の平均面積は八百七十三町歩餘であり、大は一組合の灌漑面積一萬町歩以上にも及ぶものあり、尙一千町歩以上數千町歩に達するもの四十三組合であつて、到底府縣に於て見ることの出來ない大規模の事業である。従つて工事費も莫大なるものであり總額五千二百六十九萬圓に達し、大は一組合にして七百六十萬圓を費し百萬圓を超ゆるも

の十指を屈する程である

土功組合設置認可年次表

年次	灌漑目的		灌漑及排水目的		排水目的		堤塘目的		合計	
	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別
明治三十五年	二	二、〇〇〇町							二	二、〇〇〇町
明治三十六年	三	五、三二五・七							三	五、三二五・七
明治三十七年	一	四八〇							一	四八〇
明治三十八年	一	四、〇〇〇町							一	四、〇〇〇町
明治三十九年										
明治四十年	三	三、七三三・八							三	三、七三三・八
明治四十一年	三	二、九五九・二							三	二、九五九・二
明治四十二年	五	一〇、五二二・一							五	一〇、五二二・一
明治四十三年	二	一、六六九・一							二	一、六六九・一
明治四十四年	三	二、〇二二・一							三	二、〇二二・一
大正元年	一	二、〇七〇							一	二、〇七〇
大正二年	八	五、六八三・九	排灌	三、三三〇・五					一〇	八、〇一三・四
大正三年	六	八、六八四・八	排灌	一、五九八・八					六	一〇、二八三・六
大正四年	六	四、四三三・五							六	四、四三三・五



支應名	灌溉目的		灌溉及排水目的		排水目的		堤塘目的		計	既成水田	反作水田	
	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別				
石狩	二四	二、九九〇・四町	三	排灌 一、八二九・五町 八四三・八	六	八、二六七八	一	町	三	排灌 四、八二九・九町 九、二二一・六	四、三三三・四町	四、〇〇〇・九町

支應別土功組合現在表

(昭和十八年末現在)

灌溉目的	合併前		合併後	
	組合數	反別	組合數	反別
灌溉	二六	一五、五五町	二	一五、四三三町

備考  
 一、昭和八年以降昭和十一年迄及昭和十六年には組合設置の認可がない。  
 二、廢止したる組合は左の通りである。  
 灌溉 三七組合 反別 一六、四三一町歩  
 灌溉排水 四組合 灌溉反別 三、〇八八町歩  
 排水反別 一、八三二町歩  
 三、合併したる組合は左の通りである。  
 排水 二組合 反別 五、一四三町歩  
 計 四三組合 反別 二六、四九四町歩

年次	合併前		合併後	
	組合數	反別	組合數	反別
昭和十八年	三六	一、四〇、〇〇〇・〇町	二	一、四〇、〇〇〇・〇町
昭和十七年	一	一、〇〇、〇〇〇・〇町	一	一、〇〇、〇〇〇・〇町
昭和十五年	一	一、三三、七七・七町	一	一、三三、七七・七町
昭和十四年	一	一、三三、七七・七町	一	一、三三、七七・七町
昭和十三年	一	一、三三、七七・七町	一	一、三三、七七・七町
昭和十二年	一	一、三三、七七・七町	一	一、三三、七七・七町
昭和十一年	一	一、三三、七七・七町	一	一、三三、七七・七町
昭和十年	一	一、三三、七七・七町	一	一、三三、七七・七町
昭和九年	一	一、三三、七七・七町	一	一、三三、七七・七町
昭和八年	一	一、三三、七七・七町	一	一、三三、七七・七町
合計	三六	一、四〇、〇〇〇・〇町	二	一、四〇、〇〇〇・〇町

年次	灌溉目的		灌溉及排水目的		排水目的		堤塘目的		合計	
	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別		
大正十五年	二	四、〇〇〇・〇町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 四、〇〇〇・〇町 一、四七九・八町
大正十四年	二	二、八〇〇・〇町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 二、八〇〇・〇町 一、四七九・八町
大正十三年	二	二、八〇〇・〇町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 二、八〇〇・〇町 一、四七九・八町
大正十二年	三	六、二二・七町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 六、二二・七町 一、四七九・八町
大正十一年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正十年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正九年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正八年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正七年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正六年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正五年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正四年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正三年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正二年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
大正元年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和十三年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和十二年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和十一年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和十年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和九年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和八年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和七年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和六年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和五年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和四年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和三年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和二年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
昭和元年	三	三、〇六一・五町	一	一、四七九・八町	一	一、四七九・八町	一	町	三	排灌 三、〇六一・五町 一、四七九・八町
合計	三六	一、四〇、〇〇〇・〇町	二	一、四〇、〇〇〇・〇町	二	一、四〇、〇〇〇・〇町	二	町	三	排灌 一、四〇、〇〇〇・〇町



支應名	灌溉目的		灌溉及排水目的		排水目的		堤塘目的		計		既成水田 反作水 別付田
	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	
空知	四三	四七〇、二七〇町	三	四、六八〇、八	一	二、三〇〇、九	一	八二六、一	四六	五二、六九〇、五	四七、〇三〇、三
上川	四三	三九、一五〇、五	三	四、九三〇、八				三六四、七	四六	四六、〇〇八、三	三八、五八七、五
後志	八	四、四七〇、〇							八	四、四七〇、〇	三、九四九、五
檜山	一〇	二、三三〇、〇							二	二、三三〇、〇	一、八四一、四
膽振	六	四、一〇〇、二							七	四、一〇〇、二	三、七〇〇、五
日高	九	二、六〇九、七							二	二、六〇九、七	三、二二〇、〇
十勝	九	三、七三七、一							一六	三、七三七、一	三、三二六、六
網走	一六	九、九七二、一							三	九、九七二、一	五、三三三、〇
留萌	三	二、九三三、三							三	二、九三三、三	三、一七〇、三
帶廣	三	一、一〇七、三							二	一、一〇七、三	二、四三〇、〇
北見	二	一、一〇七、三							二	一、一〇七、三	二、四三〇、〇
岩見澤市	三	一、〇〇九、〇							四	一、〇〇九、〇	一、二〇〇、九
計	一七三	三三、〇〇一、一	一〇	三、三三三、三	三	三、三〇〇、〇	一	八二六、一	三三〇	三三、〇〇一、一	三三、〇〇一、一

備考 一、本表の灌溉・排水及堤塘合計面積が前表と一致しないのは土功組合の廢止及地區の縮小に依つて整理せるに因る。  
二、既成水田反別に比し、水田作付反別の減少したるは、畑に還元せるものあるに由る。

二 現況 今茲に土功組合の造田状況を見るに、灌溉反別十四萬五千餘町歩の中既成

造田反別は約十三萬五千町歩であつて、尙一萬町歩の未造田面積を存する。之は主として最近設置に係る土功組合にして工事半にあるもの又は工事完成後と雖、用水其他の關係上造田の中途にあるものが多い爲であつて、全部の造田を見るのは尙數年を俟たねばならぬものであるが、近時土地改良に對する補助の途が設定されたから、從來に比して著しい進捗を見るに至るであらう。而して土功組合所屬の既成水田面積を全道の夫れに比較するときは、次表に見るが如く其の七割七分は組合の經營に係るものであつて、組合所屬の未成水田にして墾成を完了するに至らば、八割以上にも達するの盛況を見るに至るべく、本道水田事業に對し土功組合の存在は、其の大勢を左右するものと見ることが出来る。

而して組合經營及財政の現状につき概括的説明を試みれば、今や一の試練時代に遭遇し、之が打開策として鋭意穩健なる基礎固めを爲しつゝあるものと云ふことが出来る。即ち、米價好況時代に設置を見た、多數組合は多額の工事費債を負擔し、而も好況の反動として襲來したる昭和五年の米價暴落と之に次ぐ六・七兩年に互る水害凶作の打撃は甚大なるもので種々の禍根を貽してゐるが、之に因る土功組合の歳入缺陷に對しては特



に起債を認めて整理を有利に導き、又當時公債償還に最も困難を來したる七十組合に對しては償還年限延長の特別資金の融通を受け負擔の軽減を圖つた。水害凶作に因る歳入缺陷額補充起債に對して低利資金の融通並に國庫利子補給を講じたる外、昭和七・八年度に於ては經營極めて困難の状態に在る組合に對し、多年の懸案となつてゐた特別助成金交付の途を講じ、昭和十二年度を以て助成を完了し、漸く組合經營難緩和の一段落を告げたが、昭和九・十兩年復も冷害の襲來を受け、寔に惠まれざるもの甚しいのであるが、之に對しては組合費の減免・歳入缺陷補充起債の途を講じ、或は償還年限延長を圖り、更に降つて昭和十六年度に至り一部の甚しき困窮組合に對し特別助成を行ひたり。

土功組合所屬既成水田面積對全道既成水田面積比較表

支 市 及 市 名	昭和十八年		昭和十七年		昭和十六年		昭和十五年		昭和十四年		昭和十三年	
	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積
石 狩	一四、三〇、六	四、〇〇、〇	一三、七〇、七	四、〇〇、〇	一三、三〇、〇	四、〇〇、〇	一三、〇〇、〇	四、〇〇、〇	一二、〇〇、〇	四、〇〇、〇	一〇、〇〇、〇	四、〇〇、〇

其の 一

支 市 及 市 名	昭和十八年		昭和十七年		昭和十六年		昭和十五年		昭和十四年		昭和十三年	
	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積	全面積	同上中土功組合所屬面積
空 知	五九、五三〇・四	五〇、六八八・六	五〇、六九〇・〇	六六、六六八・六	五〇、四二一・九	五二、〇五〇・〇	五六、〇三〇・〇	五三、五三三・三	五二、〇三三・三	五三、六三三・三	五二、〇三三・三	五〇、〇三三・三
川 志	八、八五八・〇	三、九四九・五	三、七七七・三	三、九四九・五	四、〇〇四・三	四、〇〇四・三	四、〇〇四・三	四、〇〇四・三	四、〇〇四・三	四、〇〇四・三	四、〇〇四・三	四、〇〇四・三
山 島	四、九〇七・一	一、九七三・四	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
後 志	五、〇〇〇・〇	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
檜 山	五、〇〇〇・〇	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
渡 島	六、六六八・六	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三	三、七七七・三
日 高	四、七三三・六	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三
十 勝	四、七三三・六	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三	三、三三三・三
釧 路	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
根 室	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
網 走	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
宗 谷	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
留 萌	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
札 幌	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
旭 川	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
小 樽	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
函 館	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
室 蘭	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
帯 広	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
北 見	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
岩 手	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
多 摩	三、三三三・三	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一	一、三三三・一
合 計	一八六、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇	三三、〇〇〇・〇

備考 一、全面積に比し組合所屬の面積の大なるは畑地還元を差引かざるに因る。  
二、組合所屬面積の増減は地區變更、組合新設廢止等あるに因る。



支市名	昭和十二年		昭和十一年		昭和十年		昭和九年		昭和八年		昭和七年	
	全面積	同上中土地	全面積	同上中土地	全面積	同上中土地	全面積	同上中土地	全面積	同上中土地	全面積	同上中土地
石川	一三、八七六	四、五二二	一三、八七六	四、五二二	一三、八七六	四、五二二	一三、八七六	四、五二二	一三、八七六	四、五二二	一三、八七六	四、五二二
空志	六、一七〇	一、七〇〇	六、一七〇	一、七〇〇	六、一七〇	一、七〇〇	六、一七〇	一、七〇〇	六、一七〇	一、七〇〇	六、一七〇	一、七〇〇
後山	五、七五五	一、五七五	五、七五五	一、五七五	五、七五五	一、五七五	五、七五五	一、五七五	五、七五五	一、五七五	五、七五五	一、五七五
上島	八、二七七	二、〇七七	八、二七七	二、〇七七	八、二七七	二、〇七七	八、二七七	二、〇七七	八、二七七	二、〇七七	八、二七七	二、〇七七
渡島	四、六四四	一、九七七	四、六四四	一、九七七	四、六四四	一、九七七	四、六四四	一、九七七	四、六四四	一、九七七	四、六四四	一、九七七
日勝	五、一三三	一、三三三	五、一三三	一、三三三	五、一三三	一、三三三	五、一三三	一、三三三	五、一三三	一、三三三	五、一三三	一、三三三
十日	六、九二六	二、七九七	六、九二六	二、七九七	六、九二六	二、七九七	六、九二六	二、七九七	六、九二六	二、七九七	六、九二六	二、七九七
鋼根	五、二九九	一、二九九	五、二九九	一、二九九	五、二九九	一、二九九	五、二九九	一、二九九	五、二九九	一、二九九	五、二九九	一、二九九
網走	六、二〇七	一、六〇七	六、二〇七	一、六〇七	六、二〇七	一、六〇七	六、二〇七	一、六〇七	六、二〇七	一、六〇七	六、二〇七	一、六〇七
宗谷	二、二一九	〇、八一九	二、二一九	〇、八一九	二、二一九	〇、八一九	二、二一九	〇、八一九	二、二一九	〇、八一九	二、二一九	〇、八一九
札幌	五、一五九	一、七〇九	五、一五九	一、七〇九	五、一五九	一、七〇九	五、一五九	一、七〇九	五、一五九	一、七〇九	五、一五九	一、七〇九
旭川	五、三〇九	一、三〇九	五、三〇九	一、三〇九	五、三〇九	一、三〇九	五、三〇九	一、三〇九	五、三〇九	一、三〇九	五、三〇九	一、三〇九
小樽	五、八〇〇	一、八〇〇	五、八〇〇	一、八〇〇	五、八〇〇	一、八〇〇	五、八〇〇	一、八〇〇	五、八〇〇	一、八〇〇	五、八〇〇	一、八〇〇
函館	五、五五二	一、五五二	五、五五二	一、五五二	五、五五二	一、五五二	五、五五二	一、五五二	五、五五二	一、五五二	五、五五二	一、五五二
室蘭	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八
北見	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	〇、八四八
合計	一八、四八八	五、四八八	一八、四八八	五、四八八	一八、四八八	五、四八八	一八、四八八	五、四八八	一八、四八八	五、四八八	一八、四八八	五、四八八

土功組合工事費總額及補助額調 (昭和十八年末現在)

支市名	工事費總額	灌漑工事				排水補助	水田補助	助成金別	計
		幹線補助	支線補助	改良工事補助	床補助				
石川	一、〇七〇	三、七六一	三、〇〇〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇
空志	二、〇三三	六、一〇七	三、〇〇〇	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三	二、〇三三
後山	一、三〇九	三、七七一	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九	一、三〇九
上島	一、九二二	四、三三三	一、九二二	一、九二二	一、九二二	一、九二二	一、九二二	一、九二二	一、九二二
渡島	一、七〇九	三、三三三	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九
日勝	五、一三三	一、三三三	五、一三三	五、一三三	五、一三三	五、一三三	五、一三三	五、一三三	五、一三三
十日	五、二九九	一、二九九	五、二九九	五、二九九	五、二九九	五、二九九	五、二九九	五、二九九	五、二九九
鋼根	六、二〇七	一、六〇七	六、二〇七	六、二〇七	六、二〇七	六、二〇七	六、二〇七	六、二〇七	六、二〇七
網走	二、二一九	〇、八一九	二、二一九	二、二一九	二、二一九	二、二一九	二、二一九	二、二一九	二、二一九
宗谷	五、一五九	一、七〇九	五、一五九	五、一五九	五、一五九	五、一五九	五、一五九	五、一五九	五、一五九
札幌	五、三〇九	一、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九	五、三〇九
旭川	五、八〇〇	一、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇
小樽	五、五五二	一、五五二	五、五五二	五、五五二	五、五五二	五、五五二	五、五五二	五、五五二	五、五五二
函館	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八
室蘭	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八
北見	一、八四八	〇、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八	一、八四八
合計	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

土功組合費段當賦課額調 (昭和十七年度)

段當賦課額	組合數	賦課段別	賦課總額	段當賦課額		組合數	賦課段別	賦課總額
				三画以上	三画以下			
一画未滿	三六	三、二六八	一〇九、七四四	三画以上	三九	一〇、〇七〇	三、二六八	
二画未滿	三三	三、九八〇	三、九八〇	三画以下	三〇	一、〇〇〇	三、九八〇	
三画未滿	三三	一、八七〇	四七三、六九九	合計	三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	



土功組合目的別負債額調 (昭和十八年四月現在)

支 應 名	組 合 数	災 害 土 木 費	普 通 土 木 費	財 政 整 理 費	計
石 知 川	一五	四、六三八	五、七二六	三、九六一	一四、三二五
上 志 川	一四	一、九一四	八、九三三	一、三七一	一二、一八四
後 山 志	七	一、四七〇	四、八七〇	二、〇八六	八、四二六
榆 山 志	七	三、九六一	八、四一七	一、四八八	一三、八一六
日 勝 高	三	二、二五六	五、九三三	四、六八七	一二、八一六
十 勝 高	一〇	一〇、七三三	五、九三三	四、六八七	二一、三五三
細 走 勝	一四	二、二五六	五、九三三	四、六八七	一二、八一六
留 走 勝	三	三、九六一	八、四一七	一、四八八	一三、八一六
帶 見 廣	一	一、四七〇	四、八七〇	一、四八八	七、八二八
北 見 廣	二	二、九四〇	九、七四〇	二、九七六	一五、六五六
岩 見 廣	三	四、六一二	一三、六一二	四、六一二	二二、二九六
計	一七	六、四一七	二〇、三三三	六、七二六	三三、四七六

三、土功組合更生計畫

前記の如く前後三回に互り助成を行ひたるも、未だ経営順調ならざる組合尠からず、糧食増産上之を忽諸に付すること能はざるを以て、土地改良五箇年計畫に併進して土功

組合の根本的更生を圖り、之が完遂に依て生産増加に寄與せんとする計畫を樹立したのである。即ち

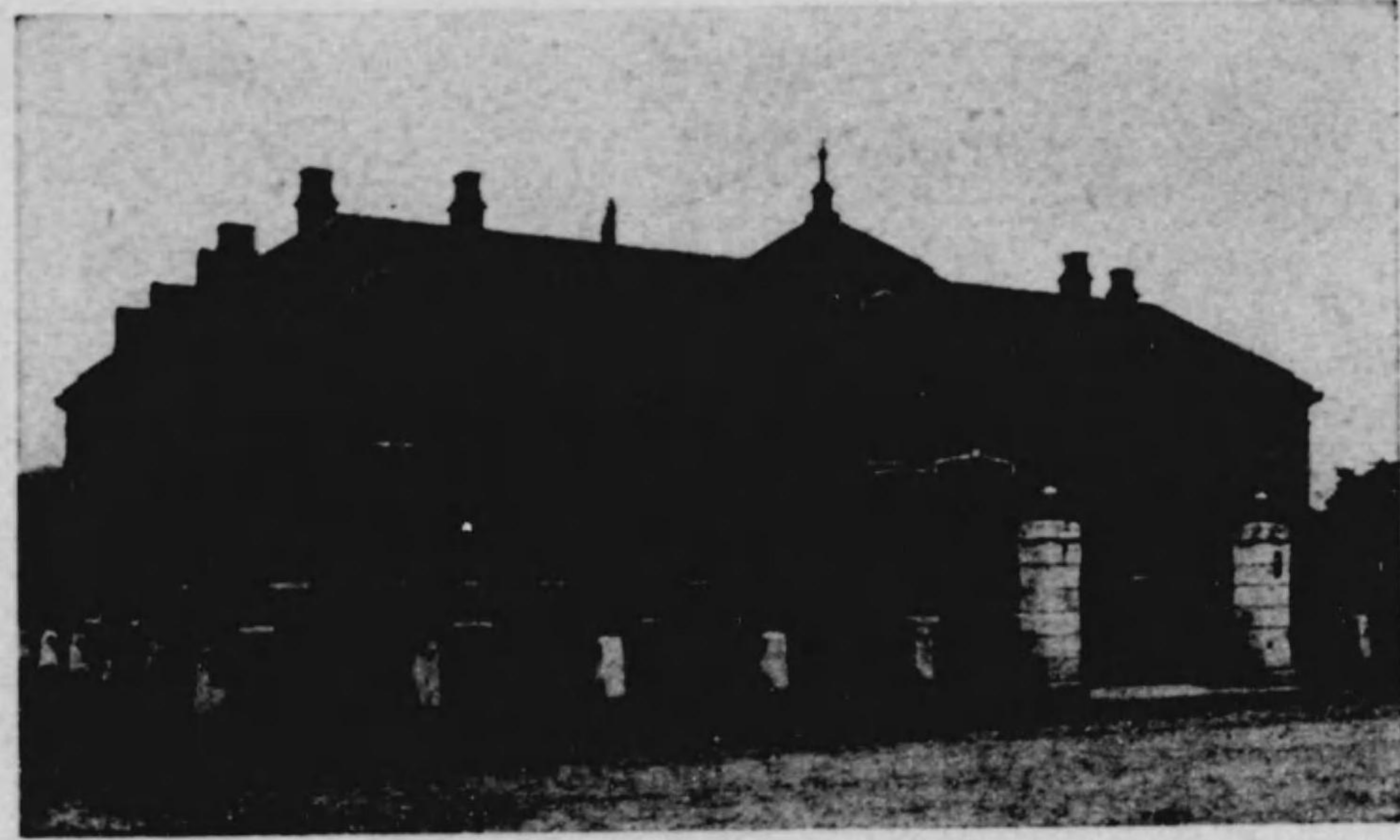
- 一、地區内の土地改良事業を他に優先して急速に完成せしむること。
- 二、地區内の水田不適地の畑地還元を斷行し畑作物に依て確實なる收穫を圖ること。
- 三、地區内の小作地を自作農とすること。

の三要項の實行に在るが、組合の負債多額が原因して土地に對する執着心を失ひたると、且つは、財政的にも自力のみを以て其の履行至難なる組合に對し、負債の償還資金を助成せんとするものである。

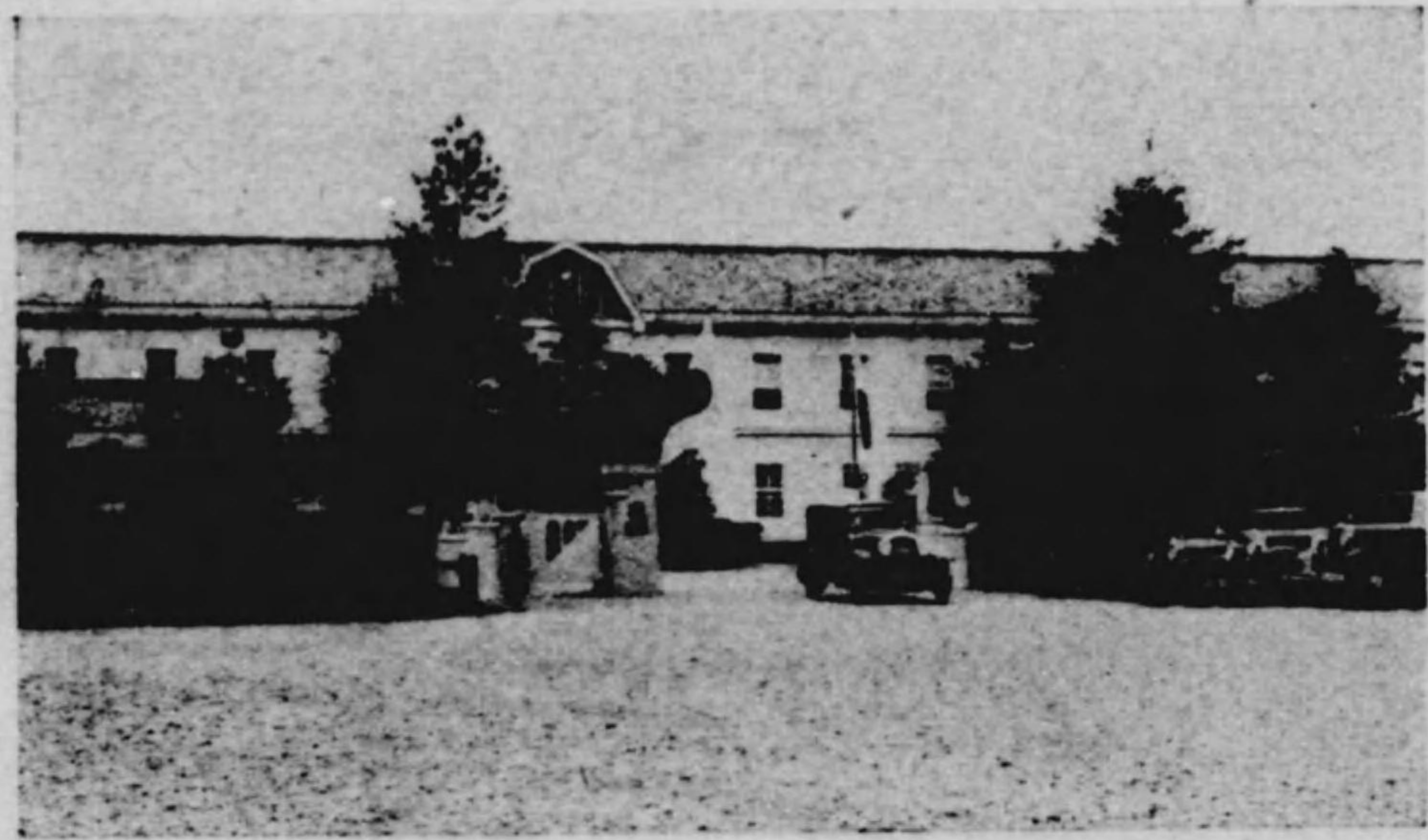
更生計畫に基き、償還を要する負債總額は千三十八萬圓にして内八百三十萬圓は國庫の助成、百四萬圓は北海道地方費の補助に求め、殘額百四萬圓は本道開發に重大なる關係を有する、北海道拓殖銀行の寄與及受益組合の負擔に俟ち、今後三箇年間に交付の豫定である。

組合の経営不振に陥りたる原因は、冷害凶作年に於ける歳入缺陷・補填・災害復舊工事費等支辨の爲起債したる組合債累増し、引いて生産を阻害し組合をして次第に不況に

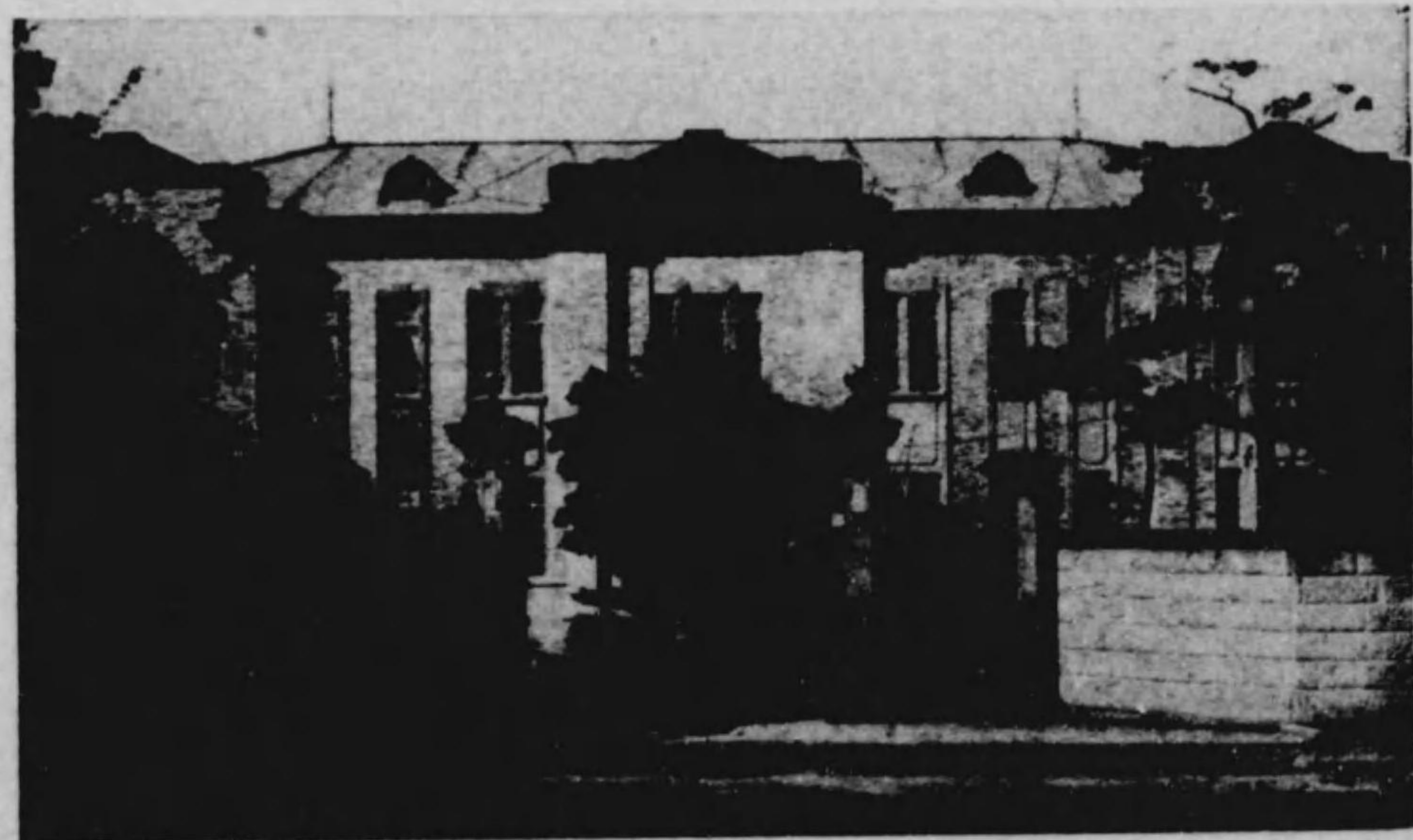




札幌控訴院



旭川師團司令部

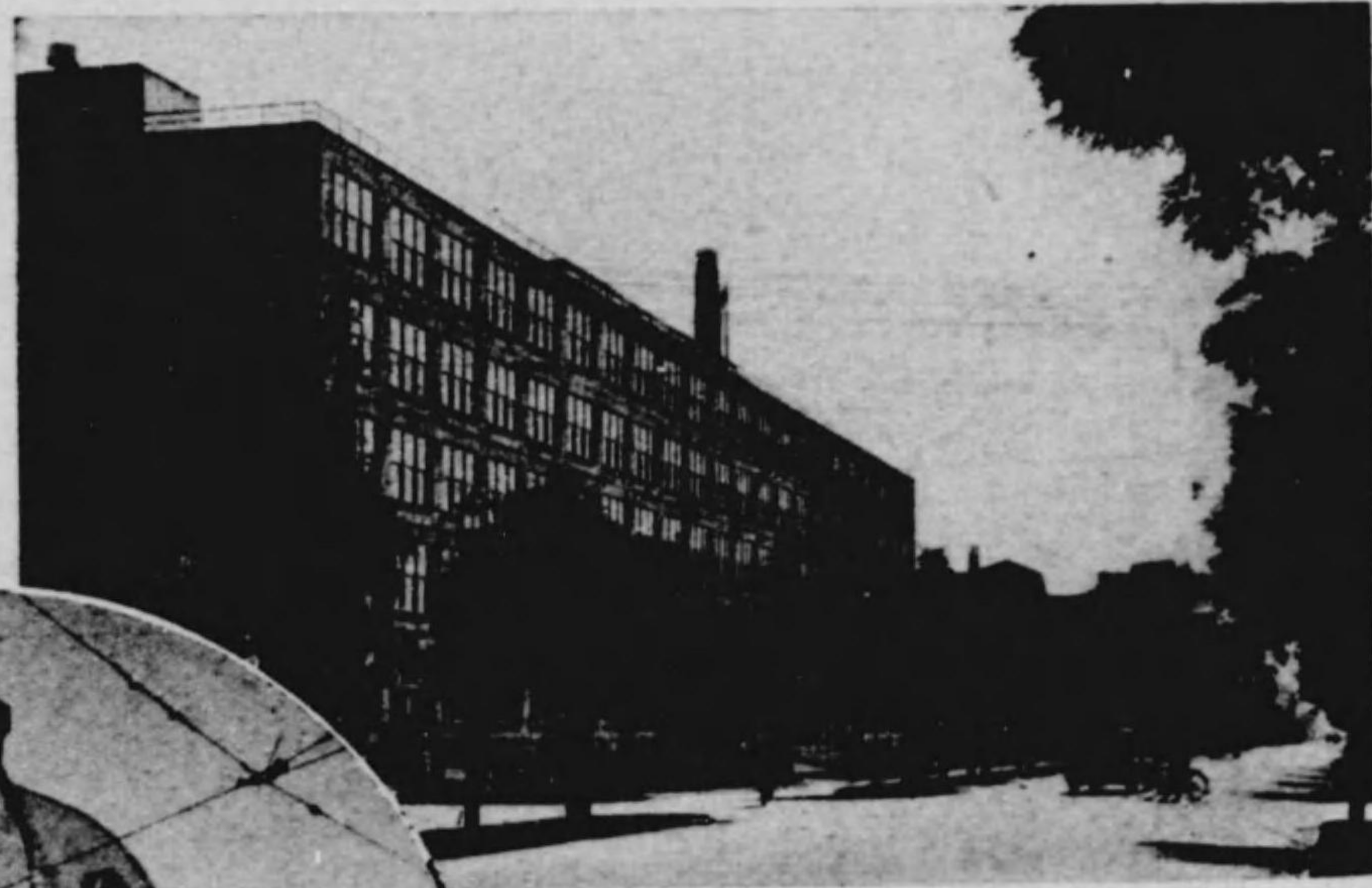


帝室林野局札幌支局

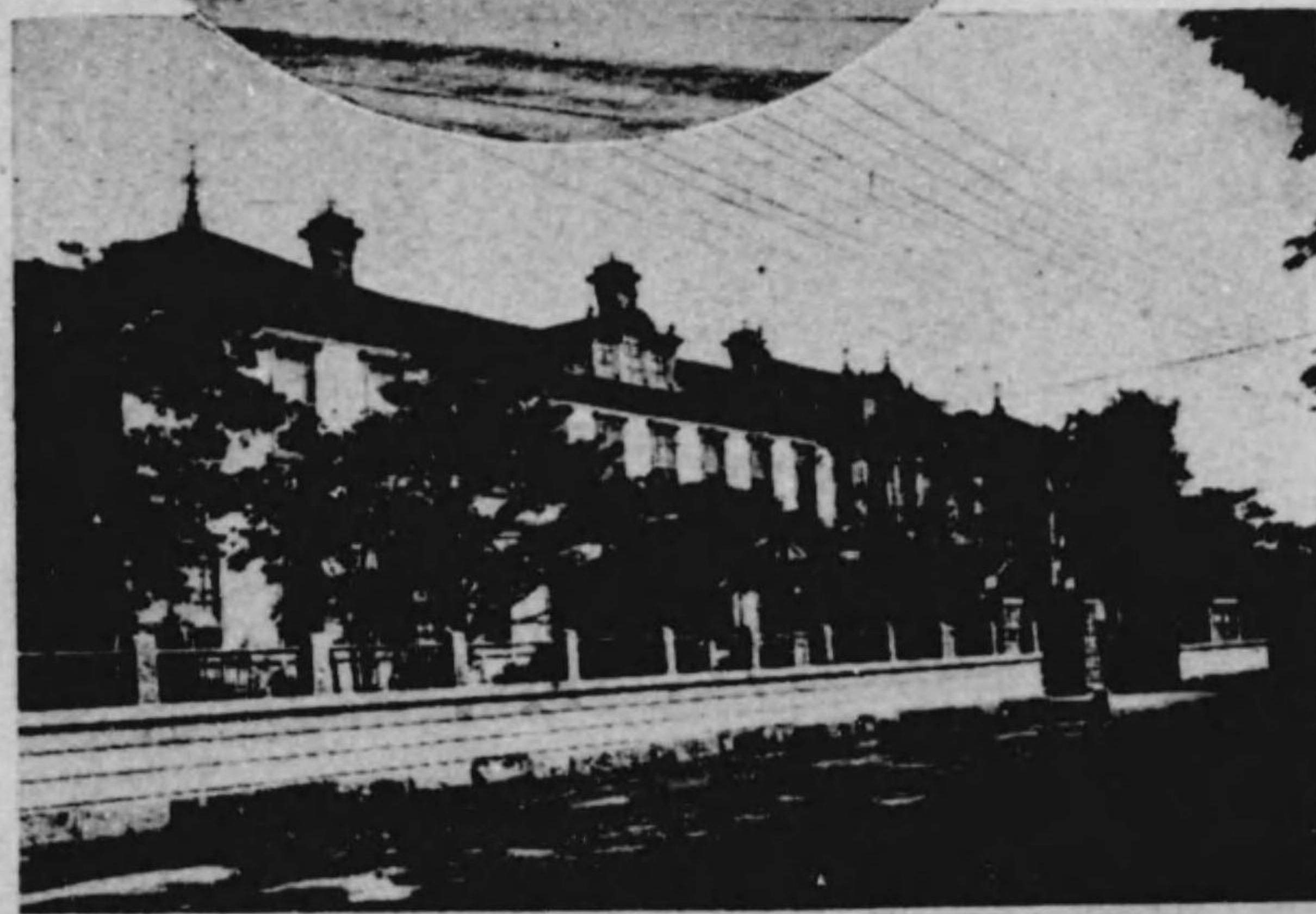
至らしめたるに鑑み、斯如き事態發生するも起債に依らずして經理し得る様、全道土功組合を以て土功組合聯合會を組織せしめ、一應五箇年を劃して總額二百八十萬圓を以て共済施設を行はしめんとし、地方費は之に對し百萬圓を助成し、他の百八十萬圓は組合の負擔として運営せんとするのである。又助成組合の事業の圓滑なる促進を圖る爲、專任職員の設置を奨励する等の經費年額九萬六千圓に對し、其の六割五分たる六萬二千四百圓を地方費を以て助成せんとするものである。



局道鐵幌札

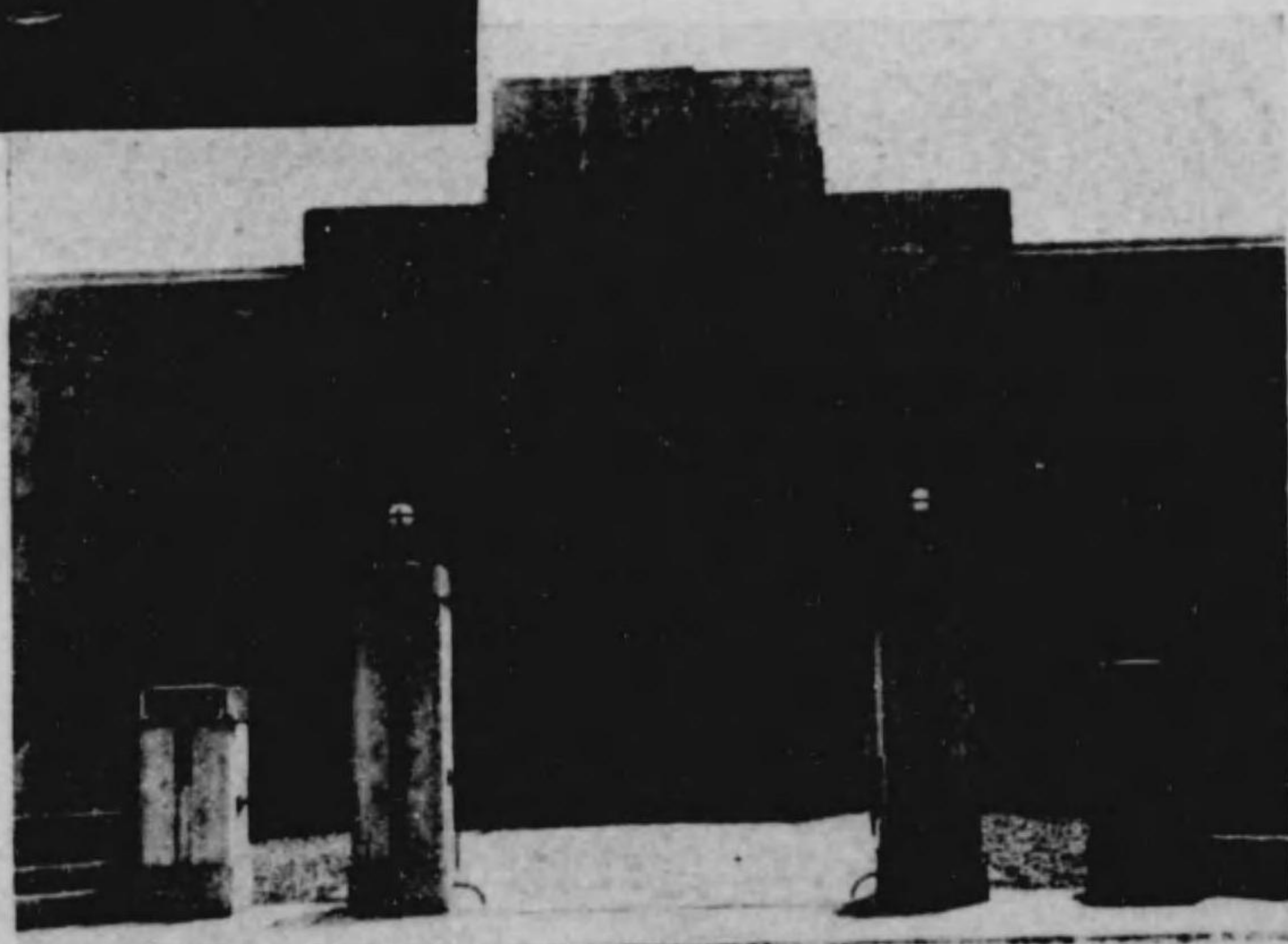


局信遞幌札



札幌財務局

札幌鑛山監督局





## 第十一章 行政機關

本道の行政は、明治二年開拓使を置き、之を其の機關として樺太を併せたる區域を統轄したるに始まる。而して開拓使の廢止と同時に特殊政務を中央諸官省の直轄となし、同十五年の所謂三縣一局時代には、殖民及山林等主として拓殖を目的とする事務は總べて之を農商務省に移し、翌年更に同省に北海道事業管理局を置いて之を統一管理せしむることゝした。同十九年三縣一局を廢して北海道廳を置き、次で三十年北海道廳官制の改正を見、既設郡役所を廢して新に十九支廳を設けた。

一方自治行政に於いては明治三十四年三月法律第二號及第三號に據る北海道會法並に北海道地方費法の實施によつて、北海道も亦一の地方公共團體となり、其の議決機關として北海道會を有するに至つたのである。更に大正十一年四月法律第五十七號及第五十八號を以て前記二法に改正を加へて道參事會設置せられ、府縣と略同様な組織となるに至つた。

又市町村にありては開拓使設置後移民陸續として來道し、諸方に新村を開いたが、明



治五年戸長役場を置くまでは舊村と共に、維新前の舊制度に則り自治に當らしめた。

爾來町村數は漸次増加し、開拓使廢止の明治十五年には百四十二町・五百四十四箇村の多きに達した。而して同十九年の廢縣置廳に當り官制の大變革ありたるも、自治行政に於ては大體開拓使當時と大差なく、三十二年に至つて札幌・函館・小樽に區制を、次いで翌三十三年に至り龜田郡大野村外十五箇村に一級町村制を施行したるを以て本道に於ける自治制施行の嚆矢とする。尙町村の財力及發達の程度が未だ一級町村制を施行するに適せざる町村に對しては、三十五年二月北海道二級町村制の制定により、同四月札幌村外六十一箇町村に對して之を實施するに至つた。然るに尙町村制を施行する迄に進歩せざるものに對しては舊制に依り依然戸長役場を存したが、拓殖の進展に伴ひ一・二級町村制を施行するもの漸次其の數を増した。更に大正十一年八月、札幌外五區に市制實施せられ、翌十二年戸長役場を全廢し、降つて昭和二年一・二級町村制にも改正を加へ、本道の自治愈其の擴充を見るに至り、時勢の進運に伴ふ様になつたが、更に昭和十八年市制及町村制並に北海道會法を改正し戰時に於ける自治行政及國政事務處理の強力にして且簡捷なる運用を圖ることゝなつた。而して今回の町村制改正に於ては從來の一

級及二級町村制の名稱を廢し、二級町村を内務大臣の指定町村とした。尙昭和三年に於ては普通選舉法に依る第一回の衆議院議員及道會議員の選舉を施行し現在に及んでゐる。

## 一 官 治

(イ) 道 廳 現行北海道廳官制に依れば北海道廳は普通地方官廳で、長官の地位及權限は殆ど府縣知事と同じである。即ち、長官は内務大臣の指揮監督を承け、且道内に於ける各省の主務に付ては各省大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し、北海道の拓殖殖民の事務及部内の行政事務を總理するもので、道内事務に於ては其の職權又は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に廳令を發し得るものである。道廳には長官官房の外總務・學務・經濟・土木・警察・拓殖の六部を置きたるも昭和十七年十月職制改正に依り長官官房の外、總務・學務合併の内政部、土木・拓殖合併の振興部と前の經濟・警察の四部となり各部長が長官の命を承けて其の所管事務を分掌してゐる。

### 北海道廳組織一覽表

長官官房 秘書課・人事課・文書課・會計課・庶務課・拓殖計畫課  
内政部 地方課・學務課・社寺兵事課・青年教育課・社會課・衛生課・金屬回收課



自治講習所・大沼學院・軍事援護中央相談所・行啓記念北海道廳立圖書館・保健所(四箇所)・健康相談所(五箇所)・治療院(八箇所)・都市計畫地方委員會

經濟部

資材課・農政課・食糧課・馬政課・水產課・經濟指導課・木船課・產業組合講習所・北海道食糧研究所・食糧検査所及同支所(十一箇所)・農業試驗場及同支場(五箇所)・農事試作場(九箇所)・工業試驗場・水產試驗場及同支場(三箇所)・水產孵化場及同支場(五箇所)・度量衡器檢定場及同支所(二箇所)・農業試驗場畜產部及同分場(一箇所)・農業試驗場瀧川種羊場・蠶業取締所及同出張所(三箇所)・水產物検査所及同支所(十五箇所)・酪農検査所・北海道廳商工事務所

振興部

道路課・河川課・港灣課・土地改良課・土功組合課・土木現業所(九箇所)・治水事務所・東北築港事務所  
拓殖課・林政課・森林規畫課・造林課・林產課・林業試驗場・營林區署(三十箇所)・林產物検査所及同支所(十八箇所)・拓殖實習場(四箇所)

警察部

警務課・警防課・警務指導員室・情報課・特別高等課・外事課・輸送課・經濟保安課・刑事課・勞政課・國民動員課・保險課・警察署(六十箇所)・水上警察署(三箇所)・警察練習所・健康保險出張所(三箇所)・健康保險相談所(四箇所)・國民勤勞動員署(二十六箇所)

(ロ) 支廳

本道を十四の地域に區分し、夫々北海道廳支廳を置いてゐるが、支廳長は長官の補助官吏であり、長官の指揮監督を承けて法律命令を執行し、委任の範圍に於ては自ら支廳令を發し得るもので、各部門の行政事務を掌理すると共に、町村長を指揮監督するものである。

支廳の名稱・位置・管轄區域は次の通りである。

名稱	位置	管轄區域
石狩支廳	札幌市	札幌郡・千歲郡・石狩郡・厚田郡・濱益郡
渡島支廳	函館市	龜田郡・上磯郡・松前郡・茅部郡・山越郡
檜山支廳	江差町	檜山郡・爾志郡・久遠郡・太櫓郡・瀨棚郡・奥尻郡